

目 次

第1号（6月18日）

告 示	
.....	1
応招議員	
.....	1
議事日程	
.....	3
本日の会議に付した事件	
.....	4
出席議員	
.....	6
欠席議員	
.....	6
事務局職員出席者	
.....	6
説明のため出席した者の職氏名	
.....	6

開 会	
.....	7
会議録署名議員の指名	
.....	7
会期の決定	
.....	8
諸般の報告	
.....	9
町長提出第74号議案	
.....	10
町長提出第75号議案	
.....	12
町長提出第76号議案	
.....	14
町長提出第77号議案	
.....	14
町長提出第78号議案	
.....	14

町長提出第79号議案
.....	14
町長提出第80号議案
.....	15
町長提出第81号議案
.....	15
町長提出第82号議案
.....	16
町長提出第83号議案
.....	16
町長提出第84号議案
.....	16
町長提出第85号議案
.....	16
町長提出第86号議案
.....	16
町長提出第87号議案
.....	16

町長提出第 8 8 号議案
.....	1 6
町長提出第 8 9 号議案
.....	1 6
町長提出第 9 0 号議案
.....	1 6
町長提出第 9 1 号議案
.....	1 6
町長提出報告第 2 号議案
.....	1 9
町長提出報告第 3 号議案
.....	2 0
町長提出報告第 4 号議案
.....	2 1
散 会
.....	2 3
署 名
.....	2 4

第2号（6月21日）

議事日程

..... 25

本日の会議に付した事件

..... 25

出席議員

..... 25

欠席議員

..... 25

事務局職員出席者

..... 25

説明のため出席した者の職氏名

..... 26

開 議

..... 26

会議録署名議員の指名

..... 26

一般質問	
.....	27
2番 村上 英喜君	
.....	27
9番 斎藤 和巳君	
.....	34
10番 河田 隆資君	
.....	48
6番 岡田 克也君	
.....	61
4番 竹内志津子君	
.....	69
14番 後山 幸次君	
.....	87
13番 米澤 宕文君	
.....	103
延 会	
.....	113

署 名

..... 1 1 4

第3号（6月22日）

議事日程

..... 1 1 5

本日の会議に付した事件

..... 1 1 5

出席議員

..... 1 1 5

欠席議員

..... 1 1 5

事務局職員出席者

..... 1 1 5

説明のため出席した者の職氏名

..... 1 1 6

開 議

..... 1 1 6

会議録署名議員の指名	
..... 116	
一般質問	
..... 116	
12番 小松 洋司君	
..... 117	
11番 川田 剛君	
..... 126	
15番 沖田 守君	
..... 136	
8番 青木 克弥君	
..... 150	
5番 道信 俊昭君	
..... 164	
1番 京村まゆみ君	
..... 179	
散 会	
..... 193	

署 名

..... 194

第4号（6月23日）

議事日程

..... 195

本日の会議に付した事件

..... 197

出席議員

..... 198

欠席議員

..... 199

事務局職員出席者

..... 199

説明のため出席した者の職氏名

..... 199

開 議

..... 199

会議録署名議員の指名	
..... 200	
津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について	
..... 200	
町長提出第76号議案	
..... 200	
町長提出第77号議案	
..... 201	
町長提出第78号議案	
..... 202	
町長提出第79号議案	
..... 203	
町長提出第80号議案	
..... 216	
町長提出第81号議案	
..... 230	
町長提出第82号議案	
..... 230	

町長提出第83号議案
.....	231
町長提出第84号議案
.....	232
町長提出第85号議案
.....	233
町長提出第86号議案
.....	234
町長提出第87号議案
.....	235
町長提出第88号議案
.....	235
町長提出第89号議案
.....	240
町長提出第90号議案
.....	241
町長提出第91号議案
.....	241

発議第4号
.....	242
発議第5号
.....	243
発議第6号
.....	244
請願第2号
.....	245
請願第3号
.....	245
請願第4号
.....	247
請願第5号
.....	252
議員派遣の件
.....	252
文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について
.....	253

経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について	
.....	253
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	
.....	253
発議第7号	
.....	255
閉 会	
.....	256
署 名	
.....	257

津和野町告示第31号

平成22年第4回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年6月1日

津和野町長

下森 博之

1 期 日 平成22年6月18日

2 場 所 津和野町役場 第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君

村上 英喜君

板垣 敬司君

竹内志津子君

道信 俊昭君

岡田 克也君

三浦 英治君

青木 克弥君

斎藤 和巳君

河田 隆資君

川田 剛君

小松 洋司君

米澤 宕文君

後山 幸次君

沖田 守君

滝元 三郎君

○6月21日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○6月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成22年 第4回(定例)津和野町議会会議録(第
1日)

平成22年6月

18日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成22年6月18日 午

前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて

平成 22 年度津和野町老人保健特

別会計補正予算

(第 1 号)

日程第 5 町長提出第 75 号議案 工事請負契約の締結について

日程第 6 町長提出第 76 号議案 津和野町副町長の定数を定める
条例の一部改正に

ついて

日程第 7 町長提出第 77 号議案 津和野町職員の育児休業等に関
する条例等の一部

改正について

日程第 8 町長提出第 78 号議案 津和野町国民健康保険条例の一
部改正について

日程第 9 町長提出第 79 号議案 津和野町国民健康保険税条例の
一部改正について

日程第 10 町長提出第 80 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計
補正予算 (第 1 号)

日程第 11 町長提出第 81 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正

予算 (第 1 号)

日程第 12 町長提出第 82 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 13 町長提出第 83 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算

(第 1 号)

日程第 14 町長提出第 84 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計補

正予算 (第 1 号)

日程第 15 町長提出第 85 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正

予算 (第 1 号)

日程第 16 町長提出第 86 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事

業特別会計補正予

算（第1号）

日程第17 町長提出第87号議案 平成22年度津和野町農業集落
排水事業特別会計

補正予算（第1号）

日程第18 町長提出第88号議案 平成22年度津和野町電気通信
事業特別会計補正

予算（第1号）

日程第19 町長提出第89号議案 平成22年度津和野町診療所特
別会計補正予算

（第1号）

日程第20 町長提出第90号議案 平成22年度津和野町介護老人
保健施設事業特別

会計補正予算（第1号）

日程第21 町長提出第91号議案 平成22年度津和野町病院事業
会計補正予算（第

1号）

日程第22 町長提出報告第2号 平成21年度津和野町一般会計繰

越明許費繰越計

算書の報告について

日程第 23 町長提出報告第 3 号 平成 2 1 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越

明許費繰越計算書の報告について

日程第 24 町長提出報告第 4 号 平成 2 1 年度津和野町病院事業会計における弾力

条項の適用の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて

平成 2 2 年度津和野町老人保健特

別会計補正予算

(第 1 号)

日程第 5 町長提出第 75 号議案 工事請負契約の締結について

日程第 6 町長提出第 76 号議案 津和野町副町長の定数を定める
条例の一部改正に

ついて

日程第 7 町長提出第 77 号議案 津和野町職員の育児休業等に関
する条例等の一部

改正について

日程第 8 町長提出第 78 号議案 津和野町国民健康保険条例の一
部改正について

日程第 9 町長提出第 79 号議案 津和野町国民健康保険税条例の
一部改正について

日程第 10 町長提出第 80 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計
補正予算 (第 1 号)

日程第 11 町長提出第 81 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正

予算 (第 1 号)

日程第 12 町長提出第 82 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算

(第2号)

日程第13 町長提出第83号議案 平成22年度津和野町介護保険
特別会計補正予算

(第1号)

日程第14 町長提出第84号議案 平成22年度津和野町後期高齢
者医療特別会計補

正予算(第1号)

日程第15 町長提出第85号議案 平成22年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正

予算(第1号)

日程第16 町長提出第86号議案 平成22年度津和野町下水道事
業特別会計補正予

算(第1号)

日程第17 町長提出第87号議案 平成22年度津和野町農業集落
排水事業特別会計

補正予算(第1号)

日程第18 町長提出第88号議案 平成22年度津和野町電気通信
事業特別会計補正

予算（第1号）

日程第19 町長提出第89号議案 平成22年度津和野町診療所特別会計補正予算

（第1号）

日程第20 町長提出第90号議案 平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別

会計補正予算（第1号）

日程第21 町長提出第91号議案 平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第

1号）

日程第22 町長提出報告第2号 平成21年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計

算書の報告について

日程第23 町長提出報告第3号 平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越

明許費繰越計算書の報告について

日程第24 町長提出報告第4号 平成21年度津和野町病院事業会計における弾力

条項の適用の報告について

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番 道信 俊昭君

6番 岡田 克也君

7番 三浦 英治君

8番 青木 克弥君

9番 斎藤 和巳君

10番 河田 隆資君

11番 川田 剛君

12番 小松 洋司君

13番 米澤 宕文君

14番 後山 幸次君

15番 沖田 守君

16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 ……………

長嶺 常盤君

教育長 …………… 斎藤 誠君 参事 ……………

右田 基司君

総務財政課長 …………… 島田 賢司君 税務住民課長 ……………

米原 孝男君

まちづくり政策課長 …… 村田 祐一君 営業課長 ……………

大庭 郁夫君

地域振興課長 …………… 長嶺 清見君 健康保険課長 ……………

水津 良則君

農林課長 …………… 田村津与志君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 環境生活課長 ……………

長嶺 雄二君

教育次長 …………… 世良 清美君 会計管理者 ……………

山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。先日、梅雨入りをしたということでございますけれども、今までまとまった雨はございませんでしたが、きょうはやや激しい雨が予想されているようでございます。いずれにいたしましても、これから梅雨の末期にかけて大きな被害がないことを心から祈りたいというふうに思っております。

また、九州の宮崎のほうでは、御案内のように口蹄疫の問題、大変なことになっているようでございます。私どもの島根県のほうにも、大きな影響が出ているようでございます。これも一日も早い終息を心から願うところでございます。

本日より平成22年第4回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

本定例会は、専決処分の承認、契約案件、条例案件、平成22年度各会計補正予算などについて御審議いただくわけでございます。皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、板垣敬司君、4番、竹内志津子君を指名いたします。

それでは、先日議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） 議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成22年6月14日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第7条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日6月18日から6月23日までの6日間といたしたいと思っております。

初日の18日金曜日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けたいと思います。なお、提出議案のうち専決案件、契約案件については、質疑、討論、採決を行い散会したいと思います。

19日土曜日、20日日曜日は休会といたします。

21日月曜日、22日火曜日の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問13人の37件です。

23日水曜日は、残りの町長提出議案の質疑、討論、採決を行い、請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

津和野町議会議長、滝元三郎様、議会運営委員会委員長、斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

日程第2．会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から6月23日までの6日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は
本日から6月23日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告

【3月定例会以降】

4月 2日（金） 鹿足郡町村議会議長会総会（吉賀） 議長・
副議長

6日（火） 交通安全テント村（直地） 議長

7日（水） 全員協議会

木曜会（町民セ） 議長

広報委員会

15日（木） 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長

18日（日） 木部地区民体育大会（木部小G） 議長

25日（日） 津和野町議会議員一般選挙

31日（金） 幼花園竣工式 議長

5月	7日	(金)	議員懇談会
	11日	(火)	臨時会
			全員協議会
	14日	(金)	正副議長就任あいさつ回り(益田・萩・山口・吉賀)
			議長・副議長
	17日	(月)	町村議会議長・副議長全国研修会(東京) ～
	19日		議長・副議長
			鹿足郡町村議会議長会臨時会(東京) 議長・副議長
	20日	(木)	高津川水系治水砂防期成同盟会総会(益田)
			議長
			浜田市～津和野町間幹線道路整備推進協議会総会
			国道9号益田地域道路整備促進期成同盟会総会
			国土交通省浜田河川国道事務所の事業概要説明会
			浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟

会総会

25日 (火) 津和野町商工会通常総代会 (町民セ) 議長

26日 (水) 水曜会 (町民セ) 議長

27日 (木) 萩・石見空港利用拡大促進協議会総会 (益田)

議長

28日 (金) 鹿足郡防犯連合会監査 議長

30日 (日) 津和野町消防操法大会 (野村駐車場) 議長

6月 1日 (火) 鹿足郡防犯連合会総会 (津和野警察署) 議長

議長

3日 (木) 鹿足郡町村議会議長会議員研修会 (山村セ)

議長・新人

議員4名

4日 (金) 島根県立大学支援協議会監査 議長

8日 (火) 国家公務員初任行政研修生との意見交換会

津和野町観光協会定例総会 (町民セ) 議長

9日 (水) 全員協議会

広報委員会

11日 (金) 一般質問通告締切日 正午

14日（月） 議会運営委員会

【視察関係】

3月31日（水） 石川県能美市議会5名 議長・商工観光課長

4月22日（木） 新潟県議会16名 商工観光課長・係長

4月23日（金） 島根県吉賀町議会13名 地域振興課長・課

長補佐

3月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりでございます。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4．議案第74号

○議長（滝元 三郎君） 日程第4、議案第74号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは皆さんおはようございます。本日は、6月定例議会の招集をお願いをいたしましたところ、皆様方にはお忙しい中おそろいでお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

ございました。

早速でございますが、今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件 1 件、契約案件 1 件、条例案件 4 件、一般会計を初め各会計補正予算案件 1 2 件、報告案件 3 件の合計 2 1 案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重御審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 7 4 号専決処分の承認を求めることについてであります、津和野町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて

.....

○議長（滝元 三郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第74号専決処分の承認を求めることについて、平成22年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第1号）は承認することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 5. 議案第 7 5 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 5、議案第 7 5 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 7 5 号工事請負契約の締結についてであります。森村地区下水道管布設工事に伴うもので、本工事費仮契約を締結して議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 7 5 号 工事請負契約の締結について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、山田君。河田君。失礼しました。河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） この資料によりますと、どこと言っ

たらしいんですか、緑の線がありますね。緑の線が径200ミリ、そしてその下が250ミリとなっておりますけども、素人で少しわかりませんけども、本管であるならば同じ太さではないかなというふうに思っておりますが、これ何か少し専門的な説明をお願いしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） それではお答えします。

黄色い線のところが大きく緑の線が小さいという分は、緑の線のところは津和野高校方面とそれから町田方面への分岐で2つに分かれます。そこで、合流してからは大きくなり、合流する枝のほう、先のほうは200ミリ、小さくなる。上流に行くほど小さくなって下流に行くほど大きくなるという、これは処理水量の量によって計算されたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） この地図はかなり古いと思われませんが、何年ぐらいの地図でしょう。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） この図面は、位置図として提出する

ものでありまして、津和野町で調整した図面としてはかなり古いものでございます。

最近調整したものではなく、ただ下水道の工事に当たりましてはその関係するところは詳細に調査しかえたもので使っておりますが、位置図としたものでございますので旧来の図面を活用させていただいております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） これは指名競争入札になってますが、指名は何社に指名されて、入札が何社参加されて落札率は幾らだったかということをお教えください。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） それではお答えいたします。

指名は、町内業者10社、これは指名基準を満たす業者で選定をしております。そのうち、4社が辞退をされました。事前辞退が1社、それから入札書による辞退が3社でございます。

それから、落札率は82.55%でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ございませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第75号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第76号

日程第7．議案第77号

日程第8．議案第78号

日程第9．議案第79号

○議長（滝元 三郎君） 日程第6、議案第76号津和野町副町長の定数を定める条例の一部改正についてより、日程第9、議案第79号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第76号津和野町副町長の定数を定める条例の一部改正についてでございます。副町長の定数を2人から1人に改めるもので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、副町長から御説明を申し上げます。

次に、議案第77号津和野町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてでございます。国の育児休業等の改正に伴うもので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

次に、議案第78号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。国の改正に伴うもので、議会の議決をお願いするもので

ございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第79号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。所得割、均等割の改正、それに伴う軽減の額の改正をするもので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

〔副町長説明〕

.....

議案第76号 津和野町副町長の定数を定める条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第77号 津和野町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第78号 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

議案第79号 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第10. 議案第80号

日程第11. 議案第81号

日程第12. 議案第82号

日程第13. 議案第83号

日程第14. 議案第84号

日程第15. 議案第85号

日程第16. 議案第86号

日程第17. 議案第87号

日程第18. 議案第88号

日程第19. 議案第89号

日程第20. 議案第90号

日程第21. 議案第91号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第80号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第1号）より、日程第21、議案第91号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上12案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第80号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億2,028万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額74億453万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

次に、議案第81号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,662万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額11億3,668万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第82号平成22年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額21万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第83号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,833万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額12億2,231万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第84号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ115万円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額2億9,127万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第85号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ117万

4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億27万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第86号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ249万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額3億936万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第87号平成22年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ予算総額534万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第88号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,518万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額2億4,249万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第89号平成22年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1

号) についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,043万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額1億2,096万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第90号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号) についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,685万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額5億6,750万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第91号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号) についてでございますが、収益的収入を318万5,000円を追加し、予算総額6億9,941万4,000円、収益的支出を293万9,000円追加し、予算総額7億2,650万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 8 0 号 平成 2 2 年度津和野町一般会計補正予算 (第 1 号)

.....
○議長 (滝元 三郎君) 健康保険課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第 8 1 号 平成 2 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 8 2 号 平成 2 2 年度津和野町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 8 3 号 平成 2 2 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 8 4 号 平成 2 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

.....
○議長 (滝元 三郎君) 環境生活課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第 85 号 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 86 号 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 87 号 平成 22 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（滝元 三郎君） 説明の途中ではございますけれども、後ろの時計で 10 時 15 分まで休憩といたします。

午前 9 時 58 分休憩

.....

午前 10 時 15 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由の説明を続けます。地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 88 号 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 89 号 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 90 号 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 91 号 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第 22. 報告第 2 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 22、報告第 2 号平成 21 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第 2 号平成 21 年度津和野町

一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第2号 平成21年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上のことにつきまして、特に質疑があればこれを許しします。——ないようですので、質疑を終結いたします。

.....

日程第23. 報告第3号

○議長（滝元 三郎君） 日程第23、報告第3号平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題

といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第3号 平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

.....
○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があればこれを許します。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第 2 4. 報告第 4 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 2 4、報告第 4 号平成 2 1 年度津和野町病院事業会計における弾力条項の適用の報告についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第 4 号平成 2 1 年度津和野町病院事業会計における弾力条項の適用の報告についてでございますが、地方公営企業法第 2 4 条第 3 項の規定により、平成 2 1 年度津和野町病院事業会計における弾力条項の適用について報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第 4 号 平成 2 1 年度津和野町病院事業会計における弾力条項

の適用の報告について

.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があればこれを許します。——ございませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本日までに受理をいたしました陳情書等は既に配付のとおりでございます。

.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会を（「4番」と呼ぶ者あり）4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） よろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。何ですか。

○議員（4番 竹内志津子君） 資料の要求をいたしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 資料の、まあ言うてみて。

○議員（4番 竹内志津子君） よろしいでしょうか。国保会計、国保の国保税の税条例の一部改正についてというので、国保税が増額になるんですけども、率はここに出されていますけども実際これの、このような増額になった場合に、平均的な家族でどれぐらいの増額になるか

というような例を示していただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） そのときに、質疑のときに、最終日質疑がございますわね。そのときに回答としていただきたいちゅことですか、最初からもう資料としてということですか。はい。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） そのときにその資料を示して説明していただければいいですけども、ただ口頭でこう言われたのではちょっとわかりにくいんで、資料示してほしいなというふうに思ってるんですけど。当日いきなり言うよりも、早目に用意していただいたほうがいいと思うんですが。

○議長（滝元 三郎君） 課長、きょうは、当日出せますか。当日というか最終日、質疑のとき。

○健康保険課長（水津 良則君） 2日目のところで試算したものが出せる、出せますか。

○議長（滝元 三郎君） 2日目。いや、質疑を最終日に。

○健康保険課長（水津 良則君） 事前に試算の資料ですか。

○議長（滝元 三郎君） 当日出てくりゃいいんでしょう。最終日の質疑のときに、じゃあ、いけん。どうぞ4番。

○議員（4番 竹内志津子君） それは、2日目とか3日目に早目に出していただければ、それだけ私たちは判断の材料になるのでいいんですけど、それが可能なら早いほうがいいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 出せれば、対応できますか。

○健康保険課長（水津 良則君） 今の試算については既にできてはおりますが、本日ここ持ってきておりませんので、今度の2日目のところでお配りしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） はいじゃそういうことでお願いいたします。

ほかにございませんですね。それでは、本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午前 10 時 42 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 22 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
2 日)

平成 22 年 6 月

21 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 22 年 6 月 21 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番 道信 俊昭君

6番 岡田 克也君

7番 三浦 英治君

8番 青木 克弥君

9番 斎藤 和巳君

10番 河田 隆資君

11番 川田 剛君

12番 小松 洋司君

13番 米澤 宕文君

14番 後山 幸次君

15番 沖田 守君

16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 ……………

長嶺 常盤君

教育長 …………… 齋藤 誠君 参事 ……………

右田 基司君

総務財政課長 …………… 島田 賢司君 税務住民課長 ……………

米原 孝男君

まちづくり政策課長 …… 村田 祐一君 営業課長 ……………

大庭 郁夫君

地域振興課長 …………… 長嶺 清見君 健康保険課長 ……………

水津 良則君

農林課長 …………… 田村津与志君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

建設課長 伊藤 博文君 環境生活課長

長嶺 雄二君

教育次長 世良 清美君 会計管理者

山本 典伸君

選挙管理委員会委員長

石川 喜己君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、ここで18日、初日の出席議員数を訂正をさせていただきます。出席議員数を15名というふうに発言をしてしまいましたけれども、16名ということに訂正をさせていただきます。御理解をいただきたいと思ひます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により 5 番、道信俊昭君、6 番、岡田克也君を指名いたします。

日程第 2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第 2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序 1、2 番、村上英喜君。2 番。

○議員（2 番 村上 英喜君） 改めて、おはようございます。改選後の初の一般質問のトップバッターということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、通告の件につきまして随時質問をさせていただきます。

最初に、選挙管理委員会についてということで通告しております。4 月 25 日に、我々の関する町議会議員選挙がありました。今までにない激戦の選挙戦になりました。我々も町民も、投票の 1 票の重みというのを改めてこの選挙で感じたと思います。

そうした中、得票投数が同数ということで、最後には当選をくじの抽選で決定すると、当落をくじで抽選で決定するといった選挙戦の後、選管のミスがあったというようなことで、町民に対しておわび等の報告のチラシがありました。その後、どのようになったのか、町民は大変関心を持っております。選挙管理委員会から町のほうへ当面のことながら計画等を受けておると思いますので、詳細に説明をいただきたいと思えます。

2点目に、来月の11日には、国選であります参議院選挙が決定されたようであります。きょうは選挙管理委員会の石川委員長においでいただきまして、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思えます。

そこで、委員長にお尋ねを申し上げますが、参議院選挙の選挙体制は今の体制で行うのか、また、前回ミスがあったということですので、二度とこういうミスがないために、どのような対策を考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。それでは、本日から一般質問でございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番、村上議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

選挙管理委員会から町に対してどのような報告を受けているのかという御質問でございます。

4月25日執行の津和野町議会議員一般選挙における経過につきましては、皆様御存じのことと思いますが、町選挙管理委員会より一連の事態に関しまして、町民の皆様におわびをしたとおり、このたびの選挙における管理・執行における対応や公表のおくれなどにより、候補者の方はもとより、町民の皆様等に疑念や動揺を与えたため、経過の公表を交えおわびをした、そういう旨の報告を町に対して受けたところでございます。

その後、3名の方から異議の申し出があり、選挙管理委員会において協議をした結果、そのうち1名の方は提起されたものが選挙の効力に関するものでございましたが、不適法なものであったため却下、また、他の1名の方についても、提起されたものが選挙の効力に関するものであり、異議の申し出は適法ではありましたが、その主張には理由がないものとして棄却、残りの1名の方については、提起されたものが当選の効力に関するものでしたので、当事者の方をお呼びし、面前で無効票

を開披して、申し出内容の投票についての審査も行い、棄却ということでそれぞれ決定をした旨の報告を受けている次第でございます。

2番目の御質問につきましては、選挙管理委員会に対する御質問でございますので、委員長よりお答えをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 石川選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川 喜巳君） それでは、村上議員さんの7月における参議院議員の選挙の体制について御説明申し上げます。

7月におかれまして参議院議員選挙におきましては、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の2つの選挙が同日に行われますので、このたびの町議会議員選挙を踏まえて、職員体制については当然のことながら増員し、選挙事務においては、慎重の上にも慎重を期して二重、三重のチェックを行われる体制をとる必要があると考えております。いま一度選挙事務全般の見直しを図り、再発防止と選挙に対する信頼回復に誠心誠意努めてまいります。

また、選挙投票事務説明会等においても業務内容や役割を詳細に説明して、選挙事務の執行に際しては、すべての事務が民主主義の根幹にかかわる重要なものであることを再認識し、二度とこのようなことを起こさないという強い決意と緊張感をもって取り組んでまいります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほど経過報告並びに参議院選挙に当たっての対策等答弁がありました。経過報告の中で異議申し立ての中で、不適法なものであったので却下ということ述べられておりましたが、この「不適法なもの」ということはどういうことを意味しているのか、わかれば答弁をお願いいたします。

それから、先ほど町長が経過報告をいたしました。委員長が来られておりますので、それ以外に補足する点等がありましたら、よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、「不適法なもの」とはどのようなものかという御質問でございますが、私のほうで聞いておる限りでございますが、この異議を申し立てをされるに当たって、まずその当事者であるかどうか、選挙のですね、ということもあるというふうに聞いておられて、ほかの2名の方は今回候補者の方から異議の申し立てが出ておるわけですが、その1名の方については、当事者以外の方から異議の申し立てがなされたということで、そうしたことを勘案して不適法と判断をしたというふうに報告を受けている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川 喜巳君） 先ほどの「不適法」の件でございますが、異議申し立てのする人は町内でなければならないということと、選挙人等であること、または候補者ということになっております。この却下いたしましたのは、他の町村でございましたし、選挙人でもなし、候補者でもありません。なので却下いたしました。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、最後の質問ですので、もう一点ほどお聞きいたしますが、次の参議院選挙に向けて二度とこういうミスがあってはならないと私も強く思っておりますが、そうした中でこのたびの投票用紙を二重に渡している、2枚重ねて渡したんじゃないかというようなことで、これだけの大きな問題が話題になったという経過の中で、私が聞いている中では、やはり投票用紙が国政選挙の投票用紙より町会議員のときには若干程度が落ちる投票用紙だったために、こういうことが起こったのではないかと。

また、選挙区においては、投票管理者が集落等で推薦する地区もあるかと思いますが、そういう投票管理者等が選挙のためにかわっている

投票区もあるということが、こういったことも原因の一つじゃないかと、要因の一つじゃないかというような町民からの声も聞いておりますが、そういった点について委員長はどのように考えておりますか、委員長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川 喜巳君） 投票用紙の関係でございますが、上質の模造紙ということになっておりますが、多分これは静電気が起きたために二重に、二つ折りで渡しておりますので、その数えるときに多分静電気が起きて引っついておいたのではないかという予想されます。

次の町の投票につきましては、紙の質をちょっと変えてみようかという今話も出ております。

それと、私の考えでございますが、二つ折りに渡しますときに、固く折って渡す場合と軽く折って渡す場合、これによっても数えるときにわかるはずだと思いますので、その点も改善してみたいと思えます。

それから、投票管理者につきましては、日原地域においては、自治会の推薦というふうになっております。自治会長が信頼のおける管理人をしていただいておりますので、その点を御理解いただきたいと思えます。

ます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） いろいろな話を聞きましたが、参議院選挙においては、こういったミスがないように力を尽くしていただきたいと思います。

また、財政的には現体制で臨むようでございますが、やはりこのたびの問題というのは、一連の問題は大変大きな問題ととらえておりますので、今後選挙管理委員会の何らかのけじめは必要ではないかということをお訴えて、この質問を置きたいと思います。

次に、口蹄疫問題についてお聞きいたします。

宮崎県で4月20日に口蹄疫が発生しまして、それから2カ月が経過していますが、いまだに終息していないというのが現状であります。連日テレビ、報道等により国を挙げての対策に取り組んでいるということでもあります。こういったテレビ放送等の映像を見ますと、ほんと目を覆いたくなるような状況であります。宮崎県の農家の方に、被害者の方にお見舞いを申し上げたいというように思っております。

そういった中、感染拡大化しておりまして、いまだに家畜の殺処分が続いている状況であります。幸いに、当県では感染状況がありませんが、

しかし、県内においても5月市場が閉鎖になるというような問題が起きてきて、先日5月市場の閉鎖の市場が6月15日に開催をしたということで、農家の方は一安心といった状況ではありますが、やはり単価等を見ますと、やはり風評被害によるかどうかわかりませんが、やはり子牛単価等は若干値下がり傾向であったと。その要因として、やはり他県からの購買者が少なかったように私は感じております。

そういった中、農家の不安ははかり知れないものが私はあると思っておりますが、町として対策等はどのようにとっているのか、また、今後こういった被害がふえた場合に、農家への救援等をどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 口蹄疫等の家畜伝染病の防疫措置と危機管理体制は、家畜伝染病予防法に基づき作成された国の「特定防疫指針」により対応することとなります。

「特定防疫指針」における防疫措置の多くは、都道府県知事に対するものであり、対応の中心となるのは県となります。県知事は市町村と連携、協力を得るものと規定されていますので、市町村は国、県の防疫措置に協力する役割を担います。

本町においては、家畜伝染病防疫対策本部設置に関する例規が整備されておりませんでしたので、6月9日付で「津和野町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」を策定いたしました。

これにより、万が一発生した際には即座に対策本部を立ち上げ、国及び県の西部現地家畜伝染病対策本部と連携をし、迅速に対応したいと考えます。

次に、農家の救済に関する御質問でございますが、国は畜産農家の経済的な損失や子牛・子豚等の滞留等の問題が生じることから、経営維持のための対策として、殺処分家畜等に対する手当金、全額国庫負担による消毒薬散布、死体・汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金等を支給いたします。

県は、島根県家畜市場の延期及び価格低下の影響を受けた畜産農家に対し、当面の畜産経営の維持に必要な資金のための新たな制度資金の創設や、県下の全畜産農家に対して消毒用消石灰の無償配布、そして口蹄疫の情報提供等を実施しています。

町におきましても、今度どのような状況になるかわかりませんので、万が一の場合を想定しながら、議員が指摘された畜産農家の不安の解消のために県と協議、連携をしながら万全の体制を整えたいと考えて

おります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 口蹄疫につきましては、まだ拡大化がおさまっていないということでございますので、引き続き緊張感を持って取り組んでいただきたいというように思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思いますが、斎場事業についてということで上げております。

情報によりますと、きょうも2名の方がお亡くなりになったということで、ことしに入っても亡くなる方はたくさん、多くの方が亡くなっているというような実感を感じておりますが、そういった中で斎場を利用した町民の方から、よく要望等斎場について聞いていますが、例えば、控室でお別れのおときや葬儀終了した後に仕上げ等、お世話するわけではありますが、そういったときにやはり津和野の斎場の控室が大変狭いということをよく聞きます。また、調理室もトイレの隣にあって、大変どうかなと。また、調理室も狭いというような指摘等も大変よく聞いております。

そういった中で、やはりそういった世話をするのに折りの注文、折り等の料理の注文等、またそこでできないので会場を次の会場をはなえ

るといふときに大変手間がかかると、何とか改善してほしいという要望があります。そういった中で、やはり斎場ですべてそういったことができる会場というのが一番理想ですが、今後斎場について施設の改善の計画があるのか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 斎場の利用者につきましては、近年4年間では火葬炉の利用者が137件から173件、通夜、葬儀での利用者が54件から73件と、斎場を葬儀や通夜の会場として使用される割合は、建設当時に比べ格段に高くなっております。

斎場施設の改善につきましては、再三議会でも御質問をいただいておりますし、住民の方からもお聞きをしているところでございますが、まずできるところのいすの増設や、簡易ながら僧侶の更衣場所の確保等は行ってきたところでございます。

近年の住居建築様式や高齢化、人口減少等により、従来自宅で行っていた葬儀が難しくなったことが、通夜や葬儀に斎場を使用される方が増加した要因と考えますが、建設当時はこれほどの利用状況になることは予想できず、また、経費の面からも小規模なものとなったと思われ
ます。

斎場は、建設後10年以上が経過をし、炉を初めとする施設の修繕経費も年々増加している現状ではありますが、施設の改善につきましては、もう少し使用された方々から改善点等の御意見もお聞きをし、また施設の構造上の増改築可否や概算経費等について専門家に依頼をし、その結果を参考に財政状況もかんがみながら判断したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） これ施設については、すぐに大改造するというのは、予算的にもまず難しい面があるんだと理解しておりますが、しかし、利用者がほんと利用しやすいサービスというのは、やはり行政の責任ではないかという考えで、ひとつ提案であります。先ほど言ったように仕上げの料理、おときの料理等の折り等の提供できるお店、そうしたことや会場を貸してくれる旅館なりホテルなどになると思いますが、そういった指定店というものを求めてチラシ等を作成して、当然ながらなくなったら世話人の方は役場の窓口で死亡届を出されるわけでございますので、そういったところに利用できるそういった業者等のチラシを、案内を置いておけば、今度利用する方が参考に会場なり料理なりを考えて世話をするのに、大変便利じゃないかという

ふうと考えておりますので、こういったことは余り経費がかからない事業ですので、ぜひ住民サービスの一環としてやるべきと私は考えますが、その点について町長、お考えをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今の御提言でございますが、貴重な御提案ということで、また今後の検討していく材料にもさせていただきたいというふうに思っております。

そのほかにも、町政座談会に積極的に出かけておりますが、町民の方から斎場のもっと有効利用という中で、例えば通夜でその場にお泊まりになる方もおられることから、そこへ貸し布団とかそうしたものの貸し出しのそうしたサービスの提供ができんかという御提案もいただいているというような経過もございます。

もっともっとそういうふうにもいろいろお話を聞くことによって、いろんな提案等もお聞かせをいただけるかというふうに思っておりますので、いろいろと多くの方とまた議論をしていきながら、そうしたサービスの充実を努めてまいりたい。それには、指定管理者のほうの理解も必要かと思っておりますので、そうした面等も十分協議をして詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） この件については、町長も前向きに取り組んでいきたいというような答弁じゃなかったかと思いますが、しっかり住民サービスをこういったことをするのが住民サービスだというように思いますので、今後大いに取り組んでいただきたいことを要望して、私の一般質問を置きたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 発言順序2、9番、斎藤和巳君。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） おはようございます。通告に従いまして今回の質問は2点ほど質問させていただきたいと思うわけでございます。

まず、第1点目でございます。津和野共存病院の3階の療養型病棟についての今後の利用方法、あるいは今後どのような形で3階の病棟を維持していくのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

といいますのも、私も今回の議会選挙の改選に当たりまして、多くの町民の方から何とか3階の病棟を利用できるようなことはできないだ

ろうかというような御相談もかなり受けておるわけです。その点に関しまして質問させていただきたいと思うわけでございます。

まず、津和野共存病院の3階49床が21年1月から休止している状態になり、約1年半ばかり経過しているわけでございます。従来の療養型病床を利用されるほうが一番ベターだというのは、重々わかっておるわけでございますけども、医師あるいは看護師不足というそういうスタッフの確保ができないために、休止をやむを得ずやってるといのが現状だろうと、このように思っているわけでございますけども、やはりいつまでも待っていてもというような感もするわけでございますので、一日も早い再開、あるいは利用をしていただきたいというのが私の願いでございます。

そして、それに対して今まで現在行政側として、あるいは橋井堂としてどのようなことをかんがみながら利用方法、あるいは再開に向けてというようなことは協議してると思いますが、再開に向けては今さっき言いましたように、スタッフの不足というので大変難しいだろうというのは重々わかってます。

では、どういう形のものなら利用が可能かどうかというのを、多分検討されていると思うわけでございますので、その点に関しまして継続、

あるいは別の利用方法についてどのような今までの検討されているか、内容をお聞かせ願いたいと、このように思うわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、斎藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

医療施設の場合、医療法や診療報酬に基づきさまざまな施設基準をクリアするように建てられております。例えば、介護療養型の医療施設であれば、廊下幅等の基準がございます。

このように、仮に津和野共存病院3階の療養病棟を他の利用に転換をする場合、例えば介護保険に適用した生活する場としての施設に転換をする場合は、専用の入り口などリフォームが必要となり、新たな投資が発生をいたします。

一方で、現状の看護師不足のまま、あくまで療養病棟を再開するならば、介護老人保健施設せせらぎを本来の東棟のみの運営に減少させ、人員を津和野病院へ動かすという運営の可能性もないわけではございません。しかし、これについても病院側の医師数がふえなければ、実現は難しい状況でございます。

また、病床数の削減方針という国の基本的な政策のもとで一旦病床

を削減してしまうと、その再開は非常に困難でございます。このことは、益田圏域全体の療養型の医療施設の配置や再配分の問題についても関連をしておりますので、慎重に検討をしていかなければなりません。

いずれにいたしましても、橋井堂と指定管理者制度がスタートして1年と2カ月であります。看護師確保のために、現在橋井堂と町が全力を挙げて取り組んでおりますが、具体的には夜勤手当の増額を初めとする待遇改善や職場としての魅力を看護学校にアピールする訪問活動、外来パートの採用などの取り組みを昨年からようやく始めた状況でございますし、医師確保についても、今年度より1名の医師に保健施設せらぎに新しく赴任をいただいている実績とともに、現在も強力に医師確保対策を進めているところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、早急に結論を出すことなく、引き続き療養病棟の再開に向け努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君）ほかの利用は大変いろんな面で制度上、法的なものがあって難しいということでございまして、引き続き療養型病棟の再開に向けて努力していただきたいという御答弁がありました

た。

そこでお聞きいたしますけども、病院に関する地方交付税措置として、現在療養型病棟49床に対して、私の資料の計算によりますと、年間に約3階病棟今休止しておりますけれども、約9,000万ばかりの普通交付税、あるいは特別交付税によって措置されて町に入っておると思うわけでございますけども、それが私のお聞きするところによりますと、22年度はある程度それが確約されていると。23年度以降、それが本当に確約されているのかどうか、私の情報では、24、5年ぐらいまでは何とかやってくれるのではないかという情報もあるわけですが、23年度は確実にその交付税措置がされるのかというのも、今のところさだかでないというようなことをお聞きしとるわけでございます。

そうしますと、もし今年度はできたとして、来年度はもしかひよっとしたらその両交付税合わせて49床に対して、9,000万円の交付税措置ができなかった場合にとすると、やはり町としても大きな痛手になるわけで、財源がなくなるという格好でございます。

そうした中において、それがあくまでもある程度交付税措置されるというのであれば、若干の猶予もできながら再開に向けてを努力され

るというのわかるわけでございますけれども、私が一番気にしているのは、今まで津和野町のため、島根県のために一生懸命戦後働いた方々が、ああいうお年寄りになり、そういう施設に入らなくてはならなくなつたという事情があるわけです。

今まで地元のために貢献された方ばかりでございます。その人たちが今現在に入所されるせせらぎに対して、100人の方が、——約100人ですよ、の方が待機していると、順番待ちだというような形のものが推移されているわけでございます。そうしますと、早く入所したいけれども、順番待ちだからとうとう行くところがないというような形で家庭内介護をやって、家族の方に大変いろんな形で苦悩を強いられているというような状況が今現在あるわけでございます。

そうした中に、その人たちをやはり救ってあげると言っては語弊がありますけれども、入所を希望される方に対して、行政が温かい手を向けるのも一つの温かい行政のやり方だろうと、このように思っております。

そうした中において、どうしても医師確保、あるいは先生の確保ができなくて、現在の療養型病棟が再開できないというのをいつまでもやっとなるわけにはいかないだろうというので、やはり行政としましては、

いろんな町民がこういう要望をしとるっちゅうことに対して、負託にこたえるのが一つの行政の手腕でもあると、このように考えておりますのでね、ぜひともこの件に関しては慎重に審議していただいて、いろんな形で利用できるようにしていただきたいというのが、やはり50床では経費的に余りよくないと、70床が一番経営する段階において能率的であると、スタッフの事情からというような参考意見も聞いております。

そういう運営をかんがみて、ぜひとも早急にそういう施設の利用に関しては、具体的に引き続き再開に向けての努力ではなくて、交付税措置がされなかった場合も想定しながら、いかにこのせつかくある施設を利用できるかというような点も考えていかななくてはならないと思いますので、その点に関しまして再度聞きます。交付税措置が今後どのようにされるのか、わかる範囲内で結構でございますので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、交付税措置につきましては、先ほど議員が御指摘のとおりでございます。そうした中で、これはあくまでも本当見込みに過ぎませんので、どういう判断をしとるかといえば、議員御

指摘のように、25、6年、そうしたところまで何とかいただけるんじゃないだろうかと、その辺程度の予測ぐらいしかできないというような状況でございます。

ただ、そうした中で、今この療養病床の再開に向けての努力をすることを取り下げるといことになりましたら、もう我々側からそうした交付税措置を否定をするというか、ということにもつながりかねませんので、やはりそうした面からも、この療養病床の再開に向けて努力をしていくというスタンスは、決して崩してはならないというふうにと受けとめているところでございます。

そうした中、この23年度以降確約ではございませんので、どうなるかというのは、現時点では正確にははっきりとしたことは申し上げられないわけですが、現実としてそういうふうな待機者の方々が多くおられるということ、これはまた交付税措置とは別の問題として、真剣に受けとめていかなければならないというふうにご考えております。

ただ、これはもう先ほどの答弁でも申し上げたとおり、医師や看護師、そうしたものが今絶対的に不足をしている中でございまして、なかなか一概に早急に解決ができないという問題でございます。

それから、もう一つは、今医療は町だけの考え方では進まない状況になってきておりまして、益田圏域で体制を考えていく状況になってきております。これは、先日の産婦人科の問題も、もう議員の皆様には御承知のとおりでありますけれども、益田からお産ができなくなるという、そういう大変不安が生じた中で、木島先生に益田日赤にお移りをいただいて、そして益田圏域のお産体制というものを今維持をしているという状況でございます。

実は、これは今益田日赤等も含めた圏域の医療体制というのは、まだまだこの医師不足というのは、一波乱、二波乱ありそうだと、そういう今我々は危機感を持って取り組んでいるところでございまして、時がちょっと遅くなったということもございしますが、今ようやくこの益田圏域の医療体制を考えていこうという取り組みが始まったところでございます。

そうした中で、この療養病棟、そうしたものもどういう病床数を確保していかなければならないのか、それを益田圏域の枠組みの中でも考えていく必要があるということございまして、いましばらくその点については、またお時間をいただきたいというふうに思っておりますが、議員御指摘のことを貴重なことと受けとめまして、そうしたことも

念頭に協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 大変医療は底が深く、難しい面も重々わかっておるわけです。やはり介護ということになったり、いろいろ確保なり等益田圏域での連携もとりながらやっていくというのが、ベタ一だと思えます。

しかし、やはり今交付税のことを言いましたけれども、やはり休止という状態でいつまでも県、国がその交付税措置させていただけるかというのを、私としては非常に事業仕分けの段階においてカットされる可能性が強いのではないかというような気がいたしますので、もちろんカットされないという形で療養型病棟を再開するように努力は、もちろんしていただきたいわけでございますけども、反面、カットされた場合には、財政面、いろんな面を考えて、どのような形でカットされた場合をやるかということも、側面では検討をしていく必要があるんじゃないかと、このように思っておりますので、先ほど申しましたように、待機者が100人以上おるということを重々頭に置いていただいて、今後の対策等に検討をしていって、できるだけ町民のニーズにこたえた行政ができるようお願いしておきたいと思うわけでございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、齋場問題についてお聞きいたします。

齋場問題につきましては、私はこれで議会へ今回が3回目になるのではないかと思います。1年半経過した後に同じように質問させてもらいますけども、何年たっても答弁は同じでございます。「検討いたします」「このようにいたしたいと思います」ということの答弁が返ってきておるわけでございますけれども、今回改めて質問させていただきます。

1年経過、20年12月の定例会にて齋場の件について拡張工事、あるいは案内板の設置と祭壇の件について質問いたしました。

それに対して、1年半たったのだから、何らかの回答があるだろうと、このように私は思っていましたけれども、1年半たった中にこのように協議しました、このようにやっておりますというような報告は一切受けておりません。

そうした思いで質問させていただきますけども、やはり増改築に関しましては、先ほど同僚議員が質問したように、利用者の方からかなりの要望を受けておるわけでございます。その点に関しまして、私ども前回もやらせていただきました。やはり予算がかかるというのは重々わ

かっております。

そうした中において、前回の答弁では、予算に関しては相当額がかかるので、今後も当面の課題にさせていただきたいという答弁でありました。今後当面というのは、どれぐらいのことを言ってるのかわかりません。先ほどの同僚議員の質問に対しましては、専門家に依頼して、結果を参考にして財政状況をかんがみながら判断していきたいということでございますので、専門家に依頼するということは、正式的にどのぐらい金額がかかるかということの意味しとるだろうと思うわけでございますので、それは22年度に専門的に依頼されるのか、今年度にそうして早急にどのぐらいかかるからできないというような結論を出すのかという点について、まず1点お聞かせ願いたいと思うわけでございます。

そうして、もう一つ増改築につきまして、大幅な増改築が大変難しいということになれば、我々のことにいろんな格好で相談を受けておりますのは、やはりいろんな方があそこを利用した場合に、狭いというのは重々わかっておるわけでございますので、やはりその点に関しまして、やはり私としては、せめて組内の方がお手伝いに行く、そうすると組内の方があの狭いところで調理をしながら、もてなしをするわけですが、けれども、昼食をしようにも立って食べなくてはならないというよう

な状況が一つあるわけですね。

やはり親族の方と一緒にスペースがあれば、隅っこでできるわけ
でございますけど、多い人数のところではそれも難しいというような点
があります。まして、もう10年、11年以上経過したるわけござい
ますので、畳の張りかえも必要じゃないかというように意見も聞いて
おります。

また、トイレにいたしましても、11年前でございますので、夏場は
いいんですけども、冬場に行きますとやはりこのごろのトイレとい
うのは、ほとんど便座が温かくなつとるわけでございますので、あの冬
の寒いときに冷たい便座はいつまでもこういうような便器を置いてる
んかというような苦情も聞いております。

大幅な改修が難しいのならば、せめて畳の張りかえ、あるいはてごに
組内の方がお手伝いに行ったときの昼食する場所、便器の改修、それぐ
らいのことを最小限やっていただきたいというような思いがしており
ますので、その点に関しましてもどのようなお考えを持っておるのか、
お聞かせを願いたいと思うわけでございます。

看板設置でございますけども、やはり従来の方が3自治会に対しま
して看板を設置しないという覚書書を交わしているから、今のところ

当面その覚書書を尊重したいということでございまして、前回の私の質問に対して答弁では、課内会議を開いて、課内会議を協議した上において地元3自治会へ話を持っていくという御答弁をいただいております。

いまだに私が地元に行ってお話を聞きますと、そういうような要請はまだ受けておりませんという地元の御意見を伺っております。ということは、課内会議はしたけども、地元には尊重するから、その通りにはいかないんだという結論に達しているのか、まだ課内会議をやっていないのか、その点に関しまして担当生活課長としてどのような課内会議をいつやって、どのような話をしたかということをお聞かせ願いたい。

といいますのも、やはり私のもとにいろんな斎場を利用された方、身内の方が最後のお別れに行ったときに、看板が出てないからわからなかったと、日原の駅まで行ってやっと気がついて、引き返したときには、もう炉のほうへ入っていて、最後のお別れもできなかったというような点も聞いておりますので、そういう点に対しましてどのような1年半かけて、——1年半というてはかなりの日数がございましてけれども、どのような課内会議をして、どのような結論を出して、どのような形で

地元で相談に行かなかったという点に関しまして、御答弁願いたいと。

また、祭壇に関しましては、前回の質問では宗教の相違によって祭壇が異なるので、常備施設は難しいという答弁をいただいております。私は、あるところへ聞きました。宗教によって祭壇は全部異なるんですかと聞きましたら、そんな大きな大差はないはずですよという形をいただいております。

私が聞く人が全部ではなかったんですけども、そういうふう聞いておりましたけど、課長が答弁されている祭壇は宗教によって異なるというのであれば、どのようにこういう宗教はこういう祭壇が要る、こういう宗教はこういう祭壇が要るっちゃんことを調べた上の御答弁と、このように思いますので、その点に関しましてどういう違いがあったのか、その点をお聞かせ願いたい。私が調べたのと若干違うわけでございますので、その点に関しましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

斎場施設の増改築につきましては、先ほど2番の議員さんの御質問でお答えをしたとおりではございます。

その中で、何度も検討という回答の中で、検討が進んでないかという

御質問でもあったわけでございますけれども、私になりましては初めての御質問でもあるということを受けとめて、責任をもってしっかり検討していきたいということを、まず最初に申し上げたいというふうに思っております。

そうした中で、この設計士さん等をお願いをして、今から検討を加えていく中でどういうスケジュールでやっていくのかという御質問でもあったかというふうに思っておりますが、今議員からも御指摘をいただきましたように、この斎場については住民の皆さんから、あるいは利用者の方々から非常にいろんな要望をいただいているのが事実でございます。

2番議員さんのときにもお答えをいたしました。町政座談会におきましても、もっともっとうこういう改善点をという御提案等もいただいておりますので、多くの皆さんがいろんなその利便性に対する思いをお持ちでございますので、今からそうした町民の皆さん、利用者の方々にどういう改善点があるのか、またどういうところに問題点があるのかというのをアンケートをとるか、そういうところは具体的な方法はまだ決めておりませんが、協議、調査をしていきたいというふうに思っております。

そうした中で、ある程度町の方針というものを固めた上で、設計士さん、専門家の方々に御相談をしていくという計画になっていこうかと思っております、その上でどれぐらいの投資額、経費がかかるのかというの見積りをいただくということになると思います。

ですから、あくまでもすぐやるということが前提にはならないかもしれませんが、こうした財政状況でございますので、財政状況もかんがみながら、この改善に向けた方策というものを導き出していきたいというふうに考えているところでございます。

そうしたところから考えますと、今年度はある程度しっかり住民の御要望等を聞き、そして方針を固めるという年度にしていきたいと思っております。専門家をお願いするにも、やはり経費がかかることでございますので、その辺のタイミングを見計らって、今年度でもまだスケジュール的に間に合うということであれば、補正等で対応してそうした見積り等に向かうということも考えられるかもしれませんが、場合によっては来年度の計画にさせていただくということにもなるかもしれません。そうした状況の中で、検討を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、看板の設置についてでございますけれども、これまでのそ

の経過については、担当課長に対しての御質問でございましたので、経過は担当課長から説明をしたいというふうに思っておりますが、基本的な今時点の私自身の考え方といたしましては、建設当時町と地元3自治会が取り交わした覚書の中に、看板は設置しないことを遵守することとしているわけでございます。ただ、年月も以後経過をしております。また、議員も御承知のとおりだとは思いますが、斎場付近は国道9号線の現在改良工事により、景観等がさま変わりをしておると、そういうような状況もございますので、今後のそうした道路等の雰囲気も見ただ中で、景観も考慮した中で、地元関係者と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、祭壇の整備につきましては、斎場を使用される方の宗教や祭壇の程度の違いにより異なるということで、じゃあ宗教とは一体どういう違いを考えているのかという御質問でもございました。

私が聞いている範囲では、いわゆるその仏教の中の宗派の違いということではなくて、仏教、神道、あるいはその他の宗教がございます。そういう宗教の違いによって祭壇も違ってくるということ。あるいは、仏教の中ではその金額によって上・中・下と色々な祭壇の格があるわけございまして、そうしたことをこの祭壇の程度の違いということ

で、認識しているということを報告を受けている次第でございます。

そうした中踏まえて、この利用者のニーズに対応できるというものまでを常備するという、これは今民間のほうでも、そうした祭壇ももう既にそろえてされているという状況もございまして、それにあわせて今度町がそこへまた整備をしていくということは、民業との兼ね合いというものもありますし、そうしたことを踏まえて、それまでの投資をする必要はないんじゃないかと、そういう今私どもとしては考えに至っているという次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 先ほど前回の質問の回答の中で、課の中で検討したかという質問がございました。20年12月の議会で課の中、課内だと私が回答をしたことによって、部内というような話をさせて、部内というのは課だけではなくて、要するに庁舎内、町長を含めてという意味合いのことで回答を差し上げたと思っております。

その当時の中島町長との話でございまして、私も11年前斎場をつくったときの様子はわからないのでありますので、その当時の町長によくお話をさせていただきました。産みの苦しみ、大変なものがあつたと。そこへ斎場をもっていくには大変なことがあつたんだと。当時を思

い起こせば、相当苦勞したと。その中に、覚書の中に、本来なら看板と
もう一つは見えないようにって植え込みをすることになっていました。
その植え込みにつきましては、国交省が道路を拡張するということで
移転を余儀なくされまして、今は伐採してございませんが、そういった
状況もあるので、いましばらくそういったことにもう一つ進めて、看板
を設置ということにはならないだろうということをお伺いしたもので
ございます。

検討と言いましたが、検討というのは町長とその話を前任の町長と
させていただいたということでございます。それで、その回答をもって
いまだ議員の御質問が履行されてない、——履行といえますか、検討と
か前に一步進んでいない状況が続いているということでございます。

それから、その後これは民間の会社のほうが斎場を利用される、願
いをされる方のほうでと思いますが、看板のほうは少し大きめの町が
立てた看板じゃなくて、どこどこ家の葬儀会場とか、どこどこ家という
ような看板につきましては、以前よりは見やすく大きくなったもの
というふうには思っておりますが、これ町がやったわけではございませ
んで、民間の方がされてそういう便宜を図られておられるものと思
います。

検討をどうかということについては、そのようなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 改修。環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 祭壇のことについては、先ほど町長も申し上げましたが、私が調べた分では町長が回答したとおりでございます。宗教の違いといいますのは、仏教と神道、あるいは創価学会とか世界救世教とかいろいろ種類があるようではありますが、これは皆祭壇がそれぞれ違ってくるということでもあります。

それから、これも町長が先ほど答弁しましたが、仏教においての違いというのが、そう大きく違いはないけども、部屋の大きさとか何とかなよっては、それと祭壇のいかさとか、あるいは飾りつけとか、若干変わってくるんだということをお聞き、これは業界のほうから聞いておるところでございます。

議員がお聞きされた業界の方と若干違うかもしれませんが、そういう認識でおってございます。

○議長（滝元 三郎君） 畳とか何とか、あの場合。畳の張りかえとかトイレ、いいですか、あれは。いいですか。（発言する者あり）環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 再々答弁漏れがあって申しわけござ

いません。

畳の張りかえ、あるいは便座等について、これはそう大きな金が要るわけでもないのに、早急に検討される気があるかということですが、これも先ほどの町長が答弁しましたとおり、いろんな面総合的に考えて、予算かかることでもありますので、また内部で、課内じゃない内部で協議を、いろんな財政等も含めた上での協議をさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） やはり増改築にいたしては、かなりの予算が想定されるというのは重々わかっております。そして、やはり私が約利用者の中をざらっと計算してみますと、火葬だけで173件、通夜、葬儀をあわせて73件とっていう利用状況の報告をされておるわけでございます。

そういった中において、葬儀に関して1件当たり約40人は利用してるんじゃないかと思うわけでございます。多いところは百何件という方が利用し、一件につきしとるわけでございますけれども、そうしますと年間に約1万人の方が年間に利用するという数字になってきとるわけでございます。

やはり津和野町のいろんな施設があるわけですが、一般の町民の方々、年寄りから若い人までが1年間に1万人の利用するちゅう施設は、それぐらいしか私はないんだと思うわけですが、そういう利用者があるのに、予算の都合上そういつまでも先に延ばすことはないのではないか。利用者数から考えても、年間1万人以上の方が利用しとる施設でございますので、やはり財政が厳しいのは重々わかるんですけども、その点に関しましてやはり町民のニーズにこたえた形のものやっつけていかなきゃならないだろうと思うわけでございます。先ほどの答弁の中で、畳、便座等にいたしまして、そんなに経費がかからないって、そんなことを一々小さいので財政上、財政上と言われても非常に困るわけでございますので。やはり必要なものは若干の費用がかかっても、できるだけ苦しい財政であるけれども、早急にやろうというような意気込みでないと、財政上かんがみられたから部内で討議するという、部内といいますと課長の答弁で町長に討議するという、町長にお願い、話をするちゅうことでございますので、町長、その点に関しまして、ぜひともこの件に関しましては前向きに考えていただいて、実行できるようにしていただきたいと思うわけでございます。

先ほど部内というのは、課内ではなくて部内というのは町、なんか前町長でしたという課長答弁でございました。町長がだめだからというので、あそこで切れてるわけだろうと思うんですけども、やはり私は地元の3自治会に行ってどうでしょうかというたらいってお話ししました。別に今のところ行政からはそういう要請を受けてありませんよということでございました。

そうした中において、地元の方はどのような感覚でいらっしゃるのでしょうかというので、いろんな会合の中でお聞きしてくださいというようなことをお願いしましたら、ある自治会から「斎藤君、話はしたけども、やはり今の段階では覚書を尊重しなくてはいけないというのも若干おる。しかし、11年以上経過したんだから、もうあそこに斎場があるのはだれもわかってることだから、もう立ててもいいんじゃないか」というような意見も半数以上おるといような御意見とか、参考意見としていただきました。

しかし、地元がそれに対して本当に協議するということだと、正式的に行政からこういうことをどうでございましょうか、行政としては立てたいんですけども、やはり今までの覚書を尊重して、地元としては立てることが難しいでしょうかというのを真剣に討論しようとするなら

ば、行政のほうからこういうことでちょっと地元の意向を聞きたいからという正式的なものがないと、ついろいろんな話の中で器的なものでは、ほんの決論的なもの、あるいは討論的なものはできないからと、表面的な我々のただ思いを口にするぐらいしかできないよということもありましたので、ぜひともどういう結果が出あれ、一応地元としてこういう要請があるんですがどうかというのを、参考資料としていただいといて、それで再度部内会議をやっていただいて、結論を出していただきたいと思うわけでございますけども、その点に関しましていかがでございますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 地元住民の方々との話し合いでございますけれども、議員の御指摘も踏まえた上で、そうした取り組みということもやっていきたいというふうに思っております。やはりこういう合意が施設の完成段階においてスタート時点にあったということがありますので、やはり地元の皆さん方の合意がなくして進むべきものじゃないというのを重々受けとめているところでございますが、やはりそれをまた投げかけをしていかないと、その御意見等もわからないということでもありますので、そうした点も今から準備をしていってみたいとい

うふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますが、最初付近は今道路の改善に入っておるわけございまして、これが完成時にどういうスケ短になっているかということもありますので、今早急にその看板を設置をしても、場合によってはまたそのときに立てかえ、やりかえしという形にもならないわけございまして、そうした無駄も生じる可能性もあるということから、そうした状況もかんがみながら進めていきたいというふうを考えておるところでございます。

それから、畳やトイレという御指摘でもございました。これまでも2番議員にも御質問の答えたとおり、その増数、あるいはその他のことについても、できることについてはやってきたつもりでございます。また、このトイレ、畳等も御指摘を踏まえて、本当に必要という判断であれば、また改善に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、9番、斎藤和巳君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で10時20分まで休憩といたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順序3、10番、河田隆資君。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、私は本日3点について御質問をいたします。

このたびの改選時にいろいろと町民の皆様のまわりを回らせていただきまして、その間お聞きをいたしました中から、3点ほど御質問をいたします。的確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目でございます。交通体系の確立についてでございます。

回ってまいりまして、非常に私個人的に感じましたのが、4年前、また7年前と随分高齢化が進んでいるなという思いを持って回りました。例えば豊稼、そして商人地域におきまして、また町内の後田地域等におきまして、非常に先日まではしっかり歩いておられた方々が、手押し

車、杖等をついての歩行をされている、非常に高齢化の波というものを
感じた次第であります。

そこで、移動手段の確立等がいろいろ世間においてささやかれてお
ります。新聞等におきましては、石見交通の路線廃止等がうたわれてお
りますし、それによって町民の皆様もいろいろと自分たちの移動手段
はどうなるのだろうという問いを私にかけてきた方々がたくさんいら
っしゃいました。

3月定例におきましても、当町でも早々に移動手段の検討をする
という御答弁でありました。

そこで、まず町長にお尋ねをいたしますが、体系を確立するに当た
るの基本的な理念、どういうふうな理念を持って行おうとされてお
るのか。

次に、3月定例におきまして検討するという御答弁でございました
が、現在までの進捗状況と今後の取り組みについてどのような検討を
されたのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、河田議員の御質問にお答
えをいたします。

交通体系のあり方につきましては、合併以来大変大きな課題でありまして、両地域の現状に対し利便性や公平性などの視点から検討を行うとともに、地域審議会での御意見を伺いながら、基本的な考え方を一定のサービス水準を確保して、住民負担の公平性が担保された制度の構築を目指すこととしているところでございます。

今回の見直し作業におきましては、従来の生活バス路線維持に加え、いわゆる交通空白地域の解消、またスクールバスや通院などの移動目的と路線別利用予測による配置車両の検討、定時・デマンド・乗り継ぎの組み合わせによる効率的な運行スタイル、自治会等の非営利団体による輸送の可能性など、複合的で持続可能な生活システムとしての構築を図りたいと考えております。

以上のような考えに基づき、「津和野町地域生活交通運行計画策定業務」を既にコンサルタントに発注をし、具体的な計画を策定するための作業を行っております。

現在は、本計画の中心となる運行ルートの検討作業を行っており、利便性や配置車両の検討を加えた複数の案をまずは作成し、説明会等を通じて住民の皆様の御意見を伺って体系化をしてみたいと考えております。

御承知のとおり、新たな交通体系は平成23年4月から確実にスタートをさせなければならず、各種の法的手続、車両調達やバス停設置等に要する期間を考慮した場合、計画は10月中の策定完了をめどとする必要があります。

したがいまして、なるべく早い時期での計画原案作成と、多方面からの意見聴取や関係機関、団体等との協議、調整を行い、実施計画案として地域審議会での御意見を伺い、最終的には津和野町地域公共交通会議に図ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 進捗状況につきまして二、三点御質問をしますけども、過去の地域審議会私もメンバーでありました。その当時は、まだ路線廃止の話がありません。そして、町営バスの提案をしたわけですけども、どうしても既存の路線バスという大きな壁があるがために、なかなか住民サービスの徹底といいますか、我々が思っているその移動手段の確立というのが難しいという地域審議会でのお話でありました。

と申しますのは、少し具体的に言いますと、路線バスが通っている路線上での乗り降り、これは基本的にはルール上できないというお答え

でありました。素人感覚からいろいろなその御提案を申し上げ、それではその路線バスから脇道に入って降ろせばいいではないかとか等々、いろいろ素人感覚でそのときに御提案を申し上げたことを思い出しますけども、やはり皆様の移動手段等々が余りにも必要性に迫られている中、行政側が考えられているのが、どうも今の御答弁を見ても、机上論に余りにも偏っているなという感が否めません。

いろいろ皆様の御意見を調査しながら、そして策定に当たるという答えでありました。調査をしながらというその調査が、私が考えるのに、基本的にはどういった方々が住んでいるのか、ただ年齢だけでなく、どういった症状の方が住んでいるのかというきめ細かな調査まで本当は必要だと思っております。

ただ、年齢で高齢化の方々が住んでいるという感覚だけじゃなくて、もう少し幅広い調査をしていただきたいということと、そして将来予測ですね、将来予測が今は元気だけでも、どういうふうな予測になるかという、それらも踏まえた体系じゃなくてはならないと思っております。

その点についてどのようなお考えをお持ちなのか、そして、先ほども御答弁の中で既にコンサルタントに発注をしたというふうに述べられ

ておりますけれども、こういったコンサルタントなのかということ
1点お伺いをいたします。

そして、地域審議会に計画案を一応つくり、諮るというふうに言われ
ておりますけども、元来あった地域審議会なのか、また新たな委員さん
を指名をした審議会になるのか、その点についても御質問をお願いを
いたしたいと思います。

次に、最後に少し答弁漏れがあったんだなというふうに私感じてお
りますが、まず町長の基本理念をお伺いをしたいというふうに最初
をお願いをいたしました。

と申しますのも、これは恐らく既存の石見交通さんをお願いしたほ
うが、交付税措置等もありまして一番安く上がるシステムだと思っ
ております。これを生活バス等を仕立てていきますと、町の持ち出し等は
確実にふえてくる。そうすると、住民サービスの観点を重んじた施策を
とるのかどうかという基本的なことになってまいりますけども、住民
サービスのためなら、いとわず金をどこかから捻出をしながらやると
いう御覚悟があるのかどうか、その点が答弁漏れとしてありましたの
で、その点もあわせてお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） それでは、私のほうから最初に御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この調査の内容についてでございますが、御承知のとおり、昨年におきまして島根県のモデル事業で1件、いわゆるその過疎地域における生活確保のための輸送方式調査検討業務という、ちょっと長い業務ですが、これが津和野町をモデル地域として選定をして、昨年の12月から2月まで行われた経過がございます。

これにつきましては、受注を受けましたコンサルタントがそれぞれ町内の、日原地域も含めてですが、乗り込み調査、あるいはアンケート調査、そういったような集落のわりと細まいところまで一定の調査をさせていただきました。

それから、もう一方では日原地域でいわゆる丸ごと生活サービスということで、輸送手段とその生活、多方面に渡る生活の組み合わせの可能性ということで、これは内閣府だったと思いますが、やはり同様にその社会実証実験も含めて取り組んだ経過がございます。それぞれ報告書が出ておりまして、かなり詳細なところで、特に日原地域におきましては、集落の座談会もほとんど開催をして、本当に身近なところの御意見も伺ってきておるといふふうに、一定の整理をしているところであ

ります。

ただ、このこととやはり我々が何本か原案をつくった時点でのまた住民の皆さんの御意見については、当然お伺いをしていかなきゃいけないと思いますし、そのような手続を踏んでいきたいというふうに思っております。

将来予測も含めてですが、これは御指摘のとおりだというふうに思っておりますし、ただ単にその年齢的にどうなるというのはまた別にして、今のようなそのアンケートの中で、例えばあと10年たったら免許証を返したいと思っている人がどれぐらいいるかということも、一定の割合としてつかんでおります。そういったのも含めて、単純に年齢的なものじゃないところから検討を加えなきゃいけないと思っております。

それから、コンサルタントにつきましては、これは交通体系の専門のコンサルタントということで、4社を指名しまして指名競争入札で行いましたが、たまたま今回業務を行っておるコンサルタントにつきましては、先ほど言いました県のモデル事業で津和野地域に入って調査業務を行いましたコンサルタントが対応をしております。

それから、地域審議会でございますが、これにつきましては、ちよっ

と私今把握をしておりませんが、任期が2年ということでございますので、任期がたしかまだ来てないんじゃないかと思うんですが、そのような条例によりまして任期決まっておりますので、またそういうふう
に決められた審議員さんで御審議をお願いするという格好になります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本理念の部分のところでの御質問でございまして、財源が現行よりもかなりふえるということが予想されるということでございますけれども、当然この交通体系システムを維持していくためには、今回の撤退を踏まえまして町の財源が相当負担を強いられるということは事実でございます。

けれども、議員御指摘のような、特に中山間地域等の現状等も踏まえた中で、やはりこれは町の財源を使ってでも、体系システムをしっかりつくり上げていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

ただ、どこまでの財源を出していくのかということは、町政全般のこの再建論ともかかわってくる問題でございますので、そこの部分はこれからしっかり検討していかなければならないというふうに思ってお

るところでございます。

ただ、町民の皆さんの利便性という面においては、今回石見交通の撤退を踏まえまして、町がある程度独自にその絵をかけるという、そういうメリットも生まれたわけございまして、できるだけきめの細かい利便性、そうしたものを高めていくという観点から、また住民サービスというものもしっかり徹底をしていきたいというふうには思っております。

また、かねてからの懸案でございました旧日原地域と、それから旧津和野地域のことに対して、この部分はまだいまだに格差が大きくあるところございました。今回を契機にすべて統一できるかどうかというのは、現時点では申し上げられませんが、できるだけ格差が解消されていくように、このたびの交通体系システムにあわせて改善をし、町民の皆さんの理解を得れるようにしていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田君。

○議員（10番 河田 隆資君） なかなか難しい問題でして、私個人的には金がかかっても、しっかりとしたサービスをしてほしいという思いであります。答弁の中に定時・デマンド・継続の組み合わせ等で効

率的な運用を図るということでありました。しっかりとした議論のもとに、これができますことをお願いをいたしたいと思います。

2点ほど御提案だけを申し上げておきたいと思います。今、日原地域、津和野地域というふうに非常に2つが分かれております。過去の同僚議員さんの一般質問にも、こういうところを乗り入れたらどうかという、いろんな提言がありました。例えば、日原町内でもバス路線が通っていないところ、それでまた津和野地域におきましても、そういったバス路線が通っていない。町の中ですら、非常に厳しいお年寄りが住んでおられます。

また、豊稼地域及び商人地域におきましても、日原商人のついそこまではバスが来てると、津和野商人に対してはデマンドであると。過去の同僚議員さんの質問の中に、そのバスをそのまま津和野の共存病院にまで走らせたらどうかという御提案もあったんだと思います。そういった見直しも含めて、総合的な見直しをよろしくお願いをいたしまして、次の質問に入ります。

次は、ごみ収集についてでございます。津和野地域でごみのステーション化がどんどん進んでおります。高齢化の波がこの件につきましても出ておりまして、私個人的には旧津和野型、旧津和野は個別収集が住

民でありました。これが私は住民サービスの観点からいきますとベストであると思っております。

今回のごみステーション化というのは、元来は津和野と日原と粗大ごみを統一しようということで始まったわけです。私も説明会に行きましたところ、基本的には津和野、日原を1つにしたい。津和野の場合には、粗大ごみの袋をここが預かって、その中に入る範囲だったら回収するというのが、今まででありました。大きなごみに対しては、個々が搬入をしていたのが現状であります。それを日原では、その地域の話合いのもとに、ある場所を定めていただいて、そこに粗大ごみを回収していたと。よって、袋を買う必要がないという御説明であります。その点については、だれも異論がありません。

ただ、それと同時に、可燃ごみのステーション化等をしていただけないかというその要請でありました。よって、自治会等々はごみステーション化を図っていったわけですが、町の負担分、また地域の方々の負担分等が発生し、いろいろな世話をやかれた方々の御苦労も聞いたわけであります。

また、設置場所におきましても、先ほども申しましたように、非常に高齢化の波が進んでおりまして、可燃ごみといえども結構重たいもの

であります。それを抱えるか荷車に乗せながら人によっては数百メートルの場所へ移動するというのが非常に困難になっているというふうなことも、いろいろお伺いをしております。

よって、この点について個別収集が基本であるというふうに私は個人的に思っておりますが、町長のお考えはどのようなお考えをお持ちか、まずお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 町が行うごみ収集につきましては、町合併時の懸案事項となっておりました粗大ごみの収集方法を、現在日原地域で行っておりますステーション回収方式に統一をし、町の集積施設への自己搬入につきましても、無料化に変更することにして、ことしの8月より実施に向け、各地区におかれては、場所の設置等準備をいただいておりますし、町といたしましても周知の文書やごみの出し方等を載せた冊子を各戸配布する準備を進めているところでございます。

また、このたびの粗大ごみ収集方法の変更にあわせて、可燃ごみ等戸別収集を行っている一部の地区においても、ステーション化に向け御協力をお願いしたところ、多くの地区で御理解をいただき、ステーション回収に切りかえていただいておりますし、地理的要件等で戸別収集

となっている地区におかれましても、今後もステーション化への御協力をお願いをしたいと考えているところでございます。

ごみのステーション化につきましては、ごみ収集業務の効率性、地域間格差による不公平感の是正、地域ぐるみでの分別や減量や意識の高揚等の観点から行っております。

議員御指摘のように、高齢化が進む本町におきましては、ステーションまでごみを運ぶことが困難となる御家庭が多くなることは予想されますが、まずは地域での相互扶助やさらなる家庭内での発生ごみ減量化によるごみ出しの回数や量を減ずることにも取り組んでいただくことも必要と考えており、現時点での戸別収集への変更は考えておりません。

しかしながら、実際にごみの運搬が困難な御家庭等については、公平性を保ちながら特例としての戸別収集について、住民の皆さんの御意見も拝聴しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今申し上げましたのは、私が個人的に皆様の周りを回っての住民の皆様のお声であります。町といたしましては、いろんな説明会等々でやられたといいますが、残念ながら

皆様が集まると、なかなか言えない方々が多い。そして、我々に対しては本当に素直な意見を言われる。これを言うと少し恥ずかしい、これを言うとわがままっぽいというふうな意見が、皆様の腹の中にありまして、なかなか本音が出せてないというのが現状であります。

そういった点を十分に踏まえていただきまして、また先ほどもその周知文書やごみ出しの方法等を印刷製本したものを配布すると言われましたけども、基本的にはその部分が徹底されていないと、なかなか難しい。粗大ごみとは何だろうというふうな問題が起きておりまして、鉄類、また缶、そういうものとはまた違うんですよということを、個々に御相談を受けたときに私個人的にもしております。まだ皆様わかっていないんだなというふうに思っておりますので、そういった点をしっかり踏まえて、皆様への周知徹底を図っていただくようによろしく願いをいたします。

それでは、最後に文化財についての御質問に入ります。

当町におきましては、有形、無形の文化財等が多数あります。それぞれの保護についてどのような理念を持って対処しようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） はい、教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 文化財保護の理念につきましては、文化財保護法第3条におきまして、「政府及び地方公共団体は文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」、また、同法第4条第2項におきまして、「文化財の所有者、その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等、その文化的活用に努めなければならない」というふうにしております。

津和野町におきましても、現在国指定文化財が6件、県指定文化財が18件、町指定文化財が23件、国の登録有形文化財が5件、国の登録名勝が1件というふうになっております。それぞれの所有者、保有者の方々には文化財に対する深い御理解のもと、保存と活用に取り組んでいただいておりますが、必要に応じてさまざまな補助制度もありますので、それらを十分に生かしながら、文化財の保護に努めていくことも大切であるというふうに考えております。

また、町では今後保護の必要な歴史的遺産について、大学等研究機関

と連携し、さまざまな調査事業を進めており、その歴史的価値が明らかになったものにつきましては、今後新たに指定を行い、貴重な文化財の保護に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私がこの質問の中で聞いてみたいなと思ったのは、これもやはり町のボランティアの方でございます。旧津和野におきましては、文化財イコール観光財産という意識が非常に強くあります。例えば城山1つ例にとりますと、城山のあのいまわしい形が、もう既に十数年続いております。シートをかぶせ、また仮設の足場を組んだまま、いまだに放置されてる。これを何とかするという気が、この10年間ないのかなというふうな感じすらいたしております。

そこで、私が聞いてみたかったのが、津和野町として大事にすべき場所というものを、本当にこことこことここというふうに、きちっと整理されているのかどうか。観光客から見ますと、それがどういう形で保存されているのかどうか、例えば私個人的に見ますと、お稲成さんのあの赤い朱色の鳥居すら、大変な状況になっている。また、永明寺にしても、雨漏り等が進んでこれも大変になっている。当然、そのいろんな補助金等々の申請をすればできるのかもしれませんが、ただそれはその

団体にお任せというのではなくて、町として本当に要る観光財産なのかどうかということも、もう少し真剣に考えて、いろいろなものを取り上げていただきたいと思います。

また、無形文化財におきましても、いろいろそれを支えている方々の苦勞を聞いております。これは存続イコール地域力と考えておりまして、非常に地域力が低下してると同時に、その存続の危機が叫ばれております。当然、宗教も絡んできたり等々、いろんな問題もあるかと思えますけれども、何らかの形できちんとした理念をもって残すという意思が、強い意思がないと、これは残せなくなってまいります。

例えば鷺舞、また日原の奴行列等々も、今いらっしゃる方々、支えている方々がいるうちは大丈夫かもしれませんが、この方々が高齢化、やはりどこにおいても高齢化が進んでおります。そういった観点から、どのような維持をしているのかという問題を町独自につぶさに感じ、肌で感じ取っておかないと、その団体だけにお任せというのでは、大変な状況が近い将来あると思っております。その点についても、当然これは大きな予算等も含まれてまいります。

過去の例を見ますと、堀庭園、これはやはり文化価値が非常に高いという観点から、町の持ち出しを含めて改修をされております。そういっ

た意味からいいますと、町長として基本的な理念、しっかりした理念を持っていただきたいと思っておりますが、どのようなお考えをお持ちか、再度お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この津和野町、御承知のとおりたくさん文化遺産があるわけでございます。歴史的な建造物、あるいは古くからの伝統行事、そうしたものでございます。

これらがやはり貴重なまた観光資源にもつながっていくということでございまして、そうしたことも踏まえながら、この文化遺産等の保存、活用を図っていかねばならないと、御指摘であろうかと思っております、そのとおりだと私も受けとめておる中で、ただ申しましても限られた財政でございますので、そこにやはりある程度の優先順位をつけた中での整備計画というものをつくっていかねばならんというふうに感じているところでございます。

そうした中、これも御承知のとおりではございますが、本年度は本町におきまして歴史文化のまちづくり基本構想というものを策定をしているところでございまして、一度この津和野町内のそうした歴史文化遺産、そうしたものを総ざらいにピックアップをいたしまして、そして

これらの保存活用を考えていこうという計画であります。

あわせて津和野町の観光振興計画というものも策定をする予定にしておるわけでございますけれども、これもこれまで御説明をしてきたとおりであります。その文化財と観光との関連というものが、非常にかかわってくるという観点から、今年度は歴史文化基本構想の策定結果を待った上で、それを踏まえて来年度に観光振興計画を策定をするというスケジュールを立てているところでございます。

そうした中、観光振興計画のほうは、今年度はその策定の委員等をまずは選任をいたしまして、そしていろんな今の地域の津和野町内の動き等も知識を広めていただく、深めていただく、そういう準備段階をし、そして来年その観光計画の策定に取り組むという、そういうスケジュールでございまして、そうした中で今御指摘をいただいたような文化財を活用しての観光への振興計画、活用計画、そうしたものも浮き彫りにしていきたいというふうに考えているところでございまして、そうした計画に基づいて私どもも整備等も進めて、必要に応じて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

当然町としましても、私どもとしましても、いろんな歴史文化のことをこれから相当また勉強していかなきゃならんと思っておりますし、

私自身もちょうど昨日も鷺舞保存会の総会にお招きをいただきまして、
いろんな今鷺舞の保存のほうで抱えていらっしゃる問題点や御意見等
もお聞かせをいただいた次第であります。

私自身まだ就任してまだまだではございますが、そうした会議も積
極的に出かけて行きますし勉強し、知識を深めてまいりたいというふ
うに考えているところでございますので、御理解をいただきますよう
によろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 今の御答弁ですと、計画、そして実
施に向けた動きをするというふうな方向性に対しては、理解をいたし
ました。

そして、必要に応じて順次対応したいということでもありますので、何
かその消化不良のような気持ちも持っております。個人的には、金がか
かってもこういうものはきちんと残すんだという強い御答弁を望んで
いたわけですが、必要に応じて対応をと、何か寂しいなという
思いを持っておりました。

いま一度、その点恐らくこれはすべての問題にも言えます。病院を存
続させるということについても、住民サービスの観点から、これは必要

であるならしっかりと支えるという、また先ほどの交通体系、ごみ収集等についても、すべて経費が絡むことではありますが、住民サービスという観点、その行政とは住民サービスのためにある組織でありますので、そういった点について町長、もう一度力強いお言葉があれば、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 住民サービスという観点から申しますと、いろんな整備を展開をしていきたい、そういうことはやまやま気持ちとして持っておるわけでございますが、しかしないそでは振れないというふうに申します。やはり財政上のこともしっかり考えていかないと、町の財政が破綻をしましては何ともならないという状況の中で、総合的に判断をしていかなきゃならんということでございます。

きょうも午前中の今までの部分でも、斎場のことも御指摘もいただきました。また、交通体系も本当にお金がかかる問題であります。そのほか、実際現実として保育園施設も見渡しますと、非常にこれがそれぞれが老朽化をしております、園児の皆さんや、それから保護者の皆さんにも大変ご迷惑おかけをしているというのが実情でございます、これらの整理も本当にやりたいという今思いがあるわけであります。

それにあわせてこの文化財の御指摘もございまして、やらなければならないという気持ちもあります。そうした中で財政もしっかり勘案をして、考えていかなければなりませんので、先ほどの発言のような形になりまして、議員にとっては少し消化不良の受けとめになられたかと思いますが、御理解をいただければというふうに考えております。

ただ、御指摘のこの文化財産の保護ということにつきましては、まだいろんなその文化施設等も町が独自に運営をしているものがあるわけでございます。これらはかなり一般財源を相当投入をして、そのランニングコスト等に振り分けているというのが実情でございまして、そうしたバランスの中でこの御指摘があったような文化財産を今のままでいいのだろうかという疑問は、私自身も感じているところでございます。

きのうも鷺舞の総会へ出かけさせていただいたという話をいたしました。が、国の重要無形文化財に指定をされておりますが、その町からの補助金はわずか1万円だという状態でございます。本当にこの申しわけない気持ちのいっぱい、それと、ほかの文化施設に町がかけてるお金とのバランスを見たときに、本当にこれで今のままでいいのだろうかということを私自身も強く受けとめて帰った次第であります。

そうしたところで、まだまだ改善の余地はあるかというふうに思っておりますので、別の部分の財源を少し削らせていただいて、こうした町民の皆さんこれまで一生懸命守られてこられたものに対しても、非常に重要なものについては振り分けていく、そういう施策というのは、これから考えていく必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） そこそこの御答弁でありました。安心をいたしましたということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、10番、河田隆資君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 発言順序4、6番、岡田克也君。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして御質問いたします。

町内唯一の高校である津和野高校は、多くの偉人を輩出した藩校養老館の流れをくみ、歴史と伝統があり、現在も一人一人の学力を伸ばす教育が非常に優れていると思います。そして、津和野高校があることに

よる経済効果も高く、津和野町にとって必要不可欠であると思います。

しかしながら、現在2クラスありますが、少子化などの影響で今後1クラスになりますと理科の教員が1名となり、国公立大学や理系大学への進学が非常に困難になると思われます。

医師不足の町の現状からも、医学を目指すことのできる教育を考えることや、今後の少子化の進行からも、今津和野高校の将来を考える必要を強く感じます。

津和野高校では、今年度から全国から生徒を募集することを決められるなど、高校存続のために最大の尽力をされています。3月議会で教育委員会に津和野高校支援係を設置し、津和野高校を中高一貫教育推進補助金が上程、可決されました。津和野高校支援係の役割と補助金の主な活用用途、町として津和野高校の支援、中高一貫校教育推進をどのように考えられるか、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

津和野高校を守るための対応についてという御質問でございます。御承知のとおり、津和野高校は県立高校でございますので、所管のほう

は県の教育委員会のほうで対応されているものでございますけれども、しかし本町も少子化の中で生徒数も減少してまいりまして、本年度も定員が80名に対して60数名のスタートというような実情になっております。このまま何もしないままに推移をいたしますと、やがては1クラス減ということにもなりますし、さらには統廃合の問題も浮上しかねないと、そういう状況でございます。この津和野高校のクラス減、あるいは統廃合ということになりますと、大変にこの津和野町に対する影響も大きいということから、現段階のうちから手を打っていかねばならない。そして、町としても支援をしていかねばならない、そんな観点から、津和野高校支援係というものを教育委員会の中に設置をいたしまして、現在進めて取り組みを進めているところでございます。

御指摘等の御質問のお答えとしましては、教育委員会が対応しておりますので、教育長のほうから詳しくお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 議員御指摘のように、現状で何もしなければ、津和野高校が2学級から1学級になる可能性は大であるというふ

うに考えております。

県といたしましても、昨年より広域の募集を考えて行動をしているところであります。こうした中において、本町においても津和野高校支援係を設置したところであります。

役割といたしましては、2学級維持のために町として何が必要なのか、どのようなことをすべきかを検討すること、それから、もう一つは中高一貫校教育の推進についてというふうなことであります。ただ、今年度につきましては、喫緊の課題である2学級維持のための方策や、施策の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

現段階におきましては、通学費や寮費を町が負担すれば、どの程度の経費が必要であるかを試算しているところであります。このほか、給食の実施や教員の雇用等の案も考えておりますが、どのような方法が一番メリットがあるかを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

こういった検討は、行政のみでなく津和野高校後援会組織の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

交付金の使途といたしましては、後援会便りの発行経費や、2学級維持のための学校訪問の旅費や、あるいはチラシ等、そういったものを作

成経費が必要であるというふうに考えております。交付金の支払い先といたしましては、後援会に交付をしてみたいというふうに考えております。

中高一貫教育の推進につきましても、できる限りの支援をしてみたいというふうに考えておりますが、本年につきましてもは県の動向を注視することと、町内の雰囲気づくり、魅力ある中高一貫校づくりについて後援会と連携をしながら進めてみたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、質問いたします。

今年度津和野高校へ広島市から1名の入学があり、吉賀町から8名の入学がありました。それは、昨年行われました県外での学校説明会などの効果が出ていると思います。県外、町外から入学された方が寮生活を安心して送っていくことができるように、そのことに対するサポートが必要だと考えます。

寮生活を送られる生徒の方々が、津和野高校に行って本当によかったという口コミで、私は津和野高校へ町外、県外からも入学される方々がふえると思います。御答弁にありました寮費の補助につきましても、

他の市町村では、県立高校に対する寮費の補助等も行っておられます。そのようなことも含め、津和野高校支援係を窓口として、津和野高校の教職員や後援会などとも連携しながら、住居地から遠く離れた津和野町で孤独や不便な思いで、不安の中で生活するということがないようにサポートも必要かと思います。このことについていかがお考えか、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今議員御指摘のありました寮費の問題であります。先般も後援会の専門委員会を開催しておりまして、議員の言われたようなことを検討をしております。

今、今年度は学生が減ったということで、あそこの寮母さんも現段階においてでは、昨年に比べて1名減というふうな状況になってるということでもありますので、この寮の活性化も図っていかなくてはならないというふうな、新たな課題といたしますか、そういうふうなものもお聞きしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 町民の方々に対しましても、今津和野高校の置かれている現状や、津和野高校が今行っている教育の内容、取

り組みを紹介していくことも、とても大切なことだと考えます。

朝出会うと「おはようございます」、夕方帰るときには「こんにちは」という津和野高校生の明るいあいさつが、町民の方や観光客の方々からも、とても好評です。歴史と伝統があり、津和野高校があることの町の活力、そして経済効果を考えたとき、津和野高校を大切に守っていかなければならないと考えます。津和野高校に対する町長の思いをお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 津和野高校につきまして、前段にも申し上げたとおりでございますけれども、本町のいろんな意味で影響を与えるものでございますので、必ず守り、また育てていかなければならないと、そういう気持ちでございます。

今後そのためには、町外から入学者をふやしていく取り組みもしていかなければならないわけございまして、そうした観点から、いろんな高校が募集活動される、それに対しての応援も今していく予定にしているところでございます。

また、現状特にこの日原地区の受験生を中心に、益田の高校に行かれてる方も多いというふうにも聞いておるわけでございます。これは、や

やはり保護者の方の方針もあるわけですから、やむを得ない面もあろうかと思いますが、やはりそのためにも、津和野高校のしっかり魅力づくりを行って、津和野高校に行かせたいという、そしてそこで学ばせたいという雰囲気づくりも必要になってこようかというふうに思っているところでございまして、今度そうした面でいろんな関係者の御意見等もお伺いをし、そして私もこの津和野高校後援会の会長という立場でもございますので、そうした面からもしっかりと責任を自覚しながら、この問題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、津和野高校を守るための対応については、以上で終わらせていただきまして、引き続きまして地域医療を守ることに対応について、御質問いたします。

現在、島根県全体で260人の病院勤務医が不足している現状から、県内の医療機関はどこも非常に厳しい現状にあります。しかしながら、津和野共存病院では、2名の内科医師で救急対応をされております。私が調べましたところ、津和野共存病院の平成21年度の救急搬入患者数は178名でありました。救急告知病院である六日市病院の救急搬入患者数が255名であったことから考えれば、津和野町の医療を守

るために医師や看護師などの医療スタッフがいかに日夜献身的に尽力をされているかということが伺い知れます。

そのおかげで、町内でも多くの命が救われております。しかしながら、往診や夜間待機も、2人の内科医師で交互に行っている現状では、体力的にも限界であります。医師の負担軽減のためには、常勤医師の増員もしくは非常勤医師の充実も大切であると考えます。

また、津和野町は救急車の出動件数も、平成21年度が六日市、柿木分遣署をあわせた件数が308件であることに対し、益田署が1,354件、そのことに対しまして津和野・日原両分遣署をあわせた件数は473件と、人口比率から比べましても高い数字となっています。適正な救急車の利用は一刻を争う急患への対応や、医師などの負担軽減のためにも大切であると考えます。

また、津和野共存病院の須山院長は、島根大学医学部の臨床教授であり、指導医であります。今後医師の研修先としても津和野共存病院が選ばれてくることもあると思います。今後救急入院医療等にかかわる医療施設、機器の充実も大切なことと考えます。

そして、何よりも今、津和野町のために一生懸命に頑張っている医師の方々を大切にすることこそ、地域医療を守るために最も

大切なことであり、医師の増員にもつながると考えます。今後の津和野町の医療を守るために、町としてどのような支援、考えを持っているか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、橘井堂のスタッフの皆様には、津和野町の医療を守るため、日夜尊い自己犠牲のもとに多大な御尽力をいただいております。深く感謝を申し上げますとともに、病院開設者としてそうした状況にいつまでも甘えてばかりはられない気持ちでいっぱいです。

しかしながら、医師当直については、島根大学や医師会病院などから応援をいただいているものの、夜間体系については津和野在住の医師が対応せざるを得ない状況でありますし、また往診への取り組みなども、医師や看護師の方々に過重な負担をしていただいて、何とか維持できております。根本的な解決策としては、常勤の医師並びに看護師の増員や非常勤医師配置の充実を行うべきであると考え、取り組みも行ってありますが、十分な成果が出ているという現状にはありません。

こうした状況にかんがみ、より一層の医師、看護師確保対策に取り組むと同時に、あわせて議員御指摘のように、現状において津和野町の地

域医療を守るために頑張っただいただいている方々を大切にすること、そのための支援策を検討することも必要だと考えております。

例えば、橘井堂は指定管理者として病院等の運営を受託しておりますので、理事長を初めとする医師の方々や看護部長は、専門職としての業務以外にも経営者としての業務、例えば人事や経営者会議、運営会議の主催、行政との打ち合わせ、そうしたものでございます。

あるいは管理職としての業務、例えば病棟運営やスタッフへの指示など、そうした業務、多様な業務に従事をされております。これらの業務は、ある意味補助的、あるいは秘書的な業務代行者を配置することで軽減することが可能でありますし、さらには医師や看護師をサポートする事務体制も充実すべきと考えております。

こうした中、5月末より橘井堂として事務スタッフ、病棟クラーク、医療秘書を募集しておられ、6月中に採用したいとの御意向を伺っておりますので、私どもといたしましても、役割分担のもとで機能的に業務に専念していただける体制づくりを支援したいと考えております。

また、津和野町として必要不可欠な医療部門についても、受託側の橘井堂としては不採算であり、経営面からはマイナスとなる部門については、政策的医療交付金として対応するとともに、相互理解を深めなが

らモチベーションを維持していただくべく、支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それではお尋ねいたします。

医師のネットワークは緊密であり、津和野町が医師を大切にしているかどうかということは、医師の中で伝わっていきます。このたび、先ほど御答弁にありました政策的医療交付金についても、不採算、経営面からマイナスであったとしても、町民の命を守るためには絶対に必要なことがあると思います。政策的医療交付金について、具体的にどのようなことに対して交付を考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 政策的医療交付金につきましては、特に不採算部門となっている科の部分に対しての措置をしているわけでございます。例えば小児科部門等のことが上げられるわけでございます。その他、いろいろと項目については掲げておりますので、詳しくは担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 政策的医療の交付金について、どの

ようなことがあるかということでお尋ねであります。今町長も申しましたが、例えば小児科でありますとか、それから看護師の夜間勤務手当でありますとか、いわゆる橋井堂として採算が合わないけども、町の要望で事業を行っていただくことについては、そういう対応を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、もう一点御質問いたします。

先ほども質問の中で申し上げましたけれども、適正な救急車の利用という、そのことに対するアドバイスや町民の医療に関するその相談なども必要かと考えます。10月からは小中学生の医療費の自己負担の無料化も行われます。しかしながら、医療費の適正化、医師、看護師の負担軽減のためにも、医療機関の適切な利用の仕方について、町民の方々に対するお知らせ、広報も必要かと考えます。そのことについていかがお考えか、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 救急車の出動件数等が非常に津和野町の場合が多いということでございまして、これは議員御指摘のとおりでございます。全体としては、そうしたことを係数を減らしていくということ、

これは医師の負担の軽減にもつながりますし、また最終的には国保が今非常に厳しい会計になっておるわけでありましたが、こうした部分の医療の削減にもつながっていく考え方になってまいりますので、ぜひとも取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

ただ、どこまでが適正化というのが、個別に判断をするというのが非常に難しいわけでございまして、本当に必要なものまで遠慮されるということになると、また大変重大な事態に陥るということも考えながら、慎重にこの町民に対応いただけるような取り組みというものも、考えていく必要があるというふうに思っております。

具体的に今こういうことをという考えは持っておらんわけでありませんが、ただこの医療については、町民の皆さんの理解をもとに、この救急車の問題もそうありますが、広い理解のもとで進めていかないと、解決をしていかないと、そういう強い思いを持っておるわけでありまして、8月の中旬には私と、それから今議会のほうにも1名お願いをしているところでありますが、それから住民の方1名にも今お願いをしまして、3名のチームでこの地域で医療を守るための一泊二日の研修に行く予定にしております。

そうしたことにも出かけて行きながら、その成果をもとにこうした

町民理解を深めての医療を守っていく取り組みというものを、具体的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 命は何よりも大切なものであり、津和野町に医療機関が24時間対応していただく医療機関があるということは、何よりもかえがたいことであります。

町全体としてこの医療をしっかりと守っていききたい、そういう思いでこの私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 25 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、4番、竹内志津子君。4番、竹内

志津子君。

○議員（４番 竹内志津子君） 議席番号４番、竹内志津子でございます。通告に従って３項目質問いたします。

まず最初は、国民健康保険の保険税についてです。

この議会の初日、１８日に津和野町国民健康保険税条例の改正案が提案されました。それによりますと、今年度平成２２年度から所得に対する割合が１,０００分の１、一人一人に係る均等割が６,６４０円の引き上げとなります。国保会計の今年度の当初予算において、基金を９,０００万円繰り入れています。この段階で、基金の残が約３００万円となり、来年度からの国保税の引き上げが予測されていました。

ところが、先日６月１１日に開催された津和野町国民健康保険運営協議会において、今年度からの引き上げで、今各世帯に２２年度の暫定保険税の納税通知書が出されており、今回改定される税条例により、本算定された納税通知書を７月に出したいので、この運営協議会で決めてほしい。それを６月議会に提案したいとの執行部の意向が示されました。

余りにも唐突な提案に驚きましたが、執行部案を一部修正することと、町民に引き上げの説明責任を果すことを条件に賛成多数で引き上

げが承認されました。そして、一部修正された引き上げ案が本会議に提案されたという経過があります。

この経過を踏まえて質問いたします。

まず初めに、単年度赤字になるということが予想された段階で、それを食いとめるためにどのような手立てを講じたかということです。例えば、津和野町の医療費は県下で5番目に高い位置にあります。この医療費を抑えるための手立てがあるのではないかと思います。どのような取り組みをされたのでしょうか。

成人病を予防することを目的に始められた特定健診は、20年度の受診者は665人で、これは対象者の34.2%、特定保健指導は対象者58人のうち、わずか10人しか受けていません。病気の予防に力を入れ、医療費を削減するというのが、この特定健診のねらいです。そのねらいが達成されません。どうしてこのように低いのかを分析し、対策を講じているのでしょうか。

また、保険税の滞納額も20年度末で約5,000万円に上ります。この収納にどのように取り組まれたのか、お答えください。

次に、全国の自治体のほとんどが国保会計が非常に厳しくなっていると聞いています。この最も大きな原因は、1980年代は国庫負担が

約50%だったものが、その後25%まで下げられていることです。国保は低所得の人の割合が高いので、これほど国の負担が下がると、会計は当然厳しくなります。県内でも松江市は既に引き上げを決めています。ほかにも引き上げを予定している自治体もあるようです。

県内の市町村が連携して、国に対してもとの負担割合に戻すよう要求するような動きをしているのでしょうか。

以上について、御答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、国民健康保険税の関することでございます。国民健康保険税の算定につきましては、国保事業に要する経費から国庫補助金等の公費負担分を控除した額が、被保険者に負担していただく保険税となります。本町の国保特別会計は、合併当初から単年度収支で赤字となる厳しい状況が続き、赤字額が大幅に上昇する状況にありましたが、保険税の見直しを行わず、平成17年度から平成19年度の3年連続で基金の取り崩しにより、赤字部分を補てんをして運営をしてまいりました。

平成21年度につきましては、再度改正による歳入の変化で、前期高齢者交付金について仮算定分が実質以上に交付され、数字上は黒字となりましたが、実態の収支は赤字であり、平成20年度分の前期高齢者交付金の精算を、今年度において求められる結果、平成22年度の予算において9,000万円の基金の取り崩しを余儀なくされたところでございます。

この結果、合併当初約1億8,000万円保有をしておりました基金残高については、ついに300万円となり、枯渇をしたと言える状況でございます。

ちなみに、県内市町村の1人当たり基金保有額の平均は3万3,607円ですが、津和野町の場合は同じく1,258円でございます。突出をして少ない水準となっております。

また、本町の1人当たり医療費は県下で5番目に高く、逆に1人当たり保険税額につきましては、県下で4番目に安い状況でございます。歳入の柱である保険税と、歳出の柱である医療費のバランスが非常に悪い状態となっております。

さらには、平成22年度予算編成時には、前年の基準所得額を前提に保険税額の算出を行ったものの、先日確定をしたところによる基準所

得額は大幅に減額となっており、保険税額の不足が生じる見込みとなりました。

こうした状況をかんがみ、今定例議会に保険税値上げの提案をさせていただいている次第であります。当然ながら、御指摘のように並行して医療費の抑制策に取り組み、歳出削減にも努力していかなければならないと考えております。

現時点で想定される抑制策は、ジェネリック薬品の普及啓発等による薬剤費の軽減、救急車の利用率抑制策による医療費の軽減、地域で支えあう社会の推進による精神疾患予防などでございます。

そのほかにも、保健事業の充実や医療費の分析による原因の再検証を行うなどして、医療費の抑制に努め、会計の適正化と住民負担の軽減に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、医療費の国費負担割合の要求についてに対するお答えでございます。

当町の国民健康保険特別会計において、平成21年度国保一般被保険者の医療給付費に係る国庫負担金、補助金の割合は22%であり、平成19年度と同割合49%に比べ、27%減少しております。この減少の要因につきましては、制度改正により平成20年度から始まった前

期高齢者、65歳から74歳まででございますが、この医療費の財政調整措置によるものです。

この財政調整措置は、前期高齢者の医療費を国保、県保、共済等の被用者保険間で公平に負担する仕組みで、前期高齢者加入率が全国平均を下回る保険者が、下回る部分を拠出し、全国平均を上回る保険者が上回る部分を、調整金として受け取ります。当町では、平成21年度で4億1,000万円の前期高齢者交付金概算交付を受けており、一般保険者の医療給付費に係る歳入の55%となっております。

この交付金は、補助対象額から控除をされるため、医療給付費に係る国庫負担金、補助金は減額となり、収入割合は減少をいたしました。平成21年度の前期高齢者交付金を差し引いた医療給付費に係る国庫負担金補助金は、49.5%であり平成19年度と比べても変わっておりません。

以上のことから、議員御指摘の負担割合をもとに戻すというその趣旨においては、県あたりの市町村と連携して国に要求するような動きは、今のところ考えておりません。

しかしながら、国保会計の収支は、本町において今後さらに厳しさを増すことが予想されるとともに、現時点においても相当な重税感があ

ることなどを受けまして、改善に向けた国等への強い働きかけを検討していく必要性を認めているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、医療費の抑制について、これからの取り組みを話されましたけども、これまでずっと単年度赤字ということが続いておりながら、その取り組みがなされていなかったのか、そこの辺が疑問です。

約4割の世帯が国保に入っておられますが、これらの世帯に国保税の引き上げをお願いするわけですから、もう少し慎重に検討しなければいけないと思いますが、この前の運営協議会も時間がない中で十分に協議できないままに所得割の引き上げ率と、1人当たりに係る均等割の金額をその場ではもう結論が出せませんから、事務局にお任せしましょうという状況で終わりました。

このようなやり方では、余りにも無責任な感じがしますが、こういうやり方で町民が納得すると考えられたのでしょうか。私たちが実施したアンケートによりますと、約76%の方が今でも国保税を「かなり負担に感じている」、または「負担に感じている」というふうに答えておられます。このような中での値上げを町民をお願いするということ

すので、もう少し時間をかけてきちっと検討すべきではないかなと思います。

ですから、私は運営協議会に出たときには、最初は来年度の値上げについて、これから検討を始めていくのだらうと、そのように理解しておりました。ところが、これが今年度からの引き上げだということで、本当に驚いたんです。果たして町民が納得するのでしょうか。

それから、国への働きかけを検討しているという必要性は認めているという答弁ではありましたが、今回の引き上げが仮に本会議で承認されたとしても、現状ではまたすぐ来年度、再来年度、近いうちに引き上げなければならなくなるのではないかというふうに思います。それを食いとめるためにも、早急な働きかけ、国への働きかけが必要だと思いますが、これは近隣の市町村を初め県内の市町村のほうへの連携してやっていきたいと思いますというような働きかけは、されないのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 医療費抑制に対するこれまでの取り組みというところでございまして、当然滞納の整理の取り組みも強化をやってきております。また、医療費、特に薬剤関係が非常に強いというこ

とで、薬剤費の割合を減らすことができるんじゃないかということで、今このジェネリック薬品という割安な薬品等も出てきております。こうしたものの普及、啓発に努めていこうという取り組み、これを早急に今やっぺいこうというような話し合いもしているところでございます。

これまでの具体的な取り組みについては、また担当課長から補足があればしてもらおうと思っておりますけれども、そうした中で本来ならこの医療費の抑制に対する取り組みも、もっと早いうちからやっぺいなければならなかったと思っております。もう実際合併当初から、基金はもう年々減ってきておるわけでありまして、3年間は実質単年度収支が赤字となっていたという状況であります。

それから、20年度は申し上げたとおり、たまたまもらい過ぎてたお金があつて、黒字に見えてたけれども、しかし実質の収支は大赤字でありまして、それを使い込んだがゆえに、何となく目立たなかったという次第であります。これも昨年度決算では、もう明るみになつたわけなんで、もうその時点から早急にこうしたことを問題視していかなくやならんのだらうと思ひます。

そうしたことから、もう値上げも本当は早いうちから、もっと検討してこなければならなかったという状態であるわけでありまして、現実

私が今町長になりまして、目の前に突き詰めたら問題というのは、もうこの予算から基金が300万しか残らないという現実を突きつけられているという状態なわけでございます。当初は、そうした中で来年度からの値上げに向けての動きというものも考えておったわけですが、昨年の予算立て、今年度の予算立てについては、昨年度の所得を基準に予算立てをしたわけでありまして、これを3月の議会に提案をさせていただきました。

その中で、保険税額と医療費のある程度見込みを立たせていただいて、ようやく300万円、マイナスに基金がならないでも、何とか300万円は残して予算立てをするということができたわけですが、これが21年度の所得というのが、6月の初旬になって確定をしてきたわけでございます。その所得確定をした所得基準額を見ましたならば、当初の予算をしておりました見込み、これから大幅にこれは経済不況、あるいは人口減少、そうしたものがあろうかと思っておりますが、そうした確定で非常に予算で見込んでおった額よりも、実際には低い水準にとどまっていたと、そういうことが判明をいたしまして、この22年度の予算についても、計画どおりこのままでは現行を進めていけないと、そういう事態になりまして、そうした中から今回今医療費と、

そして保険税、保険税は県内で4番目に安うございますが、医療費は県下で5番目に高いと、そうしたアンバランスも踏まえた中で、まことに断腸の思いではありながらも、もう本年度の予算が推進できないという、そういう状況から、この本年度の値上げをお願いをさせていただいたというような状態でございます、何とぞ御理解をいただきたく考えているところでございます。

当然、私自身も町民の皆さん、今この保険税に対してかなりの重税感があるというのは承知をしておるわけでございます。しかし、今後の将来を考えましたときに、やはり本当ならもっと早い段階からのこうしたことを考えていかなければならなかったわけでありましたが、現実厳しい状況を目の当たりにして、こういう今政策をとらしていただいていると、そのようなことでございます。

それから、近隣の市町村と連動した働きかけということでございます。そういう働きかけというのは、私自身もしていかなければならんというふうに思っておりますが、きょうこの御質問でのそういう趣旨のもとでは、現状負担割合は変わっていないという認識でありますので、そうした働きかけは今のところやる予定はないというのが回答でございます、そのほかどういう意味でその働きかけをしろというふうに、具

体的に御質問がおっしゃられているのか、私自身今つかめませんでしたので、何ともお答えのしようがないという部分もあるわけでありませんが、私なりにはやはりこの国保の会計というのは、各自治体ごとでもう運営するんじゃなくて、これは前から議会のほうでも御指摘をいただいているところでございますが、より広域な形でのやはり運営をしていく、そういうこと等も念頭に置きながら、早急に進めていかにかいにかんというふうに思っておりますので、そうした働きかけについては、今後我々もいろいろな場面で、まずは近隣の市長から町長、市長と話し合いもする中で進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 医療費抑制の具体的な取り組みが既に始まっていれば、そのことは担当課長のほうから後お答えいただきたいと思います。

それから、今年度に入って税収が少ないということが判明して、これが保険税値上げをせざるを得なくなったということと、それから、ちょっとこれは難しい言葉ではあるんですが、前期高齢者交付金というのが国からおりてくるのが、これが18年度の実績をもとに試算された

ということで、これがたくさんおろされ過ぎていたと、それを使い込んで、帳簿上は黒字に見えていたけれども、実際は使ってはいけないお金だった、それをだから今年度の会計のほうから、それを払わなければいけないというようなことで、さらに今年度の会計が厳しくなったということなんですが、ちょっと難しい理屈ではあるんですけども、要するにお金があったから使ってはいけないものも使っていたというようなことになるわけなんです。

それで、この不況のもとですから、税収が落ちるとか、それからこの前期高齢者交付金、これはもらい過ぎであるなというようなことは、おおよそ予測がつくことだと思えます。であるならば、なおさらにやはり医療費を下げる取り組みとか、それから、特定健診の受診率を上げていって予防に努めるとか、そういう取り組みがされなければいけなかったのに、そういうところが本当に見えてこないなということがあるんですが、この点について担当課長のほうの答弁を求めます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 医療費抑制の取り組みであります。これにつきましては、従来からレセプト点検の実施とか、医療費通知等、それから保険者のいろいろ啓発事業、健康教室等行っておりますが、引

き続いてことしからは特に町長も申しましたが、ジェネリック薬品の普及について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ほんと特定健診もおとどしから始まっておるわけではありますが、なかなかその受診率が上がらないという、21年度も20年度に比べて受診率が上ってないということがありますが、これはいろいろ要因があるかと思いますが、1つは高齢化による交通弱者がふえておるといようなことと、それと当初特定健診ということで、ちょっと新しい名前に関心をもたなかったわけではありますが、始まってみるとそれまでの健診とそれほど中身が変わらないということでの魅力が当初とは落ちておるといようなことから、受診率がなかなか伸びてこないということがあったと思います。

それと、たまたまその当日、健診の当日のこの時期が天候不順によって出にくかったといような要因もあったように聞いております。

ことしも今特定健診先週から始まっておりますが、一応その呼びかけの方法とか、それから時間設定等も工夫をしております。それと、テロップも直接保健師さんに語りかける、呼びかけるやり方でことしから取り組んでおります。

ほかにも例えば特定健診と人間ドックとのかかわりっっちゃうか、調

整もしておりますし、ほかのオプションのものも入れたりして、魅力のある健診といたしますか、関心を高めていただこうというようなことを今取り組んでおるところでありますので、ことしは去年よりも受診率が上がればいいかなというふうには考えております。

それから、先ほど町長のほうからもありましたが、本町の場合平成20年度に医療費の分析をしておりますが、その結果出とるわけですが、やはり薬がよその町村に比べて多く使っておるというようなこともありますので、ジェネリック薬品とあわせて、多受診、重複受診の方を重点的に保健師さんの訪問等を重点的に行っていきたいというふうに今後考えております。

それから、やはり特にうちの当町の場合、よそと特徴的なのは、やっぱり精神疾患の方が多いいというのも、医療費の高い要因であろうと思いますので、これをすぐどうこうということもなかなか難しいかもしれませんが、いろいろ住民の方々と今後地域でのいろんな話し合いの場で、要は地域が生活しやすいといたしますか、そういうふうなお互い助け合うといたしますか、そういうことも必要であろうかと思っておりますので、そういう観点からも何らかの対応を考えてみたいというふうに考えております。

それと、あとは町長申しましたように、救急車の利用もうちは特に高いということで、それも医療費の要因になっと思うので、これがすべていけないっゆうことではありませんので、必要なことは必要であります、やっぱりそこの辺の住民の方々の強力といいますか、そこの辺も理解を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議員（4番 竹内志津子君） 国保税の滞納の。

○議長（滝元 三郎君） 滞納、未納対策ね。

○健康保険課長（水津 良則君） 未納対策。国保税の収入の確保のこととありますが、今現状は21年度95%ぐらいじゃないかと思いますが、一応ことしは96%を目指しておりますが、引き続き口座振替の推進、それから短期保険証、それから資格証の交付で、いわゆる悪質な滞納についての対応というようなことも強めていきたいと思ひますし、ほかの税、町民税等とも連携しまして、合同の徴収体制を引き続き維持していきたいというふうに思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 国保税の滞納額が多いわけですが、担当課のほうでは本当に一生懸命収納に努めてはおられると思ひますが、国保税が上がることによって、また滞納がふえる可能性があるという

ことです。今の経済状況の中では、なかなか収入もふえていかないということで、滞納がふえるのではないかとということが、そういう恐れもありますし、やはり国保税の引き上げについては、慎重にやっていかなければならないのではないかなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成についてです。

子宮頸がんは日本の20歳代の女性では、乳がんを抜いて発症率が一番高いということで、年間1万5,000人以上が発症し、約3,500人が命を落としているということです。

このがんの原因は、ヒトパピローマウイルス、HPVと略されておるようですが、その感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんです。このHPVは、性交渉で感染するために、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチン接種の対象になります。皮下注射による3回の接種で、4万円から5万円の自己負担が必要だということです。高額ですので、ぜひとも公費助成が必要です。

既に世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国約30カ国では、公費の助成が行われているようです。日本でもこのワクチンの使用が認可され、接種が始まっています。自治体が独自で助成を開

始しているところもあります。日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11歳から14歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。

国の負担で該当の女子にワクチン接種されるようになることが望ましいのですが、まだそうなっていません。島根県議会では、つい先日、子宮がんを予防するワクチン接種の公費負担及び検診受診率向上対策の充実を求める意見書を全会一致で採択しています。全国の自治体で独自に助成をするところがふえています。県内の自治体でも邑南町では、既に全額公費負担で中学生に接種を実施しています。津和野町でも町単独の助成でワクチン接種を実施されるよう求めますが、その計画があるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 子宮頸がん予防ワクチンは、発がん性ウイルスの中でも特に子宮頸がんの原因として最も多く報告されているHPV16型と、18型の感染を防ぐワクチンで、海外では既に100カ国以上で使用されております。

日本では、昨年10月に承認をされ、12月22日より一般の医療機関で接種することができるようになりました。感染を防ぐために、3回のワクチン接種で発がん性ウイルスの感染から長期にわたって体を守

ることが可能でございます。県内の公費助成の状況は、邑南町が昨年度より実施をしておりますが、他の市町村は検討中であります。全国市長会でも、国への要望事項の中で助成を要望しており、本町としては国や県内の状況を見ながら検討をしたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） ワクチン実施に当たっては、自分の体と性について正しい知識を得る機会も得られます。当然、こういう指導をした上でワクチン接種にしたいと思います。また、このがんを発症し、手術を受けて命が助かったにしても、子供を産むことができなくなる例がたくさんあります。早目のワクチン接種でそれを防げるのですから、ぜひとも町費で助成していただきたいと思っておりますけども、このような接種のために町費で助成をするというようなことが、津和野町で今まで検討されたことがあるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回津和野町でこうした補助を出した場合ということになりますけれども、先ほども議員さんから御指摘がありました日本小児科学会、あるいは日本産婦人科学会、これが推進をしておりますのが、11歳から14歳の女子に優先接種をしようという

ことになります。これに基づいて津和野町の現状に照らし合わせましたら、それに該当する今子供さんたちが、144名おるということになります。

今、津和野共存病院では、これの接種の単価が4万5,000円でございますので、144名にこの4万5,000円を掛けますと、648万円、これの町費が財源として必要になってくるというように受けとめているところであります。

また、さきほどの邑南町の場合でありますけれども、中学生実施されたというふうに申されました。これ実質中学校1年生と、それから3年生に限り助成をしているわけではありますが、これを逆に今度津和野町に当てはめた場合には、55名ということになりまして、約250万円程度ぐらいの財源が必要になってくるというような状況で、今いろいろかんがみてるというようなことでございます。

ただ、やはり財源がこれだけ一般財源今のところ必要になるということもあります。今年度は御承知のとおり、医療費の中学生までの無料化を始めたところでもございます。それから、幼保児童等の補助もかなり手厚くやってきてる、そういう中で、それも財源を投じてやってきてるということがございまして、またさらにこの上にできるのだろうか

というところ、そうしたことも踏まえ考えていかにかいかん問題だというふうに思っているところでありまして、いろんなまた県の先ほども御指摘がありましたが、意見書提出もいただいておりますので、そうした状況、あるいは県内の他の自治体の状況、そうしたものもあわせながら、今後検討していきたいというふうに考えているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） もしその町費助成をして接種するとしても、初年度はその人数が多いかもしれませんけども、次の年度からは例えば中学1年生だけ、毎年中学1年生でやっていくということになると、単年度ではそれほどかからなくなると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。障害者に対する行政の行き届いた支援についてです。

3月議会で同僚議員が質問した内容と同様のものですが、その後のさまざまな動きの中で重要な問題点も出てきましたので、発展的な内容で質問したいと思います。

具体的には、聴覚に障害のある人が、昭和37年、18歳のとき、両

神経性難聴と診断され、身体障害者Cの6級と判定、障害者手帳を受けました。その後、手帳を紛失したため、昭和48年に再交付を受けています。

平成3年には、聴力が右115デシベル、左101.3デシベルで、両感音性難聴と診断され、身体障害者2級に障害変更がされました。再交付を受けた手帳には、身体障害者は、次のような福祉の措置が受けられますとあり、16項目の措置が載せられています。

その中に、障害福祉年金の支給や所得税の税額控除、住民税の非課税、自動車税及び軽自動車税の免除などが書いてあります。しかし、これらの措置を受けることもなく、昨年10月、65歳の誕生日を迎えられました。そして、ことし1月20日の朝日新聞に、障害基礎年金の記事が載っているのを見て、初めて障害者に年金があることを知られたわけです。

親族の方などが手を尽くして関係機関に問い合わせたりしましたが、結局、障害年金の受給資格は失ってしまっているということです。

年金額、65歳に達してからは、障害基礎年金か老齢基礎年金かいずれかを選択するということです。年金額は同じということですが、障害年金でなくてもよいということですが、65歳の誕生日までの2日前

までに申請して認定されると支給されるので、10月の誕生日、迎えられる2日前までにこのことがわかっていれば、5年間さかのぼって受給することもできたということです。

平成3年、46歳のときから受給できていたら、本当に1,000万円を超える大きな額の年金額になっていたはずですが。耳がよく聞こえないために、仲間の人との仕事もうまくいかず、収入も少ないために随分苦勞をされたと聞いています。

2級が認定された時点で、またその後でも、関係機関の担当者による定期的な訪問と相談活動などが行われていれば、このようなことにはならなかったはずですが。関係機関の責任が問われます。町としては、この責任をどのように考えておられるでしょうか。

次に、自動車税の減免措置についても、なされないままに納税通知書が送られてきたのでそのまま納めましたが、還付できないということです。これは今は、今の時点ではなくて、過去にそういうことがあったのだらうと思います。

納付期限までに減免申請をする必要があるということですが、障害者にはそのようなことがわかりにくい場合が多々あります。税金の減免等については、障害者手帳を発行している役場の担当者と、徴税事務

担当者、普通自動車の場合は西部県民センターですが、そのような担当者とは連携を取って減免措置を行うなど、障害者の立場に立った事務の改革が必要ではないでしょうか。

それから、ちょっと疑問に思うことは、税務担当のほうで自動車税のみでなく、確定申告をする段階で、障害基礎年金を受け取っているかどうか、そこの辺の情報がつかめなかったのか、その点もちょっと疑問が残るところです。

今回、このことを受けて、担当課では、障害者に関するさまざまな制度を周知徹底することの必要性を感じておられると思いますが、今後は、どのような取り組みを行う予定にしておられるのでしょうか。

また、今回は、親族など町民からの指摘によって町が行動を起こしているようですが、さまざまな不備な点や問題点を見つけ改善するためにも、障害者の家庭を定期的に訪問し、暮らしの状況など確認することが必要です。今後、担当者にそういうことを義務づける必要があるのではないのでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではお答えをさせていただきます。

このたびの事実は、福祉行政を進める立場として、まことに遺憾なことで存じておりますが、町の責任という御質問については、前回、3月定例議会における沖田守議員の一般質問に回答したとおりでございます。

その後、町といたしましても、御本人よりさまざまな御要望をお聞きし、現行制度の可能な範囲で生活用具の購入補助を行うほか、町所管以外の事項につきましては、関係機関への働きかけを行うなどの対応を行っております。

現行制度を逸脱して個人への補助を行うわけにはまいりませんので、すべての御要望におこたえすることはできませんが、今年度より障害者日常生活用具給付等実施要綱の見直しを行い、低所得の方の負担軽減を図るなど、公益に資する制度改革を行って、財政状況も勘案した中で、でき得る限り障害者福祉の増進に努めているところでもございます。

2番目の御質問でございますが、この方のケースにつきましては、現在、普通車と軽トラックの2台の自動車を所有されておりますが、県税である普通車については減免を受けておられますが、町税である軽トラックについては減免なしで税金を納付されております。

これは制度上、自動車税の減免は1家族に1台が認められておりますので、この御家族の場合には、普通車の税のほうが税金が高く、こちらを減免したほうが有利であり、したがって、軽トラックのほうは減免措置をとっていないというのが事実でございます。このことは、これまでに御本人に御説明を申し上げたところであり、私どもといたしましては、御理解をいただいたという認識に立っておりました。

3つ目の御質問でございます。なお、障害者の方々への制度の周知についてであります。身体障害者手帳を新規で交付する際には、これまで、しおりを送付しておりましたが、一度交付されますと、それ以後は、これまで毎年、しおりを配付しておりませんでした。

しかしながら、その後、制度が変更になっていることも考えられ、また、前回、一般質問での回答として、「障害者福祉サービスを一層充実をさせていく」との言葉を実践する責任からも、該当する障害者の方々全員へ、しおりを拡大して見やすくしたものを配付させていただいたところでございます。

また、障害者家庭への訪問については、このたびのケースも教訓に、これまで以上に精力的に、町の保健師が家庭訪問に出かけ対応しているところでございます。その中で把握をした課題等につきましては、福

社関係制度で支援できることについては、福祉事務所から担当者が訪問し、直接説明をするとともに、日常生活用具の給付を初めとした対応に努めているところでございます。

また、その他の件につきましても、担当課等に報告し、それぞれ対応を協議し解決に当たっている次第でございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 身体障害者手帳のしおりの表紙には、身体障害者福祉法は、障害者自立支援法と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

この法律の対象になる人に対しては、それぞれ知事から身体障害者手帳が交付されることになっていますが、この手帳の所持者に対しては、次のような制度がありますと書いてあります。

このしおりが発行されるようになってから、手帳の交付のときに渡されるということで、今回の該当者のように、以前に手帳が交付されている人には、しおりは渡っていませんでした。

今回、このことがあって拡大コピーしたものが渡されたようですが、しおりの内容は、手帳に書いてあることより随分詳しくなっていますし、制度が変われば、その都度、内容も更新されます。すべての手帳所持者に配付されるのが本筋だと思います。

こういうことが、きちんとされていれば、今回のような残念なことは起こらなかったと思います。今後は、町の広報でお知らせするのはもちろんですが、直接訪問して手渡し、説明をするというような細かい支援をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、責任のことについてですけども、本当に収入の少ない暮らしをしておられた中で、年間、今で言いますと29万ぐらいの障害基礎年金が支給されるんですけども、48年当時は、平成3年当時2級に認定された当時は、それほどの額ではなかったにしても、毎年、一定程度の年金が入るということは、障害者にとってはどれほど助かることか、その資格を全く失われてしまったといいますか、そういう権利を行使することができなかったという、まことに不幸なことだと思います。それに対する責任というものは、私はやはり感じていただかなければ困ると思うんです。

家族何人かの生活がかかっていたわけですから。この間は子育てもあり

ました。そういう中で、本当に苦しい生活を余儀なくされておられます。

で、私が言いたいのは、この人は一例ですけども、もっともっとう
いうふうに本当に社会の目からといたしますか、行政のいろんなサービ
スから漏れて、不自由な生活をされておられる人が、まだまだおられる
んではないか。そういうところに対して行政の手が細かく差し伸べら
れれば、本当にこのような不幸なことは起こらないと思いますので、今
後のきめ細かい支援をしていただきたいと思います。いかがでしょう
か。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 障害者の皆様方に対する、そうした支援の拡
充をというお話でございます。

我々も当然、同じ思いでございまして、現状の中でできる限り最大限
の努力をしていきたいというふうに思っております。

そうした中で、今、先ほどにも申し上げたことの繰り返しになりますが、
日常生活用具等のそうした補助も拡大をし、低所得者に対しては無
料化をしているところでもございまして、そうした面でも、今回の事態
も踏まえた中で進めさせていただいているということの状況でござい
ます。

ただ、これはもう全般的な繰り返しになりますが、本当に財政が限られている状況でございます。先ほどの国保会計の問題もでございます。これについても、赤字が出たときに、じゃあ、一般財源で補てんをしていくしかないというような、そういう可能性にも出てきているわけでございます。その他保育園の問題もあります。いろんなことを財政として対応していかなきゃならんわけございまして、すべての方が100%満足いただくのが、それが理想であるわけでございますが、しかし、現実としては少しずつ我慢をしていただきながら、均等に公共の利益を資することをやっていくということが、我々の責任であろうかというふうに考えているところでございます。

障害者の方のしおりの配付についても、それはきょう、御指摘として検討させていただきたいとは思っておりますが、障害者全員ということになりますと、600名の方がこの町内におられるわけでございます。

そうした中に、お一人お一人に配っていくということ、これが現行職員が4年で20名、今減っておる、138名という中で、保健師も十分な今、数は確保ができていないという状況でもあります。

また、担当課についても、本当に今、多くの課題を抱えていながらや

っていく中で、この600名、お一人お一人に本当に手渡しが現実的にできるのかどうか、そうしたことにもあわせて今後、検討させていただきたいと、そのように考えているところでございます。ただ、そういう中でも繰り返しになりますが、今回の事態もしっかり踏まえて、今後の障害者福祉については、最大限努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今回、しおりを相当数配付されたのだと思いますけども、今後、配付については、今回、配付された以外の人たちに配付されればよいと思いますので、それほどの毎年、少しずつでもそういう配付を進めていければ、一挙に予算使うこともないのではないかというふうに思いますし、それから、やはり制度が変われば、そのときは必ず何らかの点で、ただ広報に書いたから、それで用が達したということではないと思います。そういう機械的な処置が、今回のようなことを生んでおりますので、やはり電話連絡1つにしても、されるとされないのでは全然違うと思いますので、できるだけ取り組みをしていただきたいと思います。

それから、しおりの中には、障害者の年金のことについて、障害年金

のことについては触れられておりませんので、そういうことについては、また役場のほうで最新の注意を払われて、障害者に何らかの点で知らしていくということが必要ではないかなと思います。

最後に、障害者年金についての問い合わせに対して、町長から手紙が2通届いているのを見せていただきました。で、その中、見ますと、「まことに残念な結果であり」とか、「あなた様の心を察するに大変お気の毒と思いますが、どうぞ御理解を賜りたいと思います」という調子で、町の不行き届きで申しわけないというおわびの言葉が全くないということに、私は驚きました。

町は、町民の立場に立って最善を尽くすべきです。余りにも機械的な仕事をしているから、本当に町民が求めていることがわからないのではないかなと思います。

これは、私が3月の議会でも触れたことでもありますが、町役場が、それでもやはり皆さん、町の職員の方も人間ですから抜けることもあると思います。至らないところもあるかもしれません。せめてそのようなときには、町民に対して心からのおわびの言葉が要るのではないのでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） もう2通の手紙ということをおっしゃられましたが、それは何を指していらっしゃるのかというのをちょっと想像もするわけでございますが、私どもが出したのは、公文書、あくまでも町長として出したものでございます。

1通については私文書ということで出させていただきましたので、それをなぜ議員さんが、これを拝見されておるのかというのは、ちょっと私自身は、残念なところも、解せないところもあるわけでございますけれども、公文書につきましては、やはり公文書としてそれなりのものを出していかなきゃならんということでございまして、心には、いろんな思いをありながらも、やはり公文書として規定に沿って、きちっとしたものを出していかなきゃならんという形で、ああした形のものになったということであります。

それがお受けとめになられた、お受け取りになられた御本人にとっては非常に冷たいクールなものにお感じになろうかというふうにも拝察をするわけではあります。我々としては、やはり公文書としては扱う以上、そうした対応をとらざるを得なかったという、やむを得ない状況もあるということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） やはり町の職員の皆さん、本当に皆さんにお願いしたいと思います、やはり、本当に町民のために血の通った行政が行われることを願ってやみません。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、４番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、発言順序６、１４番、後山幸次君。１４番、後山君。

○議員（１４番 後山 幸次君） ４年ぶりの一般質問をさせていただくって、少し緊張はしておりますが、本日は町民の代弁者として質問をさせていただきます。ひとつ明快なる御答弁をよろしく願いをいたします。

それでは、まず１点目、合併協定項目の検証について、これを３項目質問しておりますので、１つずつ質問をいたします。

まず、庁舎位置についてでございますが、津和野町と日原が合併する前に、鹿足郡の４カ町村において法定合併協議会が設置されまして、いろいろ議論は尽くされました。しかし、本庁舎問題が解決せず、平成１

5年9月には解散をしたというふうな経緯があるわけですが、その後、平成16年1月13日に、津和野町より日原町へ合併協議の開始を申し入れをした経緯があります。日原町は1カ月後、承諾をされており、

また、16年の2月24日には、合併任意協議会が設立されたわけですが、そして4月の1日に、津和野町・日原町合併協議会が設置されまして、それからいろいろ手順を踏まれて、平成11年9月25日に、この津和野町の誕生というふうになったわけですが、

その間、いろいろ紆余曲折もありました。また、想像を絶するいろいろな問題にも直面してきたわけですが、町長も、当時、議員でありましたので、日原町議会の状況は申し上げませんが、私たち旧津和野町議会も、特に庁舎問題については、本当に苦渋の選択をしたわけがあります。

このような議論も、新しい津和野町の設立のためでありました。そして、約5年間、こういった現状を踏まえ、経済効果を考えたときに、また、本町発展のため再検討をする時期に来ておるのではないかと、このように思っておるところでございます。

津和野の歴史を語る申し上げても仕方ないんですが、津和野町は7

00年の歴史と文化の町、これをすぐれた史跡、また多くの先哲を配置し、また、山陰の小京都として山紫水明の城下町としての知名度も大変高いわけでございます。

また、観光客も年間100万ぐらい来ておりますが、津和野町は観光を主産業とした、また、観光振興を図り、経済的な波及効果の拡大に、既存の文化施設を生かした独自文化の情勢と幅広い視野に立ったまちづくりも、官民協働で頑張ってきておったところであります。

また、昭和42年10月には、今の天皇皇后様が皇太子のときに行啓を仰ぎ、平成15年10月の6日には、再び天皇皇后両陛下をお迎えし、御行啓の感激を津和野町の町民は、これを新たな歴史として後世に伝えなくてはならないという思いをしておりました。

また、私が特に合併をしまして、本庁舎を津和野へどうかという提案をするに至ったのは、県の出先機関であります警察署、また土木事務所、県立高校、そういったもろもろ、旧津和野町にあるわけでございます。

今、合併後、約5年になるわけでございますが、こういった現状を踏まえられて、経済効果のある場所に本庁舎を移設されるお考えはないか。津和野町の将来の展望を踏まえ、早急にとは申し上げませんが、検討委員会も立ち上げられまして、1年、2年のうちに、そういった取り

組みはできないか、これについてお伺いをいたします。

2点目に、敬老会の復活について、これも、合併前の日原町の高齢者福祉事業について熟知はしておりませんが、津和野町の高齢者事業の1つとして、国民の祝日でありました9月20日に、敬老の日に、津和野4地区の老人の方が、町体育館に一堂に集まられまして、昼食の弁当を食べ、1日じゅう雑談に花を咲かせて、楽しく過ごされていた事業であります。

それが、津和野町合併協議会が設置されまして、平成16年6月の29日、第5回の合併協議会で開催されました協議第51号議案の中で、合併協定項目の中で、高齢者福祉事業については津和野町の敬老事業についてはすべて廃止、日原町を基準にして合併後に再編する、このようなことになっております。

ただし、喜寿の記念品贈呈及び近郊祝賀事業は、すべて廃止をするというふうになっております。その後、いろいろ何回か合併協議会で協議をされておりますが、津和野町からも、平成16年8月4日に、第7回の会議において修正案を出しております。これは廃止でなく、再編をしてほしいというふうなことでありましたが、そのときに、平成18年度より再編するというふうなことになっております。

その後、いろいろ協議されたわけですが、この再編という言葉について、いまだ結論が私には出ていないというふうに思っておるわけですが、町長の基本姿勢を実現する上にも、地域住民の声を行政運営に反映されることを強く求めたいわけですが。

こういった事業に、財政的に本当に大変ではあろうというふうに思っておりますが、我々議員も財政、大変厳しいときでありますので、今回、6月のこの定例会で5%カットの報酬削減を議員提案で出してこようという話になっておりますが、こういった我々のその善意を、こういった事業にせめて使っていただければというふうな思いもしております。そういった等について、敬老会の復活について、どのように考えておられるかお伺いをいたします。

次に、スポーツイベントの復活ですが、これは同僚議員が前にも質問しておりますが、チャレンジデーの件であります。

合併協議会の項目の中に、5項目ありまして、町民皆スポーツ運動を推薦し、健康で明るい生活ができる環境づくりを努めますといったようなことが、るる書かれております。

こういった中で、この会議の中で、新町計画の提案事項であったわけですが、チャレンジデーについては廃止するというふうにな

っております。

第3回、4回、会議がされておりますが、この協議会の中で、何をどのように協議されたのか全くわかっておりません。このスポーツイベントにつきましては、これはカナダで始まり、世界各国を結ぶインターナショナルチャレンジデーというふうになっております。

私が、このイベントを知ったのは、ある会社の社長が東京へ行かれまして、こういった資料を持って帰ってくれました。そして、早速、町のほうと相談いたしまして、2年間、準備期間を要し、1998年から2004年まで、約7年間を実施してきた事業であります。これが、合併と同時に廃止にされたわけであります。

この事業に対し、参加市町村が希望すれば、100万円を限度とする資金援助があるわけでございます。また、大会に必要なグッズ、ポスター、横断幕、Tシャツ等、すべてが参加市町村に提供がある、こういったスポーツであります。

私が特に言いたいのは、このスポーツに中でダブルダッチという綱飛びの競技があるわけでございますが、津和野の子供さんが2分間で497回も飛び、日本新記録を出したスポーツがあるわけでございます。

第1位の成績をおさめられまして、スポーツ財団より表彰を受けられたのが2003年であります。7年間も続いたこういった事業が、子供から大人まで定着していたこの事業を何ら相談もなく廃止された、私は大変残念であります。

合併協議会の委員さんの中にはスポーツに堪能な方もおられたと思うんですが、本当に残念でなりません。こういった100万円の補助金事業の復活をぜひやっていただきたい、これについてどのようにお考えかをお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目の庁舎位置についてでございますが、本町は合併をして5年目を迎えております。この間、水道料金や交通体系など、津和野地域と日原地域に、まだまだ差のある事項が残っているものの、おおむね、両地域の違いがまちづくりの項目や方法論のところでは統一をされてきたと認識をしております。

一方で、合併後、これまでに於いて最も重要視し取り組みに重点を置かれてきたこととして、両地域の住民の一体感の醸成が上げられると

思います。このことにつきましても、徐々に一体感がはぐくまれつつあるとは認められるものの、まだまだ今後もさらに配慮をし、推進をしていかなければならない課題であるとも受けとめている次第でございます。

こうした中で、合併協定時に新町の名称とともに住民の大きな関心事でありました本庁舎の位置について、現時点において再び議論の俎上にのせることは、これまでの御努力によりはぐくまれつつある一体感に水を浴びせるものとなり、旧津和野町と旧日原町の旧町意識を呼び戻し、まちづくりを逆行させてしまう危険性を認めているところでございます。

施政方針でも述べさせていただいたとおり、地方分権時代において住民参画と官民協働のまちづくりを展開をしていく上で、最も重要で基本となるのが、町民意識の一体感であり、そうした観点から現時点で本庁舎の位置について再検討をするということは考えておりません。

続いて、敬老会の復活についてでございますが、敬老会事業につきましては、合併後の新町において廃止の決定がなされております。当時の執行部におかれては、厳しい財政再建に向かう中での苦渋の決断であったろうと想像しておりますが、現在、実質公債費比率や将来負担比率

などの財政指標は、改善の兆しを見せ初めている状況において、今後もさらなる歳入の減少が予測される中で、財政再建を軌道に乗せていく責任を強く認めているところであります。

楽しみにされておられます高齢者の方々には、残念なことと拝察をいたしますが、今後、財政再建から生まれる果実を、より充実し満足度の高い高齢者福祉事業に向けていくことをお約束をし、敬老会事業の復活については、これまでの方針を引き継ぐことを何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

3番目のスポーツイベントの復活についてでございますが、スポーツイベント・チャレンジデーにつきましては、合併前の旧津和野町において廃止の決定がなされておりますが、廃止に至った理由については、運営をする上での人的な負担がかなり重たかったことなどが一因となっておりますと伺っております次第でございます。

廃止より数年が経過をしておりますので、現状、住民のニーズとしてどの程度のもものがあるのか、スタッフ等運営面での体制づくりは可能であるのかなど、さまざまな角度から実施の是非について検討をさせていただきたく思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長に御答弁をいただきましたが、いささか私は不満があります。

私の質問が、これまでの努力により、はぐくまれつつある一体感に水を浴びせるものとなる、このような答弁をされました。また、旧津和野町と旧日原町の町民意識を呼び戻し、まちづくりを逆行させてしまう危険性を認めております。このように答弁をされましたが、それじゃ、だれが危険性を認められたのか、町長が認められたのか、町議全体でこういうふうな話をされたのか、そこを明確にさせていただきたい。

私は、津和野町の将来の発展のためにという強い思いで、また、町民の声を代表して提言しているものであります。決して、一体感にそういったことを水を浴びせるものではないと私は思っております。

また、まちづくりを逆行させてしまうような危険性が、私の発言の中にあっただけでしょうか。どういうふうに受けとめればいいのか、再度、町長の考えを伺いたいと思います。

敬老会の事業の復活についてであります。これはいろいろ町にも財政的なこともあろう、いろいろ町民的なこともありましよう。津和野町が全体で一括にして事業をするという難しさは十分私もわかってお

りますが、できれば両町に分かれて、今までどおりそういったイベントをさせて事業をしてあげるのが、老人に対する優しさではないかというふうに思っております。

敬老会事業の復活の中で、満足度の高い高齢者福祉事業に向けていくことを約束をするというふうな答弁でありましたが、どのような福祉事業であるか。また、内容について、時期について、いつこれが約束できるのか、再度伺いたいと思います。

スポーツイベントについて再度質問をいたしますが、合併前の旧町において廃止の決定がされたという答弁であります。私もここに合併協定、あれを持ってきております。

で、合併協議会での検討は、5月18日、第3回目、6月の8日の第4回目で、このスポーツイベントは廃止しようというふうなことになっとるじゃないですか、まあそりゃ時期がいつであろうと。こういったせっかくの子供の夢を、この実現をかなえることも、行政の一環と私は思っております。来年度は、ぜひ実施の方向で検討していただきたいと思いますが、再度、答弁をお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、議員のその発言がどのようにまちづく

りを逆行させてしまうんだろうかという御質問であったかと思っておりますけれども、決して、議員の御発言をとらえて、どうこうという問題ではございませんで、私自身がこの本庁舎の問題を議論の俎上にのせていくということが、もう町民の中でのその壮大な議論になる、進んでいくというそういう可能性を認めているわけでありまして、それがやはり今のまだ段階では、おらが村意識、旧町意識がさらに続行してしまふ結果につながったんじゃないかということ想像をしているということでございます。

そうした中で、今後、そうした世論になってまいりますと、これから我々がいろんな事業をしていく上で、常に旧日原なのか、旧津和野なのか、いろんな面でそういう意識を意識しながら、またやっていかなければならないということは、いろんな面で影響も出てくる、そういう危険性をはらんでいるのではないのでしょうかということをお願いいたします。

それはあくまでも、今回、一般質問、私に対する御質問であったというふうにとらえておりますので、私は町長としてそういう認識のもとに、今、議論の俎上にのせることは考えていない、そういうことを回答として申し上げたというつもりでございます。

それから、2番目の敬老会の復活につきましてでございますけれども、本当にその当時者の方々は楽しみにされておるといことは重々承知をしているところでございます。

ただ、やはり財政再建にこの4年間、本当に真剣に取り組んでこられて、そして今、ようやくその財政の上向き、そこによりやく入ってきたという状況でございます。

そのおかげをもちまして、今年度、もう少し増額予算を組ましているという状況でございますけれども、今年度は国勢調査が行われます。来年以降、どういう交付税の算定状況になっていくのか、あるいは28年度以降、合併のあれの部分、優遇措置が減額もされていき、そういうことを考えましたときに、これまでやってこられたところのやはり財政再建も十分考慮しながらやっていかなければならない。

そうしたことを考えましたときに、当時の方針を出されたこの敬老会の廃止については、引き続いて継続をさせていただきたい、そういう方針であるということをお話をさせていただいたわけでございます。

その果実をどういうふうに高齢者事業に使っていくかと、まずは財政再建をきちとなし遂げてからだと思っております。それは、現状実

質公債費比率等18%以下、そこまでに持っていた状態の中で、どうい
うことをまた果実として、どれぐらいの果実を持ってやっていくのか
ということを検討していきたい。

そして、そのころには、行政評価制度というものも、今、構築をして
いく予定でありますので、その制度に基づいて、より町民の皆さんの最
大公約数となっていくような、そうした高齢者福祉事業を今、考えてい
こうということで、同時進行で制度の仕組みづくりにも着手をさせて
いただいておりますので、何とぞ御理解をいただきたい
というふうに考えているところであります。

それから、チャレンジデーにつきましても、当時、廃止に至ったとい
うこと、100万円の助成金をいただいておりますが、それがやはり、自治体が少し広がる中で、その100万
の補助金の額も、少しずつ最終的には減額をされておったということ
も聞いておまして、その分の一般財源の部分の割合がふえてきてい
る、そうした中。

それからまた、このイベント自体が、非常にその人的な負担を伴うと
いう中で、職員のそうした時間外手当等も、そこの中から、やはり排出、
支出がされていた、そういうまた目に見えない経費もかかっていると

いった状態でありました。

そうしたことも踏まえ、今度また再開をするということになりましたら、今度は全町、旧日原地域も踏まえた中での事業を展開していくこととなりますので、さらにたくさんのいろいろな負担が生じてくるということが予想されておるわけでございます。

そうしたことも考えあわせた中で、どれぐらいの今、この事業に対してニーズがあるのか、いろいろな町民の皆さんにも踏まえた中で、もう少し考えさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 3回目になりますが、1点だけ町長のお気持ちをもう1回聞かせていただきたい。

合併についてであります。現時点において、再び議論を俎上にのせることはないというふうに申されました。現時点ではないということですので、先ではまた議論ができるというふうに私は理解をしたいと思います。そのように理解をしてもよろしいですか、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この町民の一体感の醸成という考え方であり
ますので、確かにそこに、じゃあいつ一体感になったのかと、その辺の
明確なやはり判断基準というのはまた人それぞれであり、大変また難
しい問題でもあろうかと思っております。

ただ、繰り返しになりますが、現時点では、私はこうした議論を俎上
にのせることは、むしろ町民意識をさらに広げてしまうという思いの
中で、現時点ではということで申し上げている次第でございます。

これが今後、どういったところでそうした判断になっていくなとい
うのは、なかなか難しいことだというふうには思っておりますが、ただ
当面、この合併というものが、やはりあめとむち等もありましたが、1
0年間、そうした中でいろんな制度等も適用しながら、今、合併後を進
めている。

そういう状況をかながみたときに、やはり10年間は合併からやは
りこうした議論はまだまだ早いのではないだろうか、そんな思いを持
っている次第でございます。

11年後以降、どういう状況になっているかは、それは私もまだわか
るところではございません。私もまだ任期の3年ちょっとという中で
ございますので、その部分については何とも申し上げませんが、今の私の

思いとしては、やはり合併後10年間は、こうしたことを議論にのせていく、そういう今の思いはないというような状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

伝統文化財の国の重文についてであります。津和野町には、大変古い建造物があるわけですが、平成20年度には町長の本家です。あります下森家が、また、日原町の藤井家が、そして津和野町の郷土館が、こういった建造物が国の登録有形文化財に指定されました。大変うれしいことでもあります。

また、そういった意味で、今回、鷲舞神事が行われております弥栄神社の屋根のふきかえ工事が行われました際に、上棟式の棟札が発見されて、これが安政6年のお札であるというふうに書かれております。こちらに写真を持っておりますが、これが約150年前ぐらいになるんじゃないかというふうに思っておりますが、こういった建築された神社でありますので、国のせめて登録文化財でなく、国指定の重要文化財に登録されるようなことはできないのか、こういった実現の可能性があるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 弥栄神社の関係でありますけれども、現在、津和野町には、国指定の建造物、重要文化財はございません。県内における神社関係の指定建造物の例を見ますと、最も古いものは松江市の国宝神魂神社本殿（1583年）であります。それから、益田市の重文染羽天石勝神社本殿。最も新しいものでは、松江市の重文美保関神社本殿というふうになっております。

弥栄神社本殿につきましては、御質問のとおり、嘉永6年に発生した城下を焼き尽くすほどの大火後の安政6年に再建をされたものと考えられております。県内における江戸時代の神社調査は、昭和50年代に実施されておりますが、その際には、指定対象となっておりません。その後も、段階的に指定は行われているものの、19世紀末に造営をされた弥栄神社本殿が、建造物として現時点での国指定は困難であるというふうに考えております。

一方、町では、江戸時代の津和野城下町全域を津和野城下町遺跡として位置づけております。その中においても、江戸時代から今日まで良好に、その地形や利用形態を残している箇所、史跡「津和野城下町遺跡群」として保存できるよう調査を進めているところであります。

弥栄神社につきましても、その一つというふうに考えております。国指定史跡として指定をされれば、敷地及びその上の建物についても、同様に保護することができますので、その歴史的価値が評価されるよう、引き続き調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、次の3番目の伝統芸能の存続について質問をいたします。

これは、先ほど同僚議員の御答弁にもあったわけですが、津和野町には多くの伝統的な芸能があります。鷺舞を初め流鏝馬、子鷺踊り、盆踊り、神楽、奴、田植えばやしと、また日原町では、ひよっこ踊り等の保存会があるわけですが、これも大変、世話人の高齢化、また、若者の後継者不足と、問題も大変深刻であります。

その上に、衣装や道具類の修理・更新・補充等にも、財政的にも大変問題があるわけですが、現在のところは、会員の会費だけでは、到底間に合うような状況にはありません。一度、中断すると、こういったものは大変施行が難しいというふうにも思っておりますが、こういったものが存続の危機にあるわけですが、こういったものに対して、伝統芸能の財政的な支援の見通しができないのか、見通しは

つかないのか、これについてのどのようなお考えを持っておられるか、対策等についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 伝統芸能の保存会における世話人の高齢化、あるいは後継者不足の問題につきましては、今後、ますます深刻化していくものと考えております。中には、保存会そのものの存続が危ぶまれているものもあるというふうに伺っているところであります。

現在は、運営のための財政支援といたしまして、伝統芸能団体に対し、総額9万6,000円の補助を行っております。道具や衣装の整備については、平成13年度から15年度にかけて、益田広域圏で文化再興事業、全額補助の事業であります。取り組み、それぞれの保存会からの要望により、道具や衣装について整備を行ってきたところであります。

現在でも、道具や衣装等の整備等高額な出費が生じた場合には、地域伝統文化総合活性化事業などの補助制度を活用し、整備をしてまいりたいというふうに考えております。しかしながら、運営費など団体支援については、補助の対象となっておりませんので、現行維持になろうかというふうに考えております。

教育委員会では、このような状況を踏まえまして、これからの対策を考えていくために、町内の文化財関係団体を対象に伝統文化保存協会、仮称であります。そういった町内一本の組織化を図ってまいりたいというふうなことを検討をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、次に4番目の課の配置についてお尋ねをいたします。

合併当時は、津和野庁舎にも建設課が配置されておったわけですが、機構改革によりまして配置がえになっております。日原町の町の中よりは津和野町の道路の構造は大変複雑であります。碁盤の目のようになっておるわけですが、最近、観光車両も増加しております。また、一般車両も多くなってきております。そして、路面の陥没等が頻繁に起きているのが現状であります。

津和野町には、用水路も縦横無尽にといいますか、各町内に通っておるわけですが、この梅雨の時期、また台風のときなどは、大雨のときでも、一部の地区では増水により冠水する場所もあるわけですが、ハンチョウ住宅あたりは、たびたびそういった目に遭っております。

このような緊急時に対して、土のうをつくっておかれる場所、要するに、緊急時に対応できるような水防倉庫付近に土のうをつくって、即対応できるような体制、そうしたことにおきましても、適切な指揮監督、これを指示するのはやはり行政の責任であります。そのためには、まず、津和野庁舎に建設課の配置と地域に精通した職員の配置が必要であると私は思っております。

津和野町に建設課をそのままというふうな考えではありません。あの何人かを津和野庁舎に常駐させるというふうにしていただければ、また、そういった対応が早急にできるんじゃないかというふうに考えております。

こういうことは、なかなか一般職の方にはできないわけでございます。やはり技術的な面もあるわけでございますから、そういった面でのことも考えられまして、建設課の窓口を津和野庁舎に、そういった専門の方を1人でも2人でも配置できないか。

行政評価制度の中でも、職員の地域担当制度の導入ということを取り組まれていくというふうにならうとありますので、ひとつ御検討がいただけるか御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長(下森 博之君) 津和野庁舎窓口業務につきましては、合併後、本課が置かれていない旧両町の皆様の利便性を考慮し、総合窓口を設け事務を行ってまいりました。その後、定員管理計画が施行され、より効率的な業務運営と合理的な人員配置を目指し機構改革が行われ、平成20年より御指摘の建設課につきましては、本庁第2庁舎に統合された形となったわけでございます。

御指摘のとおり、それぞれの地域に精通し、迅速かつ適宜に対応できるよう、両地域の庁舎に人員を配置することが理想ではございますが、そのためには、定員管理計画の見直しをなくしては、実現は不可能ではないかと思っております。

見直しについては、中期財政計画とも重要なかかわりを持つことから慎重な対応が求められますが、今年度は行財政改革大綱の最終年度でもあり、これまでの検証とあわせ、一度、検討をしてみたいとも考えております。

いずれにいたしましても、現時点においては、機構改革を行った当時の判断を尊重するべきであろうとの認識に立っております。ただ、その中でも、緊急時等の対応につきましては、地域に精通した職員をもって対応できるよう十分な内部協議も行い、体制をとってまいりますので、

御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、最後の質問をさせていただきますが、公共事業についてでございますが、新政権になりまして2010年度の公共事業、また、そういった関係費が前年度比に比べまして18.3%カットされたわけでございます。

こうしたことにおきましても、また、費用の見直し、そして高速道路のネットワークのミッシングリンクの解消、また、コンクリートから人へと、ダム事業を初めとする治水対策のあり方等、今後の懸案事項は山積みの状況であります。

県や町財政力では到底できない国直轄の社会基盤整備は、国が責任を持って整備することは当然であります。建設業界の現状を踏まえ、公共事業費の枠の拡大、また、近隣市町村長とともに、国及び県に強力な陳情をお願いをしていただきたい、このようにお願いをしていきます。

そこで、工事の成績評価、総合評価についてをお尋ねをしていきます。

まず、工事成績評価要綱が4月改正されまして、工事成績の点数アップ、要綱改正に伴う配点と変化など、工事成績の評価の仕組みを理解は

しながらも、建設業者は自社の弱点や技術等で克服をしながら、現在まで努力をしておるのが現状でございます。これについて、町は当時の成績評定について、どのように考えておられますかお尋ねをしたいと思います。

そして、総合評価についてであります。総合評価方式で勝ち残っていくには、まず、社会に還元する力、イメージアップやいろいろの問題を見つけ出して解決できる、このような創意工夫する能力と技術力が建設業者には必要であります。

他社に差をつける創意工夫しないと、操業評価方式で勝ち残ることができないのが建設業界の現状であります。この現状をどのように踏まえておられるのか、町の成績評定、総合評価点についてお伺いをしたいと思います。

次に、指名審査会についてお尋ねをいたします。

公共事業に入札参加業者が経営審査をされまして、当然、そういった申し込みをすると同時に審査を受けるわけでございますが、こういったことは建設課で対応できるのが当然であります。お尋ねしたいのは、建築工事における審査会はどのように対応されておりますか。これは、いろいろな課が関係すると思われ。今後、県下教育委員会、

商工会、商工観光課、そういった課も、こういったものに関連をす
ると思いますが、これらの建築工事におかれまして、審査会はどのよ
うな状況で行われておりますか。

また、建築については、当初設計の積算はどの課でされておるの
か、これは大変建築については難しいと思うんですね。そういった
ことで、建築の場合には設計事務所より嘱託制度という形もありま
すが、いろいろな方法があると思いますので、今後、どのようにされ
ていかれますか、これについてお尋ねをいたします。

次に八であります、災害時の緊急対策協定書を交わしているか
ということですが、公共事業減少の影響で、島根県の建設業界の
鹿足支部が2008年の4月に解散されました。そういった中で、
その当時の35業者がおられたわけですが、24に業者が少なくな
っておりますが、2009年鹿足郡の17の建設業者が鹿足郡建設業
協会を設立をされました。

設立の動機は、地域での災害が発生したときに、建設業社が支
援・強化するためにも協会が必要という声が上がりました、新し
く協会が設立された経緯があります。

鹿足郡建設業協会参加業者が、吉賀町が10業者、津和野町が7業者

で、大変津和野町が少なくなっております。こういった中での災害時の緊急対策の協定書は交わされているのか。また、災害対策の会議、県とともにそういった会議は、既にもう実施されておりますか、これについてお伺いをいたします。

次に、各課ごとの事業計画についてお尋ねをいたします。前期、後期についてどのような発注率になっておりますか、これについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではお答えをいたします。

近隣の市町村長と連携した国や県への陳情等につきましては、浜田益田間高規格道路建設促進期成同盟会、浜田市から津和野町間幹線道路整備促進協議会、国道9号線益田地域道路整備促進期成同盟会、高津川水系治水砂防規制同盟会、山陰自動車道（益田萩間）整備促進期成同盟会、萩津和野線道路改良促進期成同盟会、中国治水期成同盟会連合会等を通じまして、今年度も積極的に行う予定でございます。

直近では、7月1日に、鹿足土木協会として吉賀町長、両町議会議長にも御同行いただき、県知事要望を行う予定となっております。

続きまして、工事成績評定につきましては、町独自で国土交通省の評

定をもとに試行しておりましたが、本年4月に改正があり、評点配分及び考査項目が見直されました。新しい評定プログラムが、現時点では詳細にわからないため、現在は行っておらないのが実情でございます。総合評価方式による入札は毎年、県より町へ1件の割り当て要望があり、建設課と環境生活課のどちらかで実施をしているところでございます。

今後の見通しということにつきましては、この工事成績評定等、具体的なところがわかった時点で、また、本町の場合も検討してまいりたいというふうにも思っております。

また、総合評価方式等につきましても、いろいろといろんな角度から検討をしてまいりたいとも思っておりますが、それ以外にも、この入札方法につきましては、現状を今、見積もりの仕様書等をメールで送るという取り組みも始めたところでもございます。

また、電子入札等の取り組みについても、今後、進めていかなきゃならんというふうに思っております、できるだけ効率的にこの入札制度は進めていくような改善に向けてあわせて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、指名審査会につきましては、これは建設も建築も同じになります、要綱に従い、町長、副町長、参事、総務財政課長、環境生活

課長、農林課長、建設課長及び工事の担当課長で審査会を開催をしております。

設計は、それぞれ担当をする課がそれぞれのもとで行われているという状況でございます。それから、その基本設計につきましては、現状、その担当する課が設計士さんとの御協力をいただいて、今、進めているというのが実情でございます。

ただ、今回もいろいろと感染症外来等の問題も出てまいったわけですが、やはりきめ細かい、しっかりとした基本設計を、より制度を高めていくという観点からも、そこの部分は、今回の事態も踏まえまして対応をとっていかなきゃならんと思っております。

現状、益田市さん等の今、やり方を調べてみますと、基本設計についてもやはり予算立てをして、そうした対応もされているという状況も聞いているところでございまして、やはり本町の取り組みも、そうしたところをまた念頭に、改めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、災害時の緊急対策協定書の関係でございます。災害時、町民の安全・安心の速やかな確保のために、町内土木事業者の皆さんの連携と協力はなくてはならないものと考えております。災害時に遅滞な

く協力をいただくためにも、議員御指摘の災害時緊急対策協定締結の必要性を町も認識をしているところでございます。現在、鹿足郡建設業協会より協定締結のお申し出をいただいておりますが、過去の経緯等を踏まえ検討しているところでございます。

最後の今後の事業計画発注についてのお問い合わせでございます。

既に、町道日原添谷1・2号橋上部工、野広線道路改良、道路維持等の発注を終え、残り前期に日原添谷線道路改良、平台線測量調査設計業務委託、笹ヶ谷道路改良及び設計業務委託、木毛線道路改良及び設計業務委託、地籍調査測量委託等の発注、後期には日原添谷線舗装新設、高嶺線道路改良、木毛線舗装新設、鹿谷線、これは新設じゃなかった。鹿谷線舗装の発注をしまいる予定となっております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 懇切丁寧に御答弁いただきまして本当にありがとうございました。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で3時10分まで休憩
といたします。

午後2時50分休憩

.....

午後3時08分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序7、13番、米澤君。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 通告に従いまして質問いたします。

まず、まちづくり政策課の支援に関することについて伺います。

4月に新設されましたまちづくり政策課の自治会支援に関すること
とは、どのような支援をされるのかを伺いたいと思います。よろしく。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答
えをさせていただきます。

本町には116の行政区があり、そのうち65歳以上の高齢化率が
50%以上の行政区は、平成22年3月末時点で40行政区、行政区全
体に占める割合は34.5%になっております。

また、本町には104の自治会が組織をされ、組織されていない地域は10地域となっております。自治会は、そこに住んでいるだれもが、住んでよかったと言えるような地域社会の実現に向け、地域全体のさまざまな課題を解決をしていく場であると同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものでございます。

平成20年3月に策定した第1次津和野町総合振興計画では、第6章計画実現の方策として、町民と行政が一体となったまちづくりを推進をするため、施策項目として集落再編と自治会の育成を掲げております。

まちづくり政策課では、今年度、全自治会を対象として、地域の状況を初め、構成世帯数や世帯の状況、活動内容や年間予算などの自治会の概要や運営上の課題、集落再編の必要性や今後、導入を予定している職員の地域担当制度における職員の役割などを把握する目的で、職員の聞き取りによる地域課題等概要調査を実施することとしております。

また、自治会が組織されていない地域につきましては、地域内の全世帯を対象として、地域の活動実態や抱えている課題、自治会結成の必要性や職員の地域担当制度における職員の役割などを把握する目的で、郵送による地域課題等アンケート調査を実施することとしております。

まちづくり政策課が担う自治会の支援につきましては、調査結果をもとに、自治会の運営や活動に対する課題、集落再編の必要性、自治会結成の必要性、職員の地域担当制度などに関して、自治会等住民の皆さんの御意見を取りまとめ、地域の実情に応じた財政的支援や人的支援の支援策を構築し、施策の展開を図ることとしております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 現在、回答にありました自治会支援について伺います、財政支援について。

近隣の市や町の交付金を見ますと、吉賀町は1戸につき1,000円の補助金と役員活動費として会長6万1,400円、副会長4万5,000円、それと、これは距離によりまして別の手当も出ております。1自治会、例えば50戸で計算しますと、年間15万6,900円の交付金となります。

益田市におきましては、今、3カ町村、市町村合併しまして、まだばらばらではあるということでしたが、益田市の例を挙げますと、世帯割で170円掛ける戸数掛ける12カ月、自治会割としまして100世帯未満は2,600円掛け12カ月、自治会長手当として1万円が課されております。そして、自治会保険補助金が1世帯につき82円出され

ております。これも50世帯で計算しますと15万5,200円補助されております。吉賀町、益田市ともほぼ同額ではありますが、津和野町においては、ほとんど出てない状況であります。

ある自治会では、形成はしておりますが高齢者が多く、自治会費徴収が難しく、解散を考えている自治会もあります。このような状況から、ぜひとも交付金または補助金の支援をお願いできないのか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 自治会に対します補助金につきましては、今、連合自治会さんのほうからも、各自治会に対する助成制度というようなことで御要望もいただいているところでございます。

そこに対するお答えをした内容といたしますのが、きょう今、先ほど申し上げたような状態でございますが、今年度、まちづくり政策課のほうで、集落の実態調査、あるいは町民意識調査、アンケート調査、そうしたものを行う予定でございまして、そうした中から、この各自治会、それは集落の活性化のあり方、そうしたものを政策として打ち出している、そういう今、取り組みをしている最中なので、この結果に基づいて、また、そうしたことも判断していただきたいので、もう少々お待ちをいただきたいと、そういう回答を申し上げた次第でございます。

今、議員のほうからも、益田市さん、あるいは吉賀町さんからのそうした事例を御指摘をいただいたわけでございます。そうしたことも、また検討の判断にさせていただきたいとも思っておるわけでございますが、ただ単にお金を配るということが、本当に集落のまた活性化になるかという問題も含めて検討していかなければならないというふうにも思っております。

今、この我々まちづくり政策課のほうで、まだ検討段階ではありますが、考えておりますのが、その財政支援のほかにも集落の支援員制度をつくって、そうした人的支援もあわせてやっていこうじゃないか、そうしたことも計画の中に入れておる状態でありまして、今後、そうしたことを総合的に判断をしていきながら、この御指摘の自治会に対する補助金等についても検討させていただきたいというふうに思っております。

現状では、十分なお答えにはならないかもしれませんが、今、そうした計画段階という過程でありますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） じゃあ、次の質問に入ります。ちょ

っと重複するかもしれませんが、自治会費の助成金について提案してみたいと思います。

私、昨年11月に、新議員研修会に参加させていただきました。そのときの財政の講師が、基金はそれほど残さなくてもいいんだと、基金と返済金の利息の差がもったいないというような言い方でありました。確かに、そのとおりではないかと思えます。

それで、一般会計分、基金分のうち、財政調整基金と減債基金の年度末残高は、ここ最近12億円程度あります。平成19年度の地方債の一般公共事業債を例にとりますと、利子は2%、基金の利子は0.47%であったと思います。その差額1.53%。借り入れの条件とかいろいろなことで多少の変動はあるとは思いますが、この財政調整基金と減債基金の年度末残高の約半分の6億円を繰り上げ償還できるものならしていただくと、その差額約900万円が生まれると思います。

その900万円を財源として、例えば、まちづくり政策課が管理していただき、自治会助成金としてさせていただければ、町の財政的にも、それほど影響があるものではないと思えますけれども、これができるかどうかは難しい問題かもしれませんが、一応、提案とさせていただきます。

次に、伝統行事についての補助金ですが、これは同僚議員2人の質問と重複すると思います。

伝統行事や伝統文化、また伝統芸能の鷺舞、流鏝馬、奴行列、田植えびやし、そして各地域の盆踊りや石見神楽と町を、地域を元気に生き生きとさせる団体や、行事にぜひとも補助金を考えていただきたいと思っております。

これもですが、1つ、福岡市の西区のある神社、やはり流鏝馬をやっておられます。ここに問い合わせたところ、福岡県、まあ福岡市ですね、福岡市ではそういう伝統行事に対しては、一律8万円の補助を出しておるそうです。そして、県からは規模に応じて14万円から16万円の補助が出るそうです。これは何か補助金の対象があるのではないかと思います。

やはり昨年4月に開設された営業課の役目の1つとして、歳入強化ということが上げられておりました。このときの説明におきまして、いろいろな補助金を逃さずもらっていくということも上げられたと思います。ぜひともこのような補助金等を取っていただき、また、そういう伝統行事等に配分していただければ助かりますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 伝統文化等の助成金というふうなことであります。

お断りではありますが、先ほど14番議員さんのときに、伝統芸能団体に対して総額9万6,000円というふうにお答えをしておりますが、総額8万6,000円でありましたので、若干、訂正をさせていただいたらというふうに思います。

伝統文化の関係におきましては、鷺舞保存会や石見神楽などの9団体に、伝統文化団体補助金として8万6,000円、また、指定文化財管理費交付金として文化財関係で13件、交付金としては7万4,000円を交付をしております。また、必要に応じて施設などの整備、あるいは道具や衣装などの整備に対し補助を行っているところであります。

御提案のありましたイベント等に関する補助ということでありませうけれども、現時点では、特にそういったことについては考えておりませんけれども、財政状況がよくなれば、また考えてみたいとは思っています。現時点では、特に考えてはいないところであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変自治会等の助成金につきましては、財源確保策も含めた具体的な御提言ということで、大変ありがたく受けと

めているところでございますけれども、財政につきましての考え方もございますので、それにつきましては担当課長のほうから説明をしていただきたいと思いますと思っております。

また、営業課の取り組みとしても、ぜひそうしたことを期待してつくっている課でもございますので、御提言も踏まえまして、また、これから検討をさせていただきたいとも思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほどの財政調整基金と減債基金の繰り上げ償還を半額にしたらどうかという意見なんですが、現在、健全化法がありまして、その影響で将来的な数値にはね返ってきます。ですから、今のところ、半額を繰り上げ償還とするというのは、ちょっと厳しい状況かなと理解しております。

で、18年度からは今まで、昨年までですが、計13億ほど繰り上げ償還しています。その影響額は、単年度で2億ばかりずつ出てきておりますので、今年度も3億1,900万ばかり繰り上げ償還をする予定としておりますので、それで御理解いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 次に、国指定重要文化無形民俗文化

財の鷺舞は、あと3年で開催資金がなくなるであろうと聞いております。そして、やはり町指定無形民俗文化財の小川の奴行列、ちょっと私が聞いたところしか、まだやっておりませんが、ここも会員の会費と、あと祝儀、まあ足りないところは出しているそうですが、そういう大体やり方で、どの団体も大変苦労されております。

1つ私、流鏝馬のことに関してはある程度わかりますので、大体の経費の説明をさせていただいたらと思います。流鏝馬も町指定無形民俗文化財になっております鷺原八幡宮流鏝馬ですが、これは岡山県の新見市から馬を4頭借りてきます。これだけでも43万円要ります。そして、全国から小笠原門下生一門が25人から30人、大体集まってきます。その謝礼としまして小笠原宗家へ10万円、これはかなり減額されて納得していただいております。

そして、夕食代とそのときのご飯ぐらいはということで約10万円。交通費、宿泊費は各小笠原門下生の自前で集まってきます。そして、準備2日と当日、後片づけの4日間の会員と流鏝馬、小笠原の会員もですが、弁当と飲み代等で約10万円。最低73万は要ることになっております。

この経費は、町民の皆様と、また各企業の御理解と、そして温かい御

寄附により、町そしてまた町内外からの皆様の寄附のおかげで48年間、13年は町の有志で復活しまして、13年間続いたところで、小笠原弓馬術礼法所から来ていただきまして、それからことしで35年という歳月で流れております。

これには商工観光課の職員、大変お世話になっております。皆さん、音響装置等で御協力をいただき、また、観光協会からも1名の女子アナウンサーとして出ていただいております。もちろん流鏝馬会員七十数人の協力もありまして、できておることでもあります。

来年、カスミ会という会が、全国ある流鏝馬行事の中、津和野鷺原八幡宮流鏝馬、これは小笠原流です。鎌倉鶴岡八幡宮流鏝馬、これは小笠原流と武田流、この2つ。で、熊本の出水神社流鏝馬武田流をDVD収録して天皇陛下に献上されることになっております。

ことしも、ちょっと視察に50人ほど来られました。このカスミ会という会は、東京の霞が関会館を所有している会であります。その組織といますのは、昔の大名、公家の子孫の流れを汲むものがつくっている会だそうです。

で、この小さな津和野町に、先ほども申しましたような無形民俗文化財、そして伝統行事、伝統芸能とたくさんあります。その補助金がやは

りこれだけの要素のものが国指定の鷺舞もありますし、これが1万円というのは余りにもちょっと寂しい、軽いような気がいたします。町財政も厳しいでしょうが、いろいろな補助の対象をとらえていただきまして、何とか会が団体が存続できるようにしていただきたく伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおりであります。私も町長になりまして、この4月、流鏝馬行事に参加をさせていただいて、本当に歴史と伝統を持った行事であるということを身をもって体験をさせていただいたという思いでございます。

また、これも繰り返しになりますが、先ほど鷺舞保存会の総会に上がらせていただいて、私なりに総会に出るに当たっても、この鷺舞のことについて少し勉強してまいりましたし、総会の中でもいろいろお話を、貴重なお話を聞かせていただいて、国の無形文化財になっているという、重要無形文化財になっているということ。

そうした中で、本当に長年にわたって、そうした町民の皆様、関係者の皆様が御努力によって守り続けられてこられた、その意義というものも再確認をした次第でございます。

そうした中で、この補助金の額というのが、妥当であるのかどうかと

というのは私自身も疑問に感じているところでもございますし、そうした中で、いろいろと検討していかなきゃならんと思っておりますが、一方で、何度もこれも申し上げることになるわけでありましたが、いろんな御要望をいただくわけでございます、これは文化に限らず、福祉のことや教育のことや、そうした中で限られた財政を振り向けていかなきゃならん難しさがあるわけでございますので、そこを慎重に論じていきたいと思っておりますが、ただ、文化振興・保存という枠の中で考えたときに、やはりこれも先ほど申し上げた、前段議員に申し上げたことの繰り返しにもなりますが、ある程度、もう少し削減させていただいて、そうした伝統行事のほうへ振り分けていくという考え方はできていくんじゃないかという思いも持っている次第でございます。

実は、もう少し具体的に申し上げさせていただくならば、現状はやはり安野光雅美術館等も町が所有をして運営をしておるわけでございますが、やはりランニングコスト的には相当な町から一般財源がすごく出ておるわけでありまして。そうした状況がある半面、各、そうした国が指定されている、しかも、町民の皆さんが長年守ってくださっている、お金をかけてもつukれないようなすばらしい文化が、補助金がわずか1万円で成り立っている、その矛盾は、ちょっと私も感じているところ

ろであります。

実は、この2月のところでありましたが、安野先生、それから大矢館長、安野光雅美術館でお二方とも御面談をして、大変言いにくいことではありましたが、私自身の考えとして、もう少し運営を削っていきたいということ、本当に失礼だとは思いましたけれども、率直に申し上げさせていただきました。

先生のほうも、いろいろと議論はいたしましたけれども、大矢館長のほうからも、もう2年、3年というところで、この安野光雅美術館というものも、財政上も、もう少し極力負担が軽減していく中の今、改革に取り組んでいるところであって、そうしたところも理解をしてもらいたいというお話もいただいているわけでございまして、私自身も、そうした部分もしっかり支援をして、経費の削減、効率的な運営に努めながら、また、その浮いた財源というものを同じ文化という範囲の中で、より公平な形で配分がしていけるような取り組みを心がけていきたいと考えているところでございます。何とぞ御理解をいただければと思っています。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 次の質問に入ります。観光対策関係

についてであります。

これは土木事業所に関連すること2件であります。津和野町は、観光立町であり、観光の町を宣伝することにより、各種産業が潤うことと信じております。

まず1つ目に、平成8年度の津和野土木事業所による津和野川ふるさと川の整備事業において津和野大橋付近が整備されました。この整備のとき、大橋の下にいた、たくさんの鯉が大移動作戦で上流に移されました。

それから14年の間、ほとんど鯉を、まあ1匹か2匹見る程度であります。その昔は、大橋の上から、また石垣の上から、観光客もたくさん寄って見ておりました。そして、案内する人もそこまで案内して案内しておりましたが、最近では、そういう姿を見ておりません。

河床の掘削等を津和野土木事業所等と協議をされて、観光客も町民も喜んで鑑賞していたシンボルの鯉をぜひとも復活させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目としまして、現在工事中の道の駅なごみの里の裏、県道柿木津和野停車場線の広大なのり面があります。これに芝桜等限定はいたしませんけれども、これにやはり麓耕みたいなきれいな花を咲かせるこ

とができれば、また一つ、津和野の観光名所になるんじゃないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではお答えをさせていただきます。

まず、河川掘削の関係でございます。大橋の河床につきましては、2年前に上下流について河床掘削をしていただいたところでございますが、橋脚付近は構造上余り深く掘削することはできなかったのが実情でございます。基本的には、河床掘削は土砂が堆積し、危険なところの河積を確保する目的で行うものでございますので、そのような観点からの事業実施については、なかなか難しいと聞いておるところでございますが、議員御指摘のような観光面からのアプローチが可能であるのかどうか、津和野土木事業所とも協議を行ってみたいと考えているところでございます。

続きまして、2番目の御質問でございますが、現在、工事中の道の駅なごみの里裏の県道柿木津和野停車場線にできた広大なのり面については、その景観について津和野土木事業所へ一考いただくようお願いをしているところでございます。

土木事業所では、今年、実験的に芝桜の植栽を考えていると聞いてお

ります。なお、本格実施については、事業費も発生するということから、7月1日に実施する島根県知事への要望事項の一つとしても取り上げておりまして、関係機関への働きかけをさらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 大橋の下の鯉は、観光名所が現在、昔からいうと1つ減っている状態だと思います。ぜひとも、もとの状態にさせていただき、観光客、また町民の方も喜んで、すごいと言われるような名所復活させていただきたいと思っております。

なごみの里裏の県道のり面については、このチャンスをぜひとも観光名所としてふやしていただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 答弁いいですか。

○議員（13番 米澤 宥文君） はい。いや、これで終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後3時38分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 22 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
3 日)

平成 22 年 6 月

22 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 22 年 6 月 22 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番 道信 俊昭君

6番 岡田 克也君

7番 三浦 英治君

8番 青木 克弥君

9番 斎藤 和巳君

10番 河田 隆資君

11番 川田 剛君

12番 小松 洋司君

13番 米澤 宕文君

14番 後山 幸次君

15番 沖田 守君

16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………
長嶺 常盤君				
教育長	……………	斎藤 誠君	参事	……………
右田 基司君				
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………
米原 孝男君				
まちづくり政策課長	…	村田 祐一君	営業課長	……………
大庭 郁夫君				
地域振興課長	……………	長嶺 清見君	健康保険課長	……………
水津 良則君				
農林課長	……………	田村津与志君	商工観光課長	……………
山岡 浩二君				
建設課長	……………	伊藤 博文君	環境生活課長	……………
長嶺 雄二君				
教育次長	……………	世良 清美君	会計管理者	……………
山本 典伸君				

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、三浦英治君、8番、青木克弥君を指名いたします。

日程第2．一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き順次発言を許します。発言順序8、12番、小松洋司君。

○議員（12番 小松 洋司君） おはようございます。12番、小松洋司でございます。通告に従いまして質問いたします。

私は、町の情報発信施設でございます、サンネットにちはらについて、4点ほど質問いたしたいと思います。

サンネットにちはらは、来年度ケーブルを吉賀町まで延長し、吉賀町と共同利用されることになっております。共同利用に当たり、施政方針を読みますと、一部事務組合を立ち上げ経営していきたいということであり、私はこの一部事務組合での経営には異を唱えるものではありませんが、直営ということになればいささか意見を申し上げたいと思い、このたびこの質問をいたしました。

ところが、先日の1号補正予算を見ますと206万2,000円が、センター管理職員派遣委託料として計上されております。したがって、この質問答弁は必然的に直営で行うということになりますが、1点、この際公設民営を考えられなかったのか、このことだけをお聞きしたいと思いますということで、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問につきましても、職員派遣にかかわる委託料が補正で計上されておりますので、研修が行われるということではありますが、ただ私が懸念いたしますのは、説明欄にあるセンター管理職員の派遣研修というところでございます。サンネットにちはらは、本町にとって行政

情報や住民情報、要するに生活に重要な情報を伝達、発信する重要なメディアでございます。

現在、放送されている内容を見ますと、町当局や国、県等々の行政機関、あるいは町内の各種団体等からのお知らせ情報や投稿ビデオ、投稿ビデオは当然住民の方々からも多数ございます。議会では一般質問等がございます。しかし、いずれにいたしましても、悲しいかなサンネットにちはらがみずから制作した番組といたしますか、作品がほとんどございません。

平成15年の開局当時は、月に1度ぐらいはスタッフみずからがカメラを担いで取材に出かけ、みずから放送原稿を書き、みずから放送することもあったと記憶しております。言いかえれば、足で稼いで、みずからの使命でございます情報発信に取り組んでいたのですが、経費削減、このことを重視するため、いつの間にかこのような現在のよう状態になっております。当時を知る人間にとりましては、いささか寂しい思いをするものでございます。

私が、今回研修を考えておられますかということをお聞きしたのは、みずからカメラを回し、現場の絵や音、あるいはインタビューといったものを撮影し、みずから編集し、そして放送するといったスタッフの養

成研修でございます。吉賀町までケーブルが延長され、サンネットにちはらに寄せられる期待はますます増大するものと思われま

す。現在11チャンネルと12チャンネルで放送されていますが、私が見る限り、同じ番組が時間差で放送されているというように思われま

す。せっかくございます2チャンネルをもっと有効に使い、受け身の番組づくりから、サンネットにちはらのスタッフみずからがつくる、攻めの番組づくりのための研修をぜひとも行ってもらいたいものと思っております。

今回補正予算として計上されています260万2,000円の委託料に、こうした研修まで組まれているものかどうなのか、もし組まれていないとするならば、今後このような研修を実施する予定があるのか否か、お聞かせ願いたいと思います。

3点目として、既に御承知のとおり来年、2011年7月24日アナログ放送は終了いたします。放送はすべてデジタル放送のみとなります。その際、サンネットにちはらで現在アナログで放送されていますBS1、2や、幾つかのCS放送はどうなるのでございましょうか。

私の周りには、ケーブルから何も言わんけい、そのまんまじゃろうと言われる方が大半でございます。今までデジサポ島根な

どの説明会などにおいて、サンネットにちはら、そしてこの問題について、どのような説明をされているのでございましょうか、今までと同じようにテレビを見るためには、一体何をどうしたらよいのか、わかりやすく説明していただき、そのことを住民の皆さん方に広くPRしていただきたいと思います。

最後4点目の質問でございます。先ほど申し上げましたが、サンネットにちはらは平成14年試験放送を開始いたしまして、翌15年本格的にBSの放送を開始いたしました。以来7年間、当時の告知端末機が今日までやっていますが、先日まで使われてまいりました。この春日原地域のすべての端末機について、多分耐用年数が来たというようなことで、新しい端末機に切りかえる工事が始まり、すべての告知端末機が更新されました。ところが、5月になると突然端末機がふぐあいのため、6月1日からすべての端末機を再度交換しますと、それこそそういう告知放送が流され、各家庭において再交換が始まりました。現在も続いております。

そこでお聞きしたいのですが、一体どのようなふぐあいが生じて、また交換に要する期間は今後どのくらいまでかかるのか、さらには交換が終わりましたら、まるで完了を待っていたかのように、ふぐあいによ

り再交換しますと、これは一体どういうことなのでしょう、その原因は一体どこにあるか、リーコール状態が生じたそもそもの原因もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上、4点よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。一般質問2日目になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12番、小松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

CATV事業に関する来年度からの吉賀町との共同運営に当たりましては、国との協議結果も踏まえ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法上からも、一部事務組合方式での運営になるとの認識に立ち、設立準備等の検討作業を行っております。

御承知のように一部事務組合は、地方自治体に準ずる組織であり、当然これまでと変わらぬ公設公営の運営形態となりますが、センター職員につきましては、既に2名が業務委託により町職員と同様の通常業務を行っている次第でございます。

2番目の御質問でございますが、これまでの番組づくりにつきましては、議員御指摘のように、役場内各部署の職員がカメラマンになり、

番組づくりにかかわっております。このことは本町のCATV整備に当たり、番組づくりを初め、運営経費に多大な負担がかからないよう配慮するという考え方が根底にあります。多くの町職員が直接かかわることは、ある意味で攻めの番組づくりといっても過言ではなく、公設公営の強みを生かし、町職員が協力し合って町の情報をお知らせすることができており、結果的にセンター職員を少人数で運営できていることにつながっていると考えております。

しかしながら、来年度より吉賀町との共同運営が始まることを考えますと、現在の町職員1名と委託職員2名の体制では難しく、本定例会において委託職員1名増のための補正予算をお願いしておりますが、来年にはさらに吉賀町より1名の派遣を加えた人員体制での運営計画を検討しております。

なお、番組づくりに関する技術研修は、ケーブルテレビ連盟や、NHKなどの協力を得て、これまでも取り組んできているところであり、引き続き対応してまいりたいと考えております。

3つ目御質問でございます。2011年7月のアナログ放送終了に当たりましては、御承知のとおりサンネットにちはらでは、既に2008年12月から地上デジタル放送を開始しております。地上波につき

ましては、国の方針に従い、各ケーブル局でもアナログ放送は終了していくことになっておりますが、各世帯で2台目以降のデジタルテレビへの更新がおくれていること、アナログテレビの改修処理を分散化することなどを理由に、来年7月以降もアナログテレビで地上デジタル放送が見られるよう、デジアナ変換放送を2015年3月までの限定で放送するよう要請されております。

BS放送、CS放送に関しましては、全波デジタル化する方針で準備を進めております。しかしながら、CS放送につきましては、現在デジタルの電波を再送信できておらず、配信会社のシステムに対応するための必要な対策等を検討しながら、準備を進めているところでございますが、電波を出せる時期になりましたら、住民の皆さんへの周知を始める予定にしております。

最後の御質問でございます。日原地域に設置された旧告知端末は8年目を迎えることから、昨年度末より更新作業を行っております。今回の新機種は、雷に強い仕様にするため基盤回路に強化措置を図った仕様ですが、製造段階での手違いにより、その部分に正規の部品でないものが取り付けられていたことが発覚をし、部品の取りかえ作業のため、再度御家庭を回らせていただいております。

住民の皆様には大変御迷惑をおかけをいたしまして、まことに申しわけございませんが、在宅世帯の交換作業は今月末で終了する予定となっております。なお、空き家等の不在世帯もありますので、すべての世帯の交換が終了いたしますのは、8月末と予定をしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、再質問ということで、まず1点目につきまして、私が質問いたしました公設民営という言葉に対し、公設公営で経営するということですが、この公設公営を決められる段階で、1度も公設民営を検討されなかったのでしょうか。検討したが、結局公設公営でいくとなったのかどうかを再度お伺いいたしましたと思います。

2点目につきましては、やはり懸念したとおりでございます、センター管理の研修のようでございます。私がお聞きしたかった研修内容については、番組づくりに関する技術研修が云々とさらっと流されております。要はデレクター兼、カメラマン兼、記者兼、キャスター兼といったようなスタッフを養成する研修を管理職員同様、長期にわたり研修に出す気がありなのかどうかを再度お聞かせ願いたいと思いま

す。

3点目につきましては、昨日答弁書をいただきましてから、私なりに理解しようとしたところでございますが、わかりにくい箇所がありますので、申しわけございませんが、私なりの言葉に置きかえて確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、2011年7月からデジアナ変換放送を2015年3月までの限定で放送するよう要請されておりますという、いわば前段部分につきまして、私の言葉に置きかえさせていただければ、今回1号補正で計上されているデジアナ変換のための450万円で工事を行って、デジタルをアナログに返還し、現在使っているサンネットの機器を使って、同じく現在使っているケーブルに乗せて、同じくデジタル対応でない、要するにアナログ対応のテレビでも2015年3月までは視聴できる、こういうふうに理解したのですが、これで間違いはないのでしょうか。その際、BS1、2につきましても、現在同様アナログに返還して流すと考えてよいのでしょうか、あわせてお答え願います。

私がよくわからないのは、これから後のところでございます。BS放送、CS放送に関しましては、全波デジタル化する方針で準備を進めていますとあります。CS放送につきましては、しかしながら以降で説明

が加えられているところですが、要はC S放送については、とりあえず難しいようだとして理解して、この際わかりにくくなるため、C S放送については除外いたします。

そこで、B S放送のみについてのみお伺いいたします。全波デジタル化する方針で準備を進めておられるということですが、それならばその時期はいつごろでございましょうか、デジタル化する。デジタル化の時期と、そしてケーブルに流し始める時期をお伺いいたします。

いずれにいたしましても、2015年4月からはデジアナ変換放送はできなくなるわけですから、それまでにケーブルに流すすれば、デジタル化しなければならないと思います。タイムリミットは2015年3月だと思います。私の考え方でよろしいでしょうか。

さらに言いかえれば、それまでにできなければ、B S放送を視聴したいときは、各家庭でパラボラアンテナを設置するということになると思いますが、これについても私の考え方でよろしいでしょうか。できることならば、丸バツが一番いいのですが、そうもいかないと思いますので、できるだけ簡潔にわかりやすくお答え願えれば、私のような専門知識に乏しいものにも理解できると思いますので、よろしくお願

いたします。

4点目につきましては、これはせっかくの機会でございますので、更新されました告知端末機についての評判について申し上げ、今後このようなことがないようにお願いしたいということで申し上げたいと思います。

更新されました告知端末機の評判は、正直いって至って悪いものでございます。私がお聞きした中で、よくいわれる人はだれもいません。技術革新が進んでいる今日、何ゆえ今まで電話機を含めても2つのものが3つにならなければならないのか、だれもがっております。2が3になったため、従来置かれておりました場所には納まりきらず、置き場所の確保に大半の家庭が苦勞したものでございます。実際我が家でも例外ではございませんでした。中には端末機を置くために、専用の台をわざわざ購入された人もいます。いわば端末機が更新されたために、余分な出費を強いられたものでございます。四、五年後には津和野地区でも更新時になると思いますが、今回のようなことにならないようお願いいたします。

以上。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 再質問にお答えします。

何点かありますので、答弁漏れがありましたら御指摘を願いたいと思いますが、まず1点目の公設民営化の検討をしたのかということでございます。答弁ではそういうふうに申し上げましたけれども、全然してないということではございませんし、むしろ我々とすれば公設民営というイメージがどちらかというといわいてこないということが第1段階であります。すなわち、こういったような町の公の施設を公設民営ということになりますと、当然指定管理制度に地方自治法上は当てはめていかなければいけなというふうな状況が1つあります。

そこで、例えば道の駅等の集客施設と、こういったようなCATV施設、特に我々のような行政がまず主体となって、行政的に町民の皆さんに御利用、あるいは町の情報発信というための施設として整備をした部分におきまして、いわゆる指定管理制度に基づいて純然たる民営の運営をお任せした場合、どういうふうなことになるんだろうかというふうなところで、非常に通常の、いわゆる集客施設等の指定管理制度に適用させていくということに対しては、明らかに方向性が違うのではないだろうかというところが大きな原因であります。イメージ的には恐らく町立の病院のようなものになるのではないかなと、やるとすれ

ば考えております。そうしますと当然公営企業会計の法適用施設にもなりますし、そうすると資本的な投資をするときに、いわゆる経営している指定管理者と町のほうとどういうふうな投資の新たな更新なり、修繕なり、そういったようなことに対応するのか、あるいは行政情報を発信として、いわゆる政治的な部分も含めて、どういうふうに発信をしていくということに関して、そこらあたりは非常に一概に純然たる公設民営という分野に関しましては、我々としてそのへんの思い入れというのが、そこまで考えられなかったというのが正直なところであります。これも隣の益田市では公設民営ということでスタートするというふうに聞いておりますが、我々具体的にどういうふうな中身になっているのかということも承知しておりません。我々の少なくとも先発したCATV事業者とすれば、そこらあたりの1つの思いがあったということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、研修については、御指摘のようにそのような形で進めて、現在までも来ております、特に議員が御指摘のところにおいては、単なる撮影テクニックとかではなくて、制作、そういうふうなものをきちんとしるということでございます。通年的には県のケーブルテレビ連盟等で、いわゆる制作部会、そういったようなところで定期的にきちんと

そういうふうなそれぞれのケーブルテレビ局のノウハウを持ちよって、みずからが研修するといったようなことも行っておりますし、一昨年でしょうか、うちの職員をNHKの研修に、これは10日程度、1週間程度だと思いますが、そういうふうな研修にも派遣をしております。予算には派遣委託料ということで、これは人件費委託になりますが、当然吉賀町とのスタートに当たっては、そういうふうな専門的な研修もしていかなきゃいけないというふうには思っております。

それから、担当課の番組づくりが見えないということでもございましたけども、このことにつきましては、私どもも特に各課からの取り組みだけではなくて、例えば津和野高校の定期演奏会とか、夏祭りの生中継、それから、各種講演会の生中継、あるいは録画編集等々、旧情報企画課であります。現在地域振興課としてCATVの主幹のセクションとして、我々としてはやって来ておるつもりでございます。

それから、3点目になりますけれども、デジタル化の関係でございますが、地上波のデジアナ変換につきましては、議員のお考えのとおりでございます。これにつきましては、国の総合通信局のほうから各ケーブルテレビ局のほうへ、暫定的導入についてという国からの要請に基づいて、これは2015年まで限定して対応するというものでございま

して、内容につきましては議員が申し上げましたとおりでございます。

したがいまして、2015年3月を迎えますと、我々としても今度は流せなくなるということでございますので、それまでに例えばチューナーでありますとか、機器を更新していただければ一番結構なことだと思いますが、例えば市販のデジアナ変換機等ございますので、そういったような対応も我々として町民の皆さんにも、また引き続きお願いなりPRをしていきたいと思いますが、あくまでもこれはアナログ対応をしなくてもいいですよということではございません。国の方針としても引き続きデジタル化に向かって進んでいくというのが、まずは1つの方針でございます。そうはいいまして、いろんな事情でできないということに関して暫定的ということでございますので、この2015年以降については、またそれぞれで一部御負担等が発生することもございます。そういった意味で、またきめ細やかな情報を提供していきたいと思えます。

それから、BS、CSにつきましては、CS放送につきましても来年の7月までにデジタル化をするということで準備をしております。しないということではございません、これは行います。それで御質問のBSにつきましては、現在BSデジタル放送を流しております。したが

まして、このセットトップボックスを接続をしていただきまして、CATV加入者ですが、セットトップボックスを取りつけていただきまして、それで接続をして、CATVからの配信を受ければ、現在でも見れております。BSにつきましては、そのように対応いたしますし、CSも同様に、これはセットトップボックスが新しいセットトップボックスになるわけでありますが、いわゆる都会のCATV局がやっておりますようなセットトップボックスの機械を新たにつけまして、BS、CS両方対応できると。ただしセットトップボックスの使用料は御負担をいただくということになりますが、そういった意味でのBS、CSのデジタル化の対応については、それをめがけて現在準備をしておるといことでありますし、BSにつきましては、既にそういう状態であります。

告知端末機の御指摘をいただきました。そのようになれない中で、御負担をかけているところもあろうかと思いますが、これにつきましては機器そのものが製造されるメーカーが限られていること、それから、ある程度特殊なものでありますので、これにかわる新たな技術ということで、なかなか電源をとってくるところがふえたり、置き場所がないというふうな御不自由をおかけして申しわけないと思いますけれども、

一部では今回ラジオがチャンネルをあわせていただきますと、FM放送、それから、AM放送も流れてくるというふうな新しい機能もついておりますし、特に日原地域におきましては、今度は電話が今までの2つつけなくても1つで済むということでもありますので、そういった意味では機能的にはスキルアップもしているということでございますので、1つ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） BS、CS等については、いずれにしても行っていくということでございますが、とにかく物事が決まった段階におきましては、早急に周知徹底をされて、皆さん方が困らないようにしていただきたいと思っております。

それと、番組につきましては、見解の相違もございますが、いずれにいたしましても攻めの姿勢で町民の皆さん方のために、よりよい番組を提供していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 続きますして、発言順序9、11番、川田剛君。

11番、川田君。

○議員（11番 川田 剛君） おはようございます。私はこの4月の津和野町議会議員一般選挙におきまして初当選いたしました川田剛でございます。若輩者ではございますが、正副議長を初め、各議員の皆様並びに下森町長や執行部の皆様方の御指導を賜りながら、町勢発展の一助となるべく誠意努力してまいりますので、どうかよろしくお願いいいたします。認識不足や青臭い内容となるかも知れませんが、1年生議員の特権と思い、率直な意見を述べさせていただきます。

それでは、通告どおり3点質問させていただきます。

まず、交通体制についてお伺いいたしますが、同僚議員と重複する部分がございますので、一部取り下げさせていただきますけれども、1点だけ交通体制について申させていただきます。

この交通体制の中で、交通空白地域という言葉が多々出てまいりますけれども、数ある自治体の中で交通空白地域というのは、単にバス停の起点から半径何百メートルの円から外れた地域というのではなく、道幅や坂道の勾配など、それぞれの地域の地形などから判断しなければならぬというところもあわせて御注意をいただいて、交通体制の

検討をしていただければと思います。

公共交通機関の積極的な利用についてお伺いさせていただきます。
今後2011年3月までに石見交通社は津和野町内ローカルバス路線
16路線を廃止する方針を決めております。津和野町からも赤字補て
んのための補助金が出されているとは思いますが、本当に生活バスと
して町行政が路線を確保するんだという気概があれば、できるだけ通
勤などは公共交通機関を利用するべきではないでしょうか。私の知る
限り町民の方の中には、公共交通機関を利用されている方が多くいら
っしゃいますし、他の地域においては公共交通機関の確保という点で
はないにしろ、環境を配慮し、ノーマイカーデーというものを設定し、
公共交通機関を積極的に利用している地域もあるようでございます。

津和野町においては、公共交通機関に対し路線確保ための補助金を
出している状況の中で、公共交通機関を積極的に利用しようとする試
みが今までなされてきたのかどうか、また各課内においても利用しよ
うとしてきたことがあったのかどうか、その姿勢をお尋ねしたいと思
います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答

えをさせていただきたいと思います。

公共交通機関の積極的な利用がこれまで、恐らく津和野町の行政組織の職員の中に、それを積極的に利用しようかということの取り組みがあったかどうかという御質問であったかというふうに受けとめているところでございますけれども、私自身、今町長就任しまして7カ月というところでございますけれども、私自身がその7カ月の印象で受けとめるところでは、これはお恥ずかしながらということになるかも知れませんが、そうした体制、雰囲気、それから、取り組みということには至っていないというふうに受けとめているところでございます。

ただ、ちょっときょうはこの点については通告になかった御質問でもございますので、またしっかりそうしたところについては、どういう状況かということをもう一回調査をいたしまして、そして対応等も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 続きますして、文化振興についてお伺いをさせていただきます。

町長は所信表明において安野光雅美術館、森鷗外記念館、桑原史成写真美術館、郷土館、歴史民族史料館等の各施設について、町民理解を深

め、さらなる文化の普及と活用方法を探るとともに、観光津和野の情報発信にも役立ててまいりたいと思うと申されておりますが、その活用方法について何か具体的なビジョンがごありかどうかお伺いいたします。

と申しますのも、文化と経済効果と一緒に考えてはいけないものかも知れませんが、入館者数の推移だけではなく、アンケートから来館者の満足度を図るなど、効果測定をしなければ普及したとか、活用されているとは認識できないのではないのでしょうか。まずその1つに桑原史成写真美術館でございますが、桑原氏の作品を否定するものではないということをご申し添えさせていただきます。この施設は年間入館料22万円、単純に大人料金300円から換算しますと、1日平均約2人しか入館していないという計算になります。20年度では1日平均約3人ということになっておりますが、津和野駅前という好立地で、しかも施設内には観光協会もございまして、多くの観光客が訪れる場所でありながらでございます。目の前にある安野光雅美術館が1日平均約70名ほどでございますけれども、その差は歴然としております。

先日、桑原先生が津和野にお越しになりまして、トークアンドギャラリースhow、私も参加させていただいたわけなんですけれども、確かに報

道写真の最前線で活躍されておられる立派な方でございまして、写真も大変考えさせられるような内容でございました。また、大手新聞社が一面にこの津和野出身の桑原先生の活動を報じられたそうでございますけれども、これは町民にとりまして大変誇りに感じるところでございます。

しかし、この施設は数字を表せないではないでしょうか。周辺の方にお伺いしましても、桑原史成写真美術館を知らない方がいらっしゃる方がいらっしゃるようで、安野光雅美術館の前といえば思い出される方もいらっしゃいました。また、ほかの施設でいいましたら藩校養老館でもあります民俗資料館でございますが、この施設は立地からも貴重な津和野の観光資源でございます。しかし、藩校養老館内にある施設であるのならば、民俗資料よりも藩校資料、もしくは郷土館で展示されているような資料のほうが、まだいいのではないかと感じております。

観光客の方から、中は藩校時代の教室なのかと聞かれた際に、こちらは剣術教場ですが、中は昔の農機具やさぎ舞の衣装が展示されていますよというのは、お世辞にも紹介しづらい施設だと思っております。

こういった状況でございますので、桑原史成写真美術館施設につい

ては、運営方法を抜本的に見直す時期ではないかと感じております。また、民俗資料館においては、藩校であったことを紹介する資料をもっと展示するなど、町民、観光客ともに魅力ある施設運営を考えるべきと思いますが、そういった点からこの施設の運営方法の町長の考えをお伺いしたいと思います。

あと郷土館費で上げられております津和野百景図録制作及び発刊 172万6,000円の目的が、旧両町の一体感の醸成を図ることであるそうですが、一体感の醸成は主として旧両町民の人々の日々の生活やさまざまな活動を通してなされるものであって、行政として行うべき醸成とは旧両町間で異なる体制の是正ではないかと感じております。

今多くの自治体が財政難の中、民間でできることは民間でやらせてもらう、津和野町もそういった姿勢だと認識しておりましたが、この事業は行政がやるべき取り組みなのでございませうか。172万6,000円をかけてつくる津和野百景がどのようなものか想像はつきませんが、果たしてその努力が旧両町間の一体感の醸成にどのようにつながっていくのか、私にはまだよくわからないでおりますので、この図録における町長のビジョンをお伺いしたいと思います。

また、発行ではなく、発刊と述べられておりますが、どのような意図

があって発刊を行うものかも、あわせてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 御質問のありました安野光雅美術館、森鷗外記念館あるいは桑原史成写真美術館等の施設についての活用方法というふうなことでありますが、基本的には各文化的施設につきましては、それぞれ設置及び管理に関する条例、あるいは規則というふうなものを定めておりまして、それにのっとって事業を進めているということとであります。

その設置目的といたしましては、文化的教養を高めるような環境を醸成するためというふうなところとあります。また、人物に関しましては、その業績をたたえるとともに、町民を初め町内外の文化意識の向上と、次世代を担う子供たちの情操教育、文化振興を図ることというふうにしております。

ただ、施設によっては人的体制や施設の老朽化等というふうなことで、本来の機能が十分に生かされていないというふうなところもありますが、これらにつきましては予算を伴うことでもありますので、検討を重ねているところとあります。

また、観光面といたしましては、これまで商工観光課、観光協会等と連絡を密にしてお互いに協力をしておりますが、今後はユビキタス事業やホームページ等の見直等、これまでと違った角度から検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、お客さんに対するアンケートというふうなことは特に行っておりませんが、入館者が自由に書けるノートは一応設置をしているところであります。

それから、桑原史成写真美術館の入館者につきましては、御指摘のとおりで非常に苦慮をしているところでありますけれども、桑原史成さん本人の活動等については、先ほども紹介がありましたが、非常にすばらしいものでありまして、その検証をするといえますか、そういうふうな点において史成美術館で展示をさせていただいているというふうなところであります。

民俗資料館と養老館の関係がありましたけれども、民俗資料館は商工業あるいは農業、そういったものの民族的なものを展示をする施設として利用しておりますが、これも津和野地域と、それから、日原地域に日原歴史民俗資料館というのが2つあります。したがって、その資料館が1つの町内の中に2つあるというふうな現象が起きていると

いう状況にあります。ただ、御指摘のありました養老館という形での、看板は養老館というのを下げておりますけれども、そこら一体をそういうふうな形での整理ということについては、今のところ着手をしてないというふうな状況であります。

郷土館につきましては、設置目的といえますか、使用目的としては、郷土に関するようなものを展示していくというふうな考え方で、そういった関連の展示をしているところであります。

それから、津和野百景についてであります。津和野百景図は亀井茲監公の業績で集大成した文庫で、以曾志乃屋文庫の中に納められていたものの1つであります。筆者は栗本格齋ということで、明治から大正期にまとめられたものであります。

百景図は、サイズは約A4版、A4版ちょっと大きいかもわかりませんが、絵図と説明がセットで蛇腹方式になっておりまして、全部で5巻というふうになっております。内容は津和野城から始まって、社寺、滝、峠、芸能など、幅広い内容が取り上げられております。

今回作成いたします図録は、絵図、説明、説明の解説、現代の写真等で構成をしたいというふうに考えておりまして、250ページ程度になるのではないかとこのように思っております。

この津和野百景は亀井さんから以前、旧町時代に津和野町が購入をしたものでありまして、1度は展示をしたことがありますけれども、まだまだ町民の方々に十分公開をしていないというふうなところもありまして、今回津和野百景展というふうなものを企画をするということでもあります。

で、それにあわせて図録を頒布ということでもありますから、基本的には原価で販売をしたいというふうに考えているところでもあります。したがって、印刷費が計上されておりますけれども、歳入のほうも原価は入ってくるという考えですが、全部は販売できるかどうかというところは、若干差異が出るかと思いますが、考え方としてはそういうふうなやり方で、津和野百景の解説書といいますか、そういうふうなものを図録という形で考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 施設の件につきまして再質問させていただきますが、今アンケートをされているというのは、多分箱に入れるタイプの郷土館のなんかに置いてあるタイプのアンケート用紙だと思うんですが、大体このアンケートというのが月平均どれくらいのアンケートをいただいているのか、またそのアンケートの内容について

検討が行われているのか、また今までは書いていただける、皆さんに置いていって書いていただけるものだったと思うのですが、これを来ていただいた方に対して活用方法を探るという意味からも、多くの方にアンケートをとっていただくという試みをされる気はございますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 先ほどの答弁のときに表現が悪かったんかもわかりませんが、多くの皆さんにアンケートをするというふうなことは、今のところはしてないというふうにお答えをしたつもりであります。ただ、来館者が置いておいてみずから書いていただく分については、ノートもありますし、あれしておりますが、今のところはそういった広く意見を聞くというふうなアンケートはしておりませんが、また今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） ぜひ、特に桑原史成写真館につきましては、入館者数が大変少ないということもございますので、アンケートをとるなどしていただいて、今後の有効活用方法を探っていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

出産や育児の環境についてお伺いをさせていただきます。平成15年に国は次世代育成支援対策推進法を制定しております。この次世代育成支援対策とは、次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備のための国、もしくは地方公共団体が講ずる施策の取り組みでございます。少子化が進む当町におきましても、次世代の津和野町を担う子供が生まれ、健やかに育つことに越したことはございません。子育ては両親のみならず、地域の大人たちや子供を取り巻く環境が大事だと考えております。

しかしながら、昨今のように仕事と生活の両立が難しい環境では、出産や満足のできる育児はなかなかできません。子供は親だけのものではなく、町の大切な宝でございます。行政におかれましても、出産や子育てを支援する環境を整えることが津和野町のあるべき姿だと思っております。

私はこのたびの一般選挙で、住むなら津和野町でといわれるようなまちづくりを訴えてまいりました。町長初めとする執行部の皆様におかれましても、津和野に住みたいとだけいただける町をつくりたいんではないかと感じているわけでございます。

しかし、これからを担う子供が健やかに育成できる、親御さんにも津和野で子供を育てたいと思っただけのまちづくりを目指す上で、やはり必要なのは具体的な目標を数値で示し、少しながらもよりよい子育て環境をつくり上げていくことが肝心ではないでしょうか。

平成17年からは、この島根県においても島根県次世代育成支援行動計画を策定しており、平成17年度から21年度までの5カ年を前期、平成22年度から26年度までを後期に分け、5カ年の行動計画を策定するようになってございます。そしてこの各計画は1年ごとに状況を報告されると認識しております。この次世代育成支援対策推進法の第8条においては、市町村に対しても行動計画を策定し、都道府県に提出しなければならないということでございますが、当町においては次世代育成支援対策推進法の特定事業主を定める規則において、行動計画を策定するようになっていると思いますが、次世代育成支援行動計画の策定、そしてその実施状況の把握、そしてそれはきちんと町民に周知されているものであるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではお答えをさせていただきます。

津和野町次世代育成支援計画につきましては、平成17年度から5

年間を第1期とした行動計画「前期計画」を定め、前期計画に関する必要な見直しを行った上で、平成22年度からの5年間を第2期とした後期計画を定めることとしております。

子育て支援を町の重点施策とし、基本理念に「健康で心豊かな子育てをめざして」、「津和野に生まれ育ったことに誇りが持てる町に」を設定をしております。

この計画の進捗状況でございますが、既に就学前の方の全世帯、小学生のお子さん方の全世帯を対象にしてアンケート調査を実施し、取りまとめ、それをもとに前期計画の見直しを行っております。その素案ができ次第、児童福祉審議会へ諮問の予定としております。6月末には策定をしたいと考えております。その後また周知のほうも十分に組み込んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、一番最初の御質問の中で、私のほうで通告にないということを発言したわけでありまして、議員のほうからは公共交通機関の積極的利用についてという題で掲げていらっしゃるわけございまして、私どもがそれを別の方面でとらえて、別の回答の準備をしておりましたので、今回十分な調査ができてなかったというところもございまして、通告のほうはされておりますので、そのことは私のほうでおわびを

申し上げ、訂正をさせていただきたいと思ひまして、そして今の御質問については、またこれからしっかり調査をし、検討してまいりたいというふうを考えておりますので、そのことをおわび方々申し述べさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 出産や育児の環境について再質問させていただきます。

このたびの定例会におきまして、津和野町職員の育児休業等に関する条例案が提出されておりますが、こういった時代の中でライフワークバランスに対する意識というのは日に日に変化していると思っております。たまたま偶然ですけれども、きのうのニュースの中で、子育てに関する報道がされておりました。多くの母親の方々に御質問されているようでございまして、1番の悩みは何かという中で、やはり仕事との両立が一番難しいんだということをおっしゃっておられました。働くだとか、子育てをするというのはもちろん親の勝手というものもあると思うんですけれども、それでもやはり働く、働かなければ食べていけないんだと、子育てしなければいけないんだと、そういったときに最後に頼りになるのがやはり行政の力だと私は感じております。

その中で子育て関連予算が本年度3兆4,488億円の予算をつけているのが、国が予算をつけているわけでございますけれども、この3兆4,488億円は決して安い金額ではないと思います。国が日本の子供たちを育成し、これからの日本を支えていこうという試みだと感じておりますが、この津和野町においてもこれからの子供たちに対する策定が大事になってくると思うんですが、3兆4,488億円の子育て関連予算に対する津和野町の取り組みについて、何かございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 国のそうした3兆を超える事業費、それと町との関連の中でどういう取り組みかというような御質問の趣旨だというふうには受けとめたわけでございますけれども、基本的には町財政全般が国のそうした交付税の中で、運営をされている中で、その3兆円ほどの部分がどの部分というなかなか区別がつきにくいところがあるわけではございますけれども、そうした国の支援策、そうした方針等にも沿った中で、この津和野町の子育ての事業というのも進んでいるという状況でございます。それに基づいて現在次世代の子育ての計画、これについても進めているという状況でございます。

基本的には、やはり国の大きなそうした流れはありながらも、町独自のやはり町の実情にあった施策を展開していかなきゃなららんということをございまして、前期計画の5年がちょうど終わろうとしてる中で、それぞれに今皆様方、町内の保護者の皆様初めとしてアンケートをとっているところをございまして、そうしたものに基づいてこれまでの5年間の目標がどれだけ達成をしていたか、再検証して、また新たな今後5年間の具体的な計画目標を今つくろうとしているというような状況をございます。

1例を申し上げますとアンケートの中で、平成17年度にもアンケートをとっております。それとそして平成21年度にもアンケートをとっている部分があるわけでありますが、そのアンケートを一々申し上げておりましたらかなりの時間になりますので、省略をさせていただきますけれども、当時の17年度の保護者の考え方と21年度の考え方で一番差が出てきているというのが、子供さんたちに安心して遊べる場がないという結果が、非常に顕著に出てきております。当時17年度はまだ非常に多かったわけでありますが、今回の21年度のそうした調査では非常に遊び場が少なくなっているという、そういうような津和野町の実例も出ているわけでありまして、そうしたことも踏

まえながら、今後の我々の子育て支援策というものもまたさらに進めていかなきゃならん、そういうふうを考えておるところでございます。ちょっと御質問の趣旨と少しずれたかも知れませんが、そうした中で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今町長がおっしゃられましたように、安心して遊べる場所が少ないというのは、私の子供のときからも感じております。皆さんと比べたら私のほうの子供の時代というのは最近のことではあるんですけど、それでもやっぱり遊ぶ場所というのが少なくなってきたりですとか、遊具がある公園というのがなくなってきたりとも感じております。これから先津和野町に住んでいただく方々、やはり子育てというのも重要な住みたいという要素の1つになってくると思います。たまたま私の妻に聞きましたら、今津和野の子育て環境というのは悪くはないと、別に問題はないんじゃないかというふうに聞いております。ただ、だったらいいのかといえ、そうではなく、これから益田市や山口市、近隣市町村の保護者の方々に住むんだったら津和野にといわれる施策をぜひこれからも講じていただければと感じておりますので、これを最後の言葉としまして、質問を終わらせてい

ただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で10時20分まで休憩といたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序10、15番、沖田守君。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。

今6月定例会に2点ほど質問を通告をいたしました。

まず最初に、町長におかれては昨年10月の改選で就任をされて以来、この6月で8カ月目を迎えますという月日であります。非常に精力的に、さすが若い町長だなという、そういう思いで町民も我々も見ております。本当に小さな集落までみずから足を運んで、日夜御努力をされ

ておることに、まずは敬意を表したいと存じます。

昨年の新町長就任後の12月の定例会で、初めての質問をかけたわけではありますが、町長の最初の政治姿勢について、私はいささかお聞きにくい面もあったかと存じますが、手厳しい御指摘も申し上げたという経過がございます。

今定例会には、町長が3月の施政方針並びに新しい年度の予算措置等々、これから町をこういうふうにしていきたいという強い思いの中で、訴えられましたその1つに、きょう最初に取り上げますのは、住民参加による官民一体となった協働のまちづくり、これを構築したいと、このように施政方針で述べられたわけです。このことについて最初申し上げたいと存じます。

3月定例会で、新町長として施政方針、施策、それに伴う予算が示されました。多分閉塞感に閉ざされたこの町を、明るい展望の持てる町に再生したいという強い意欲が伺えたわけでありました。具体的な施策、あるいは手法には、残念ながら私はもの足らなさを感じるのであります。

そこで津和野町の各集落の実態というものを、これまでも申し上げてまいりましたが、まずは町長以下、役場の職員の方、特に最先端を走

る職員の方々が、この実態を適確につかまないと、私はこのまま放置すれば、残念ながら取り返しのつかない惨めな結果になるという予測ができるかと存じます。

合併をして我々は平成18年に初めての津和野、日原が一緒になった議会議員の選挙に、日原出身でありますから、日原の町内はそこそ各集落隅々まで私はわかっておるつもりでありましたが、合併をして津和野の地区、これは合併をして初めて18年の選挙で津和野地区の集落を歩かせていただいて、そのときにも何と大変な時代になるなという予測をいたしました。そして、今回合併後2回目の改選を迎えて、再び日原町内はもとより、津和野地区内も、選挙のときでありますから、その実態をかいま見たという程度のことです。しかしながら、4年前と比べてまことにさま変わりは激しい、そういう印象を受けたのは、町長さんも議員の時代も、そして昨年の町長選挙の折も、同じように見られたわけにありますから、私と同じような感じをお持ちになったと私は思います。

したがって、出される施策は、それを何とか今のうちに手を打ちたいという思いが、今年の町長就任以来の施政方針なり、あるいはこの22年度方針、予算、施策等々にあらわれておるのではないかと、このよう

に推測をするわけです。この町の再生のために、あるいは現状維持をするために、私は今こそ各集落の自治会の立て直しが何よりも必要と考えるわけです。

町内には残念ながらまだ自治会組織が少しばかりできていない、こういう地域もあるようではありますが、その自治会組織がないところも含めて、全町に自治会の組織、それを確立をして、そして行政参画の受け皿づくりというものを、まずはつくらないと、町長が目指そうとする官民協働のまちづくりの実現にはほど遠いものになるというような思いで申し上げるわけです。

そのためには、既に計画をされて、いつになるのか、果たしていつ出てくるのかというて、1日千秋の思いで待っております職員の地域担当制の実施を、1日も早く実施をし、あわせてこれは私の提言であります。月1日ぐらいは、せめて全職員が各集落を歩く、外勤体制というものを構築をしないと、きめ細かい支援体制はできないというふうに思うわけです。

各集落、各自治会では、せめて（ ）集落の計画づくり、これを役場の地域担当職員の協力を得ながら、住民の願いと希望をまとめて、そこにさまざまな問題点や課題が出てくるわけですから、その問

題の原因は一体何なのか、集落の将来像、目標を点検項目ごとに、私は短期的には5年先の集落のあり方、あるいは10年の集落の望ましい姿というものを、実施計画を立てて、あるいは実施主体を含めて、そしてそこから初めて、町長のいわれる住民主体の集落づくりや、まちづくりが始まるのである。このように確信をしております。多分、そう町長と思いが違うわけでは私はないと思います。その手法にいささか我々とかげ離れたものがあるのではないかと思いますので、きょうはそこから辺を中心にお尋ねをしないと、こう思います。

自治会の再生、集落点検計画づくり、集落みずからが実践できる事業実施のため、そのために3項目ばかり、これについて質問事項に上げておりますが、総額1億円の集落支援金、これは10月の議会では5,000万円程度で何とかなるのではないかと考えて提案をいたしました。具体的な提案でありませんでしたので、本日は1億円のぜひともつくっていただきたい。そしてそれを時限立法で3年間、できれば5年やりたいと思いますが、相当大きな財源が要りますから、この1億円を3カ年続けてほしい、こういう思いで質問をするわけであります。多分そんな財源というのは、そうたやすく生まれませんよとおっしゃられる予感がいたします。しかし、私にいわせれば今やらないとやる時期はあり

ませんよと申し上げたい。

で、今の同僚議員の質問の中に、吉賀町や益田市が、まことにささいなことを、50戸程度の集落に十五、六万円の集落支援というようなものが出ておるといふ実例のお話がありました。この程度のことでは、私はこの町の再生、あるいは集落の再生にはほど遠い、せめて津和野町で総額1億円を3カ年実施すれば、かなり思い切った施策がとれる、このように思って提案するわけでありませう。

平成22年4月末の世帯が3,710世帯、8,755人、住基台帳によりますとこのような状況であります。津和野地区が67集落、日原地区が47集落、114集落があるのではないかと思います。その114集落へ、この1億円をどういう配分をするかというのは、配分の基礎というのは役所のほうでいろいろと勉強していただければいいと思いますが、私が1例を申し上げますが、ある一定の集落、小さい集落もあります、5戸や6戸、あるいは10戸の集落もあります。あるいは100世帯を超える集落もあります。したがって、20万ぐらいは定額配分に持っていったらどうかと、これにもまた上下が必要かと思ひます。すべてが20万でいいのか、あるいは30万にしなければならないのか、ちょっと多い過ぎる10万にしなければならないのか、それはあると

と思いますが、その114集落に定額部分を20万配る。そして住民1人当たり1億をそのように計算しますと9,000円程度になります、住民1人当たり。そうしますとおおむね年額1億円という金額が算出されます。

この財源をどうして出すかというのは町長さんの手腕ではありますが、今合併をして5年目、合併支援にはいささか国は各町村を甘い言葉で、ある意味では町のほうがだまされたという感じさえ私はいたしますが、10年間の算定がえの期間を与えた。これは釈迦に説法ではありませんから申し上げるまでもありませんが、10年間はそれぞれの町村が合併前の算定の中で交付税を算定したものを、10年間はそれはそのとおり算定がえという措置で補償しますよということであります。で、この5年が今経過をして、もう5年したらこの10年間の算定がえ措置が切れます。切れるときには、現在の普通交付税が相当大きく減少してまいります。そのときにはできない、この算定がえ措置がかろうじてある時期にこそ手を打たないと取り返しのつかないことになるというのが、1つは申し上げたい。

そして、合併当時それぞれ津和野も日原も非常に財政が厳しかったわけですから、合併時に持ち寄る財政調整基金は2億ずつ約束

事で持ち寄りましょうよというようなことで、持ち寄ったわけであり
ますから、あの17年9月の25日に合併をして、そのときあるいは1
8年の基金というのは、まことに粗末な4億、5億の基金でありました。
しかしながら、合併支援の県の支援、あるいは国の、先ほど申し上げた
ような算定がえの措置、そして行財政改革を今日まで鋭意努力をして
きた、借金も繰り上げ償還をしてきた、そういうような効果が今まさに
あらわれて、平成22年度末の一般会計の基金残高見込みは18億2,
000万程度になる。こういう状況にまで財政は貢献をしてきた。この
ように思っております。

そして地方債、借金の残高は、あの合併をした18年の時点で、私の
記憶では172億円一般会計、これだけの地方債残高があったと存じ
ます。特別会計も50億程度あって、220億からのこの町の借金はあ
ったと、このように思いますが、現時点では、22年度末見込みはこと
しの資料を見させていただくと、123億にまで地方債残高も減って
くる、こういう予測であります。この間は、あの石西厚生連の破産に伴
って、13億6,000万ばかりでしたか、起債を起こして病院施設一
式を買い取ったというようなこともありながら、ここまで財政の立て
直しに鋭意努力されてきて、今このようなことをやるチャンスが到来

したというふうにとらえていただきたい。このように思っております。

ことし10月1日には、国勢調査があるわけでございます。平成17年10月1日に国勢調査をやって、島根県一の人口減少率であった。きのうのように思いますが、あれから5年たちました。今年10月1日の国勢調査がどのような結果になるのか、何となく似たような結果が出るのではないかと、このような危惧をしております。

いずれにしても、そのような状況下にありますから、今申し上げたようなことを1、2、3点と質問事項には掲げておりますが、町長の所見をまずはお伺いしたいと、このように思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成17年の合併時と平成22年3月末時点での人口や高齢化率などを比較いたしますと、人口は9,810人に対して8,758人と1,052人の減少となっております。町全体の高齢化率は37.7%に對しまして、40.9%と3.2%の増加でございます。高齢化率は50%以上の行政区で、25行政区に対して40行政区となっておりまして、15行政区が増加となっております。そして行政区全体に占める割合

は21.6%に対して34.5%、12.9%の増となっておりますのでございます。

議員御指摘のとおり今後さらなる高齢化社会の中で、自治会の重要性はますます高まり、自治会や地域に対する施策の展開は、喫緊の課題として認識をしております。13番議員にもお答えをしましたとおり、今年度自治会や自治会が組織されていない地域の現状や課題等を把握する目的で、地域課題等概要調査を実施をすることとしております。今後の施策の展開につきましては、先進自治体が行っているまちづくりや地域活動の支援策、地域や集落のアドバイザー、コーディネーター役を務める集落支援員設置制度などを調査研究し、概要調査結果をもとに集落や地域の自主的活動による維持、活性化のための財政的支援策や集落再編、自治会結成、地域おこしなどを支援する人的支援策を構築し、施策の展開を図ることとしております。

続いて、職員の地域担当制の導入につきましては、受け入れる自治会や地域の意見を踏まえた制度構築を図ることが必要であり、また役場職員についても目的や役割を明確化することで、制度がより有効的に機能するものと考えております。具体的には地域課題等、概要調査で職員の地域担当制における役割などを把握してまいります。自治会を対

象として実施する調査に当たっては、当該地域等に住所を有する役場職員3名1組の班体制により実施し、各地域に直接出向いて、自治会長等への聞き取り調査を行うこととしております。制度の必要性、配置する担当職員の人選、担当職員の役割や職務内容などを調査項目として設定し、自治会が組織されていない地域へのアンケート調査結果や、班長会議で取りまとめた自治会長等への聞き取り調査結果をもとに、制度構築の段階から全庁的な体制により、職員の地域担当制度の構築を図ってまいりたいと考えてございます。

この職員の地域担当制度の必要性につきましては、議員御指摘のいただいたとおり、私も同じ思いでございまして、一刻も早くこれを導入実現に向けていきたいと、そういう思い持っているわけでございます。ただ、この職員の地域担当制一言に申しましても、具体的な内容を考えるに当たっては、職員を今回調査についてはそうした形で試験的にやってみるという形にしておりますが、職員みずからが住んでいる地域を、それをまた地域を担当する、そういう担当制がいいのか、あるいは自分が住んでいる地域以外のその地域の担当をしていく、そういうやり方がいいのか、そういういろんな考え方が出てまいります。それから、公民館体制と職員のそうした地域担当制を置いたときに、どうした連

携の仕方があるのか、連携の仕方によってさらによりきめの細かい対応がしていけるのではないだろうか、あるいは地域ごとに教育や福祉、環境、生活、健康、保健、そうしたもののそれぞれの職員を配置をして、地域ごとのミニ行政、そうしたものを役割としてやる地域担当制がいいのか、いろいろといろんな仕組みの検討の材料として考えられるわけでございます。そうした中で、これの地域担当制をいざ具体的に進めていくということになりますと、今度はさらに職員の業務量が一気に増大をしてしまう、やり方によってはそういう可能性も出てくるわけでございます、現状やはり職員の現在の状況を考えましたときに、やはり最初から大きな仕事量の増加につながるような地域担当制というのは、現実として不可能であろうと、そういうふうにも考えているわけでございます。

そうしたことでさまざまな角度から検討していった中で、この地域担当制の導入を図っていかなければならないというふうに思っております。実際既に他の全国の自治体では職員の地域担当制導入に向けて先んじて取り組んでいる自治体も多数あるわけでございますが、大半とはまだまだ申しませんけれども、非常にこの導入に向けて壁にぶつかって、なかなかそこは導入が進んでいないと、そういう自治体も今私

どもの調査の中で判明をしているというような状況でございますが、本当にすぐ実現をしていきたいという気持ちは山々ではございますが、現実としてもう少しいろんな外堀を埋め、そして選択肢を検討した中で、構築をしていかなければならないというところでございまして、実情はもう少し時間がかかるというように受けとめているところでございます。

それから、総額1億円の活性化資金ということで、大変貴重な御提案であるというふうに受けとめておるところでございますけれども、基本的に私の考え等も率直にお話をさせていただきたいとも思いますが、やはり各自治会等に10万から100万円というところの配分になるかと思っておりますけれども、そうした配分をして、まず先にお金がありきということではなくて、やはり自治会としてそれをしっかり活用して、そして集落の活性化に生かしていける、そういうふうな仕組みづくりをするのが先決であろうというふうに考えているところでございます。

以前も日原地区で集落の活性化基金というものを配分をした経過がございます。あれらの視点を見ておりましたも、それはそれぞれ配分をされた各集落にとっては、いろんな有効的な使い道をされたというふうに、私自身も受けとめているわけでございますが、今後の集落の活性

化につながる。そうしたことを考えたときに、やはりもう一工夫、二工夫というものが必要であつただろうというふうに思っております。それはまさに今回まちづくり政策課が、この集落活性化を担うわけでありますが、その辺の政策づくりというものをしっかりしていかなきゃならんというふうに考えているところでございまして、これがまず第1段にもお答えの中で申し上げました現状集落の地域課題の調査、あるいは町民アンケート、そうしたものを今実施をした上で、そのまちづくり制作をつくっていかうということで、今現在が進んでいるという状況でございます。

今後こうした中で、来年度からの計画としましては、集落の支援員制度というのを、先ほども申し上げました。これはまず、すべての110以上超える自治会等を、すべて一色単に活性化をさせる、それはとても不可能だということで、まずは町内の中でモデル的な集落というものをつくり、募集をして、そして成功事例というものをつくっていきながら、それを全体の町のそれぞれのすべての集落に波及をしていくことが必要ではないだろうか、そういう思いの中で集落支援員制度というものを、取り組もうということ、来年からの計画として考えているところであります。あるいは自治会等提案型支援事業というのも計画

をしているところでございまして、これらについても、それらの今回の地域課題の調査を踏まえた上で、来年の集落活性化の仕組みづくりのための、今具体的な事業というものも計画をしているわけでありまして、そうしたものを踏まえていながら、この自治会支援の資金についても、有効的な使い方をしていくように役立てていきたいというふうに感じているところでございます。

それから、財源のお話もございました。これをいうとなかなかおしかりを受けることにもなるかも知れませんが、やはり私自身は現状の財政に対する考え方というのは、財政再建が今ようやく道に進んではおるけれども、まだまだ予断が許さぬ状況だというふうに受けとめているわけでございまして、ここでやはり年間1億円もの資金を生み出していくということは、なかなか大変なことだというふうに思っております。現状も実質公債比率、これが一番やはり財政再建の大きな指標になるかと思えますけれども、18%というものを目標に、これまで頑張ってきたわけでありまして、これがようやく数年先には達成ができるんじゃないかというようなめどがついたばかりでございまして、そうした中でやはり基金残高等をまた取り崩して、今の時点で取り崩しをするということは、非常に影響を与えるということ。また、今年度

は国勢調査が予定をされております。ここで5年に1回の人口減がまた確定をしてまいります。そうすると来年度以降の地方交付税、かなり減額をされるかも知れない、そういう状況にも受けとめていかなければならないということ。それから、来年23年度からはそれこそ病院債の償還が始まってまいるわけでございます。そしてさらにその2年後からは、この病院のための過疎債のまた償還も今はよいよ期限があるわけでありまして、この償還がよいよ始まってくるということで、償還額がかなり来年度から、またさらにその2年後から上昇するというような見込みでございます。あわせて国保会計も今後一般財源でどうなるのかという、そういう不透明な状況もあるわけでございまして、こうしたことを総合的に判断をしたときに、現時点でのやはり1億円の基金の取り崩し等というのは、非常に私自身躊躇せざるを得ない、そういうような状況でございます。

まずは、実質公債比率18%、そこを達成をした上で、その上でそれまでに先ほどから申上げております集落活性化のためのいろんな施策というものを確定をさせて、そしてそこに資金を投入をして、具体的に実践をしていくと、そういうことが今理想的な流れではないかというふうに受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 町長の答弁を聞きまして、確かに財政再建のさなかであるとおっしゃる。私はここまで盛り返してきたら、政治はそのときに動かないと取り返しのつかないことになる。このことを非常に危惧して申し上げております。今からいろいろな、今お話になったような調査、アンケート等々をおやりになる。そして問題点の把握をする。それは当然のことです。それはそれで結構と思うのでありますが、今先ほど申し上げたように、かろうじてもう5年間、算定がえの措置があるこの時期を逃したら、やろうと思ってもやれなくなる。毎年繰り上げ償還をし、あるいは基金もつくりながら今日まで頑張る、これからも頑張らんにはやらん、それが数十億たまった時点では、こういうことではとき既に、今申し上げた町内の限界集落というのは、もういつときも予断を許さないという現状を踏まえて、政治をつかさどっていただきたいと、このように申し上げるんであります。

これは財政課長にお尋ねしたいのでありますが、現普通交付税の今算定がえ措置が10年後に切れたときに、普通交付税が大体どの程度減額するのかというのをお尋ねしたい。それから、後5年間も激減緩和

をとという措置もないことはないことはないんですが、それは置いて、せめてこの10年が過ぎた後の普通交付税は一体どうなるのか、これはぜひお聞きをしておきたいと思えますし、それから、卵が先かひよこが先かというような議論になるわけでありますが、現状というものを待ったなしだというふうにとらえるのか、あるいはもう二、三年、あるいは四、五年待って、その町の財政の体制が整ったときに手を打つのかという、こういう論法になるわけでありますが、私が特に申し上げたいのは、過疎法もおかげさんというか、6年延長が決定をした、そしてこの過疎法は、ハード事業でなしにソフト事業にも使えるという、こういうような中身になっておるようであります。中身は十分わかりません。それについてもわかれば後ほど聞きたいと思うのでありますが、そういうふうなものをこの機会に抱き合わせにして、今積み立てた基金を取り崩さなくても、過疎債で対応することができるんじゃないか、あるいは合併債を使うことができるんじゃないか、せめてこの時期にそれを使わないと、くどいようであります。5年先に使うというても、それは使いきるような状況に、現実の集落ががたがたになるというのを、私は申し上げたい。特に農村集落だけではないわけでありますから、俗に言う津和野の町でも日原の町でも、あの町筋の銀座通りでも、残念ながら

ら65歳の高齢化が50%を超えるという集落が続出しておるという現状でありますから、今打たないと手おくれになるということを申し上げて、ぜひ前向きに、これ以上論議してもどうかと思いますが、今の新過疎法の問題と、算定がえの後の普通交付税、これについて両課長にお尋ねをしておきたいと、こう思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 合併算定がえにつきましては、合併後10年間及び激減緩和措置が5年間ございます。合併して18年度に交付税に参入されております算定がえの額が4億2,000万ありますので、合併算定がえが切れる33年の交付税におきましては4億2,000万は最低でも減少する見込みではあります。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 過疎法の関係でございますけども、今回私どものほうで策定をするということになっておりまして、今からそれに取りかかるんでございますけども、先ほどの御質問にありました新たにソフト事業が加わったということございまして、これにつきましては主には地域医療の確保、それから、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、それから、集落の維持及び活性化、その他の住民が

将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、必要と認められる事業というものが対象というふうになっておりまして、これにつきましての1つの枠というのが定められております。

そういったことで、当町の場合で申しますと、事業ごとに限度額というのはございませんけれども、市町村単位の中でございまして、当町の場合が1億2,283万1,000円ということが、単年度ごとの一応限度額というのが今算定されているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私自身もよく多くの方々から、町長になりまして決して改革をあせりなさんなど、いろいろと言葉かけていただくわけでございますけれども、私自身はやはり地域の実情を見た中で、非常に危機感を感じておりまして、本当に焦っているというのが、本当の思いでございます。

ただ、しかし、そこで先ほどからの話になりますけれども、やはりこの集落活性化の仕組みづくりができてない中で、そこで今すぐこうして資金まで大きなものを流入して、そしてその改革をやっていくと、それはまさに私は次期尚早ではないのかと、そういう気持ちであるわ

けでございます。

今回いろんな方面で住民参画と官民協働のまちづくりを進めていく、このことに間違いはないわけでありますけれども、これは決して私が1人だけの思いでやってるわけでもございませんで、津和野町の第1次総合振興計画の中にのっとり、そして第6章にこの計画実現の方策の中で、町民と行政が一体となったまちづくりが掲げられているということでございます。第1章から第5章までは具体的な津和野町の福祉や教育や環境生活や、そうした部門別のいろんな答申等が寄せられておるわけございまして、これを実現するための方策として住民と行政が一体となったまちづくりを進めていかなければならないと、そういう理解のもとで、私自身も進んでいる。そしてその総合振興計画の内容を見ますと、まさにこの自治会の活性化、再編、そうしたものを盛り込んでおられますけれども、それとともに、そのほかにもさらに住民自治基本条例の制定、あるいは男女共同参画参加への推進、迅速な情報提供、そうした町民と行政が一体となったまちづくりを行っていく上で、いろんな方策が盛り込まれているわけございまして、私どももそういうものが総合的にでき上がってこそ、この住民参画による官民協働のまちづくりは進めていくというふうに信じるところであります。

そうした中で、今回自治会の活性化のために集落の実態調査、あるいは町民アンケート、そうしたものも行うものも行うわけでありましてけれども、同じく同時進行で今まちづくり、それから、ほかのほうでは行政評価制度、あるいは行政モニター制度の導入、それから、当然地域担当制の導入、それから、住民と行政の協働プロジェクト推進会議、これを今設置しよう、そしてそこから住民自治基本条例をつくっていかうと、そういう今同時進行ですべてを進めている状態でございます。言いかえれば、まさにまだ住民自治基本条例もこの津和野町にできていない中で、今年度、来年度というところで、1億円を投じていくのはどうだろうかということは、私自身やはり疑問に思っているということでございます。

だからといって、5年後、合併の優遇措置が終わるまでを待つということでは到底ございません。私に与えられた任期というのは、あと3年とわずかというところに迫ってまいりました。できるだけ早いうちに、それぞれの町民と行政が一体となったまちづくりの仕組みをつくって、それと同時にそのタイミングでまさに資金というものも具体的に投入していきたい。そういう思いであるということでございまして、御理解をいただければと思うわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田守君。

○議員（15番 沖田 守君） 全然その思いがないということではないと、その時期がまだ組織づくり等々をまずはやると、こういうお話であります。これ以上申し上げませんが、まさに私は集落援助は同時にということじゃなしに、先にという意味ではございません。私が言いましたのは各集落の集落計画づくりが、本町の振興計画の土台でなければならないという意味からの集落の計画、5年、10年の集落の展望がないと、この町の振興計画は絵にかいたもちになりますよということとありますから、これ以上申し上げませんので、鋭意そのおつもりで、必ず集落支援のする時期が来て、それを実施されますと、きのうから一般質問にありますように、各集落の中にいろんな芸能や文化やもろもろの守っていきたいが、その援助にいろんな金が必要だと、そんなものはそういうものを充てれば、十分守られる。こういうこととありますので、鋭意御努力を願いたい。町長の1期目の仕事にしていきたい。私も余り事は急ぎなさんなよと申し上げますが、これは一刻も猶予ができませんということをお願いして、この質問を終わります。

続いて、2点目、実は河川愛護団、道路愛護団等各種団体、ここに町が事業委託契約をする場合、この場合の行政責任を明確にしておく必

要があるという項目でお尋ねするわけであります。

前段申し上げたように、町長もお話になっておるように、各自治会、集落との協働なくしてまちづくりは決してできない、行政運営は不可能だ、こういうことでもありますから、今日行政側が各種団体等に業務委託する事業で、事故等が発生した場合の責任の範囲を明確にして、それぞれ周知徹底を図っておかないと、大変なことになりますよという内容であります。

残念ながら不幸にして、我が集落であります、5月の16日の日曜日でありました。野口自治会が河川愛護団ということで、河川清掃を共同作業しておりました。このときに、今日は昔のようにカマやその他手作業ですというような、機械がありませんから、全部刈り払い機を持って清掃作業等に、草刈り等をやっておるといいう時代でありますので、残念ながら刈払い機によって事故が発生いたしました。事情は、足のふくらはぎを刈り払い機でけがをさせた、こういう事故であります。気をつけておったつもりではありますが、共同作業ではこういうことが往々にして起こりうる、今後非常に気をつけてやらなければならない、こんな事故があったからやめるといいうわけにはいかない。私の集落であっても、長い町道の守をせんにやならんところもあつ

たり、もろもろあります。その野口集落だけなしに、全集落にこれがいえることでもありますから、きょうあえて問題として取り上げたのであります。このようなときにこの事故を契機に、せめてこういう形で町は責任を持たせていただきますということを、周知徹底をしないと、集落自治会の自治会長、あるいは河川愛護団の団長、自治会長と兼ねる場合が多いんでありましようが、道路愛護団の団長等々が、とてもじゃないがそんなことが起きたときには責任が持てないと、引き受けることはできない、このようなことになって、町の進めようとしている、あるいは町が維持管理をせにゃならん、それは全部行政の手でやるわけにはいかない、皆さんのお手伝いがほしいというようなことが全く実現できないという事態に陥る恐れがある。この点について御回答をちょうだいをしておきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） ちょっとお答えをさせていただきます。

自治会や各種の団体の多く皆様が、地域の環境整備や河川浄化のために参加していただき、自然環境が保たれておりますことをありがとうございます。感謝申し上げます。

環境美化の作業を例にとりますと、最近は大半の作業が機械化され、

効率は上がっておりますが、反面機械を用いた作業による危険度も増加しているのが実態といえます。また、こうした作業以外にも自治会の各種活動において不慮の事故が起こる場合があります。こうした思わぬ事故等に対処するため、町では全町民対象の全国町村会総合賠償保険に加入しております。内容につきましては、賠償責任保険では1名2億円、補償保険では、死亡500万円、入院30万円、通院12万円、いずれも最高額となっております。ただしこれは役務の対価を得ないボランティア活動等に限定されております。報酬を得ている場合は、これには該当しませんので、町道の草刈りを自治会などで行った場合、わずかな金額ではありますが、委託料が出ていることから該当しないこととなります。

こうした作業される団体においては、道路愛護団においては町が保険手続きを行い、河川愛護団においては島根県が行っており、毎日の事故に対しては愛護団の保険より一定の補償があります。内容は賠償責任保険では1億円、死亡500万円、入院1日4,500円、通院3,000円、1日等であります。それ以外にも独自で上乘せの保険に加入されている例も多く見られますが、すべてではございません。

今後住民協働を進める上では、こうした不慮の事故を想定し備えな

ければなりません。現行では申し述べたとおり以上の具体策はありません。つきましては、現行の保険加入状況等を調査し、保険加入を促進していくなど進めてまいります。

また、作業における安全管理の徹底など行ってまいりたいと考えております。同時に議員御指摘の事項も踏まえ、行政責任の範囲をどう明確化し、どう相互理解を得るのか検討を行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 不幸にして起きた事故で、比較的軽傷といえは軽傷で事が済んだわけでありまして、町当局もいろいろ御心配をいただいて、何とか御本人、あるいは自治会の中で片が付くという、そういう状況になりましたので幸いでありましたが、しかしこの事故がかなり大きい事故だと、あるいは死亡事故だというようなことが起こらないとも限らない。そのときに、町長最後に答弁されたように、最終的には行政がこういう形で責任はとりますというのが、各自治会並びにそういう各種団体がないと、さまざまな事業を皆さんが怖がって受けられない、このようなことになってはまちづくりの大きな障害になると、こう思いますので、鋭意その点に御尽力をいただくということを、御回答もそうでありましたから、お約束をして、私の質問を終わ

らせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 発言順序11、8番、青木克弥君。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

この質問に当たりまして、私は今18年の6月に一般質問をいたしました。ちょうど4年たちました。そういった意味で、今まで自分の足跡や、あるいは行政がどういうぐあいににかかわってきたかといったことに関しまして、一定の評価や、反省や、そういったものを含めて議事録を見てまいりました。で、私が今回質問させていただきますのは、3つの条項についてでございますけども、一連として行政としてどう考えるのか、職員はそれにどうにかかわってきたのか、我々議員はどういうぐあいに、それに対して質問をし、あるいは提案をしてきたのかというようなことも含めて、一連の質問をさせていただくということでございます。

そうして、さまざまな形で同僚議員も質問をいたしておりますけれども、その中で、まず観光の振興について1点目質問をさせていただきます。この点につきましては、もう町長も既に施政方針の中で、本町の産業振興の中でも最も観光、それから、農業については基幹産業であるというぐあいな位置づけの中で、あるということはもちろん施政方針の中でも述べられておりますし、それぞれが認めているところではあるというぐあいにも思っておるところでございます。

そういうような中で、町長は施政方針の中でも本町独自の事業展開を通じて、観光客の誘致を図るというぐあいに述べられておりまして、具体的には今までやってきた継続事業、それにあわせて今回山口県国際観光振興協議会の加入、そういうようなことも含めて、外国人観光客誘致対策の強化だとか、あるいは森鷗外生誕150周年記念事業との連携を取り組むと、そういうぐあいに述べられておりまして、そのもとになる観光振興計画については、津和野町歴史文化基本構想の策定結果を踏まえて、翌年23年度に策定するというような基本的な姿勢が述べられてございます。

しかし、今現在この観光について最も急がなければならないという現状は、18年6月一般質問して以来、一貫して町が行うべき基盤整備

にあるというぐあいには思っておるところでございます。残念ながら18年6月一般質問して以来、再三このことについては質問をいたしておりますが、一向に前進を見ないというのが現状でございます。1例を通して3つのことについて御質問をさせていただきます。

まず、津和野城址でございますけれども、津和野の城は一般質問の中で同僚議員も申しておりましたように、これは平成9年の石垣の崩壊から現状は惨たんたるもので、それ以来この石垣の修復、あるいは景観の整備、その辺が遅々として進んでございません。この点につきまして18年6月に質問をいたしました。その中で教育長は、津和野城址の年次計画といったものを立てるということについては、津和野城址基本構想策定委員会といったものから報告書をいただいております。それに基づいて、できるだけ早く整備したいというぐあいにお答えになってございます。その後、それらをもとに町民への実態を明らかにして、一緒に、町民と一緒にという意味だと思っておりますけれども、対応を考えたいというぐあいに答えられました。その後何回かこの点についても質問をいたしましたけれども、その点について一体具体的に、それではどういうぐあいに展開をされていったのか、若干城の整備の中で手すりの色だとか、あるいはシートの色だとかが交換はされてございますけれども、基

本的な石垣、あるいは景観の整備についての具体策、あるいはそれらを進めていくための組織、そういったものが一向に見えてまいっておりません。その辺のことについてお聞かせを願いたい。

それから、2番目に駅前の整備、これはもう津和野町の観光の玄関でございますJR津和野の駅前のことでございますけれども、これらについても再三質問いたしておりますけれども、一向に改善されてございません。特に駅おりてすぐのちょうど正面のところにロータリーがございますけれども、今はボランティアがやっております花のプランターがあそこに置かれてございます。これらを基本的にどうするのかということについても、これも再三質問してまいりました。そして観光協会の前にあります駐車場についても、再三のことあそこで事故が発生しております。これらについてもその形状等をどうするのかというようなことについても質問しておりますけれども、現状はそのままでございます。

これにつきましては、具体的には平成20年の9月の一般質問の中で質問させていただきました。これは観光課長、あるいは建設課長がそれぞれお答えになってございますけれども、観光振興協議会を中心としたそれらの関係機関と連携をして、そういうことについて前向きに検

討していくようにしたいというようにお答えになっておりますし、それから、ロータリーのところの所管であります建設課長の答弁でおきますと、今いろいろ予算も逼迫しておるので、経済状況も悪いということで、特にあの駅前の整備については、まちづくり総合支援事業ということで整備をされて未完成であるということも含めて、予算の、あるいは経済状況が好転する、財政が好転をする、平成23年度以降にそのことについて考えたいというぐあいにお答えになっておりますが、その後その点について具体的な取り組みはどうなっているのかということについて、2点目としてお伺いをいたします。

3点目、何を申しまして観光につきましては、観光の案内板といいますが、サインというものは非常に大事になってきますけども、残念ながら津和野町の観光につきましては、今観光客があるマップを持って歩いてまいりますけれども、なかなか自分のマップが見にくくて、次のところに行くのにどうしていったらいいのか、今現在地、自分がどこにおるのかというのが非常にわかりにくいということをよく聞きます。

そういった意味で、そういうような観光のサインといったものが、今早急に整備される必要があるというぐあいにも思っておりますけれども、現状では少しずつ観光案内板については整備されてるというぐあ

いに思っておりますけれども、それらは一体どういうぐあいに計画をされているのか。

今3つの事例について申し上げましたけども、それらを計画的に策定したり、実施をしたり、あるいは検討をしたり、調査をしたり、そういうことをするためには、いわゆるそれら計画を具現化するために、今の機構の中で進めていった方がいいのだろうか、いったいいままでできなかったことがすぐできるのかというぐあいに思います。

そこで私はこういうふうなことを進めていくためには、1つのプロジェクトといったものが必要ではないだろうかというぐあいに思っております。現行で今各課が、あるいは担当がそれぞれのところで検討し、事業を展開してるというぐあいに思いますけれども、この基盤整備については、いろいろなことが、さまざまな情報の中で取り扱わなければならないというぐあいに思っておりますので、その辺のことについてプロジェクトチーム等々をつくる、そういうような必要があるとぐあいに思いますが、町長の見解を聞きたいというぐあいに思います。

何にましましても、そういうようなことを答弁の中でも若干以前にそれぞれがお答えになっておりますけれども、いわゆる全庁的な体制で臨みたいという言葉がございます。果たして全庁的な体制といった

のが、今までとれたのか、とられているのか、そのことも含めて、町長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番目の津和野城址の整備につきましては、教育長より回答させていただきたいと思いますので、お許しをいただければ2番目の御質問のほうからこの場で回答させていただきたいと思います。

駅前整備につきましては、まちづくり総合支援事業を活用し、平成16年度までにおいて周辺整備、特に駅前ロータリー部分を残し終了いたしました。現在はまちづくり交付金事業として、新たな事業名に変わっておりますが、当事業の活用を視野に入れた整備につきましては、財政再建の途上から町負担部分の事業費捻出が困難な理由もあり、これまで観光振興協議会等、関係機関における検討も進んでいない状況でございます。しかしながら、平成23年度には観光振興計画の策定予定であることや、駅前ロータリー部分の整備に、町民によりさまざまな御提案も出されているとの報告も受けておりますので、そうした状況も考慮しながら、今後の対応については、いま一度検討させていただき

たいと思っております。

続いて、観光案内板の御質問でございます。応急的対応といたしましては、汚れや破損のために表示が見えないといったものや、危険であるといったもの、または古くて現状と複合しないといったものから、予算の許す範囲で改修に努めております。緊急性の高いものは、補正予算での対応も行っております。

また、中期長期的な対応といたしましては、現在新津和野観光創造事業によって、観光協会と協力をして、町内全域の関係看板等の調査に取りかかっております。町内を実際に回って、写真に撮り、古くなって表示が見えにくいものや、不適切なもの、支柱や枠が腐食しているものなど、修繕が必要なものがどれくらいあるかを調査、記録するとともに、設置者や所有者の調査もあわせて行っております。現在は、集めたデータの整理中でございますが、なるべく早く所有者、設置者別の対応策を取りまとめたいと考えております。

なお、町や教育委員会、観光協会のもものは早急な対応を図るべく予算措置も含めて検討していきたいと考えますが、民間設置や設置者不明のものも相当数あるようですので、これらの対応につきましては、今後協議、検討する必要があるかと考えております。いずれにいたしまして

も、観光の町にふさわしい、だれが見てもわかりやすい景観にも配慮した行き届いた看板類を設置するよう努めてまいります。

また、御指摘のプロジェクトチームの編成等につきましては、私自身もその必要性を強く感じているところでございます。例えば、先日もボランティアガイドの会の皆様に、御案内をいただき、津和野城跡の視察をいたしました。単に石垣の崩壊の問題だけではなく、歩道や看板、景観など、課題は多岐にわたっており、それに伴って教育委員会、商工観光課、農林課等の連携や民間等の共同の必要性を痛感いたしました。また、津和野町歴史文化基本構想や観光振興計画の活用についても、連携の仕組みづくりが成功への重要課題であると受けとめているところでございます。

問題は職員数の減少に伴い、職員 1 人当たりの事務負担が増大をしている中で、縦割りの壁を越えて、どう実行力を伴ったチーム、組織づくりを行うかということでございますが、こうした課題の解決に向けた役割を含め、営業課を設置をいたしましたので、逐次取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、津和野城跡の整備についてお答

えをいたします。

津和野城跡保存管理計画策定委員会を発足いたしまして、平成15年度に津和野城跡基本構想策定報告書を、平成16年度には津和野城跡整備基本計画策定報告書を刊行し、津和野城跡の整備の具体的計画について検討をしております。その後、当該委員会は津和野城跡整備検討委員会に移行いたしまして、引き続きそれらの計画に基づいて、具体的な取り組みを行っております。平成16年度には、津和野城下町遺跡全域を周知の遺跡とし、さらに平成19年度には、リフト北側の中世山城部分、津和野藩邸部分の追加指定を行い、平成21年度には物見やぐらの修理、さらには嘉楽園の買い上げを行ってきたところがあります。

石垣等の修復を初めとする城跡の整備につきましては、津和野城跡整備基本において具体的に検討を行っていますが、山頂における壮大な工事であり、一たん着手すると10年以上はかかるため、今後の町財政の見通しや、事業を実施するための人的体制づくりが最大の課題というふうに思っているところであります。

また、石垣修理には専門的な技術が必要でありまして、石積みの工法など、整備のあり方については、国において行われている全国城跡等石

垣整備調査研究会において、まだ明確な方針が出ていないなど、津和野町としては整備の着手時期について慎重に検討をしているところであり、ります。

今後、これらの諸問題を改善すべく努力し、早期に事業に着手をしたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ただいま答弁をいただきましたが、4年前の答弁とほとんど変わっておりません。残念に思います。津和野城址の保存計画策定委員会が報告書を出したのは、15年度に報告書が出ておるわけです。今教育長が述べられましたように、壮大な事業であり、あるいは専門的な知識、当たり前の話である。こんなことは当然その15年度の報告書ができたときに、当然わかっておるわけでございます。そういうことをもとに、いかに町としてどういうぐあいな体制をつくり、どういう方向で望むのか、そういったものを当然検討されておられなければならないというぐあいに思います。また、きょうも同じようにそのような答弁がなされます。大変に残念でございます。人的体制につきましても、当然人的体制は必要でございますけれども、それらは現在の職員、あるいは民間の知恵、そういったものを十分に活用する方

策をとれば、私は今までにその辺の方向性が出ているんじゃないかというぐあいに思っておるところでございまして、その点についてもう少し早期に事業を着手したいというぐあいに考えられておりますが、何をどういうぐあいに着手するのか、そのプランはできているというぐあいに思いますが、その点についてもう一度お答えを願いたいと思います。

それから、駅前の整備につきましても、今答弁をいただきましたけれども、それでは具体的に今の若干の提案をいただいているというお答えでございましたけれども、なら具体的にその場所をどういうぐあいに変えていくのか、あるいはどういう方向性を持つてるのか、23年度に観光振興計画が策定されるわけでございますけれども、それを待って進んでいるのでは、とても今の観光の振興には役立たないというぐあいに思いますし、当然、今、先ほど前段で申し上げましたように森鷗外生誕150周年記念事業等々もやるわけでございますから、そういった意味でも早急に、もう既に取り組まなければならないというぐあいにも思うわけでございます。したがって、具体的にどうやっていくのか、その辺についてもう一度お答えを願いたいと思います。

観光案内板につきましては、今お答えになりましたように私もボラ

ンティアガイドの一員としていろいろガイドに携わりながら町の中を歩いておりますけれども、汚れた看板等は確かに、つい最近大変非常にきれいになってございます。恐らく古いやつは除かれたり、あるいは汚れたところをきれいにされたり、そのあとはよく覗われますけれども、ただそれらを早急に今現在あるどこがどのようなサインだということがわかるような、具体的な方策、そういったものが立ててあるのかどうか、その点についてももう一度お聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 津和野城跡の整備に対するプランというふうなことでありますが、今の実際の工事に移る前にもう一つ、津和野城跡保存管理計画というふうなものを策定をしなくてはならないというふうなことになっておりまして、今年度はモデル事業なり、堀庭あるいは山陰道の保存管理計画といったものを作成しなくてはならないという状況でありまして、来年、再来年ぐらいで城跡の保存管理計画を策定をしたいというふうに考えております。

で、保存管理計画を策定いたしまして、そのあと逐次こういうのに移ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 駅前整備の関係でございまして、より具体的に回答をというお話でございます。これにつきましては、町民よりさまざまな御提案というお話でございますけれども、今民間サイドのほうである協議会等をつくられて、その中で計画の1つとして今企画案が出ているという状態であります。ちょっとそれについて今ここで私自身が具体的に述べたときに、そこの組織等に御迷惑をかかってはいけないという思いがあるとともに、私の今企画案を聞かせていただいた段階では、大変にすばらしい案だというふうに思っております、できれば実現に向けて進めていただきたいという思いも今持つておるような状況であります。そうした中で、その企画案というのが本当に実現をされていくということになりますと、これは2年ぐらいがめどでなってくるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、そうした中のあわせての整備にもなっていくかというふうに考えておりました、そのまず実現性がはっきりした上で、また考えいかにやいかん問題だというふうに思っております。大変、少しあいまいな回答になっております恐縮ではありますけれども、現時点ではこれは行政再度今動いている話ではございませんで、そうした民間組織のほうで動いている話でありますので、私のほうで御迷惑をかかってはいけないという

配慮から、具体的なことはここで申し上げることは差し控えさせていただくということを御理解をいただければというふうに考えているところでございます。

それから、看板の設置につきましても、これも最初の回答で申し上げているとおりでございますが、新津和野観光創造事業の中で今総ざらいをしている状況でございます。そうした中で、議員から遅いというふうにおしかりを受けるかも知れませんが、来年観光振興計画というものをつくる予定にしているわけでございます。この間の、昨日の文化財の御質問等でも御指摘もいただき、そのときに回答の中でも申し上げたとおりであります。数多くの文化的な財産、遺産を保有している中で、現実すべてに対して同時振興でやっていくのは難しい中で、どこに優先順位をつくって、そこに重点的な観光振興にあわせた整備をしていくのかということが大事な視点であろうかというふうに思っております。

そうした中で、この看板というものも、その中の1つに、私自身は含まれる要素ではないかなというふうに現段階で創造しているところでございます。やみくもにということはちょっと表現が悪うございませぬけれども、やはりより効率的な投資をするためにも、そうしたきちっ

ここはゆっくりであっても計画をつくって、それに基づいて進めていくというのが、今津和野町の財政もかんがみ中、現実的なやり方であるというふうにとらえているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） なかなか具体策について触れられませんが、町長もお認めになっておりますように、観光関係のそれぞれ基盤整備に関することについては、かなり専門的な知識があるということも含めて、やっぱりプロジェクトチームでいいのかなのかは別として、そういったところのセットが私は早急に必要だというぐあいには思っておるわけでございます。今教育長の中にもお話がございましたように、それぞれを進めていくようなところには、保存計画、管理計画、その点等々もそれらがすべて、いわゆる人的体制を整えていく、そのことが既に今お話にありました観光振興計画でありますとか、それぞれの今から取り組まれる種々の事業、それらにも関連するというぐあいには思っておるわけでございます。したがって、そういったものが着実につくられながら進めることによって、今上段のことについて申し上げますと、何十年もかかる壮大な計画になろうかというぐあいには思います。とりよるによってはそれが地域経済の活性化につながる

いうぐあいにも認識しているところでございますので、その点についてぜひとも今のような考えのもとに進めてまいっていただきたいというぐあいに思います。

最後の質問でございますので、今町長の答弁の中に民間組織の中で検討されているというぐあいにお答えになりましたが、民間組織とは一体何なのかちょっとわかりませんが、ここでお答えになれないのなら、また後ほどということになりますけども、お答えになれるのなら、その民間組織といったものは何なのかお答えをください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議会の場でもございますので、厳粛に受けとめなければなりませんけれども、大変ちょっと悩むところでございますので、万全を期してきょうここで名前を明かすのは差し控えさせていただきますと思います。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） そうしますと次の質問に移ります。

2番目の質問でございますが、本町の、いわゆる建築関係に関する事業、それらを推進したり、あるいは実施したりする上で、現在もさまざま問題が出ておりますし、そういうぐあいの問題をはらんでいると

いうぐあいにも思っております。これらがなぜこういうぐあいになるかというぐあいに私なりに考えましておりますところ、要因は、いわゆる設計段階における基本計画をつくるときに、町内に建築関係の専門職員がいないということに大きな要因があるのではないかというぐあいに思っております。したがって、津和野町のような多くの文化財、それらを含む建築物がある本町にとっては、早急にこの建築関係専門員といったものを配置する必要があるのではないかというぐあいに思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおり、町職員に建築関係の専門性を有したものがおらず、本町が実施をする建築関連の事業について支障を来していることは同意見であります。現在予算立てのための基本設計については、民間設計士の協力をいただきながら行っておりますが、その報酬についてはこれまで無償であり、適正で確実な事業の執行を進める上では、改善を図らなければならない問題として、このたび認識をしたところでございます。

また、1級あるいは、2級程度の建築士の資格を有した職員が在籍をしていることは非常に有益であります。本町の建築関連の業務量を

かんがみたとき、専門職として配置することは現行の定員管理計画のもとでは非現実的であると考えております。そうした観点からは、まずは民間建築士と有償による適正な協力関係を構築するとともに、公平な入札のルールをつくることが大切であり、その上で職員の資格取得を奨励する制度を設けるなどして、人材育成を推進していくべきであろうと考えております。

なお、大変申しわけございません。前段部分の建築関連の事業について支障を来していることは同意見であるというふうに述べましたけれども、支障を来した例もたまに出ているというような、そういうふうな発言に訂正させていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今町長のほうから現在の認識についてのお話がありました。それぞれのところでいろいろな今の町長の訂正のお言葉にございますように、すべての点について支障があるというぐあいに私も認識はしておりません。若干そういった、あるいは建築関係の推進上の問題が出ておりますし、しかし、それが大きいな問題をはらんでいることも事実でございます、したがって、そういったことができるのならば、そういうようなことがないような体制といったもの

をつくる、そういうようなものも行政の責務だろうというぐあいに思っておるところでございます。早急にこの職員の配置等々をできるというぐあいに私も思っておりませんが、今将来的なお話ございましたように、行く行くはやっぱり職員を養成したり、配置をできる、そういう体制をつくるべきだろうというぐあいにも思っております。

したがって、喫緊の課題として、それらができない場合には、今いらっしゃる方々と、いうならば嘱託契約、あるいはそういうようなものを進めながら、短期的にはその方向で進めていきながら、長期的に人材を育成していくという方向が望ましいだろうというぐあいに私も思っておりますの、ぜひともその辺の方向へ進めてまいっていただきたいというぐあいに思います。

次の質問に移ります。

口蹄疫対策でございますが、これは毎日のように新聞報道で、あるいはテレビで異常な報道がされ、口蹄疫とは一体何ぞやというようなことで、大変な騒ぎになっておりますが、まさに口蹄疫は災害の1つであるというぐあいに私は認識しておるところでございます。今現在宮崎県で発生をした口蹄疫については、それぞれ皆さんの報道の中で御存じであろうというぐあいに思いますけれども、現在までに発令した件

数といったのは291例あるというぐあいにいわれてございますけれども、その中で5市6町の市町村がこれにかかわっておりまして、それぞれに関係した肉用牛、豚、それから、偶蹄類といわれる動物の対象頭数といったのは、30万頭数に及ぼうといたしております。現在殺処分された頭数が約20万頭あるというぐあいにいわれておりますけれども、そういうような発生状況からかんがみ見て、今日本中のどこにでもこの口蹄疫が発生しておかしくない状況でございます。

そこで、そういうようなことを考えたときに、この防疫体制そのものは、当然主体的に県が指導的にとり行うものでございますけれども、現場の状況そのものは、その現場である各市町村がきちんとした情報を提供しなければならないという意味からも、次の4点についてお伺いをしたいと思います。

まず1番目には、発生時には当然対策本部というのは立てなければなりません、その陣容はどういうぐあいに考えておられるのか。

2番目には、この家畜伝染病の予防法施行するためには、既にかかったもの、あるいは近隣のものについて殺処分しなければなりません、殺処分するためには、当然埋却場所が必要でございます。その埋却場所をどういうぐあいに把握しているのか。これは出てからでは遅いわけ

でございます、その辺の殺処分した場所をどう把握されているのか。

3番目に、当然消毒資材やそれに関連した予防資材が必要になってまいります。ほとんどのものは県のほうから配付され、取り扱われ、そして準備をされるわけでございますけれども、その予防資材等の確保については、小さなものについてはやっぱり町村が応援体制を組んだときには用意しなければなりません。そういったものについては、どうぐあいにお考えになっているのか。

もう一つは、津和野町は当然県境の地でございますので、特に近隣の市町村との連携については、どういうぐあいにお考えになっているのか、その4点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは津和野町における口蹄疫対策についてお答えをさせていただきます。

まず、発生時の対策本部等の陣容についてでございますけれども、6月9日付で津和野町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱を策定をいたしました。これに基づき、万が一発生した際には、即座にこれから申し上げます対策本部を立ち上げまして、県の西部現地家畜伝染病対策本部と連携し、迅速に対応したいと考えております。

この家畜伝染病防疫対策本部でございますけれども、本部長を私し町長が務めまして、副本部長に副町長、教育長、参事、統轄といたしまして総務財政課長、それから、防疫班長といたしまして農林課長が務めていく予定にしております。そのほか、総務班長、広報班長、保健班長、強化班、それから、サポート班長、消毒警備班長、畜舎班長、埋却班長、集合場所班長等を任命し、そしてそれぞれの班に班員を配置をしていくということになってまいります。これで大体実働員数としまして43名の程度の要員ということになりまして、班員としましては約倍に当たります86名程度班員に任命をいたしまして、交代で対応するというような陣容となっております。

続きまして、2番目の殺処分した家畜の埋却場所の把握でございます。殺処分した家畜の埋却については、家畜伝染予防法第21条に所有者は家畜防疫員の指示に従い、遅滞なく当該死体を焼却し、または埋却しなければならないと規定されておりますので、畜産農家での対応が基本となります。担当課においては、町内の畜産農家の使用頭数から見ても、私有地において対応が可能だと考えております。しかし、一部畜産農家に対応できない場合も想定をされることから、県担当部局と協議しながら、担当者レベルで埋却候補地について選定をしている段階

でございます。

3番目の消毒資材等、予防資材の確保についてでございます。前段で説明をさせていただきましたように、家畜伝染病の防疫措置の多くは、都道府県知事に対するものであり、対応の中心となるのは県であります。このため消毒資材等についても、すべて県が準備をすることとなります。町は県西部現地家畜伝染病対策本部からの協力要請に従い、防疫対策について最大限の協力をしてまいりたいと考えております。

4つ目の隣接市長との連携についてでございますが、5月28日に関係機関の担当者が集まり、宮崎県における口蹄疫発生にかかる連絡調整会議を開催し、以下の点について確認をしております。1つ山口県で口蹄疫が発生した場合の消毒体制について、2つ口蹄疫の初動防疫の対応について、3、口蹄疫を強く疑う事例が発生した場合の初動対応について、4、西部現地家畜伝染病対策本部組織図についてでございます。当面はこれに基づき、山口県で口蹄疫が発生した場合、県西部現地家畜伝染病対策本部が主要幹線道路である国道9号線津和野町、国道187号線吉賀町、国道191号線益田市において畜産関係車両の消毒を実施することにしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） これは申すまでもなく、緊急時の対応といったものは、何にもまして初動をどうとるかといったのがすべてだろうというぐあいに思いますので、今認識をされておりますことについて、ぜひともこれが速やかに動けるように、それぞれの関係機関なり、庁舎内の周知徹底をお願いをしたいというぐあいに思います。

最後に、刻々と変化をする情勢については、当然主管課である農林課長のほうで整理をされてるというぐあいに思いますけれども、家畜保健衛生所との連携等については、逐次されておるというぐあいにも思いますので、その点について現在の状況は伝いなく報告され、連絡をされているかどうか、最後にお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 口蹄疫に関しては、宮崎県で発生しております状況について、ファックス等で毎日状況が送られてまいっております。そして、まず1番は、家畜伝染病を入れない。そして、もし入った場合に、それをいかに広げないというふうなことを基本として、関係機関と今対応しておるところでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 以上で、私の質問を終わりますが、最後に1つだけお願いをしておきたいと思います。これをいっていいのかわかなのかちょっと疑問でございますけれども、この答弁書はそれぞれに配られてございますけれども、私の答弁書、ナンバー28のところに名前が違ってございます。初めてなら何も申しませんけれども、これで私は2回目でございます。この点について何もお話もございませんし、苦言を呈しておきたいというぐあいに思います。終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 54 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序12、5番、道信俊昭君。5番、道信

君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 道信俊昭でございます。まず最初は、津和野町の観光の問題から入るわけですが、午前中に同僚議員が駅前観光に関しての、大体の大きな流れというものの質疑応答がありましたので、私はその中でも駅おりてすぐのところのプランターのところを、スポット的にまず経験上からも取り上げてまいりたいというふうに思っております。

まず、私自身駅の近くで商売やってる関係もありまして、駅の流れというのは何十年も前から実感しておるわけでありまして。同時に、私自身が大学生だったころには、昔でいうカニ族とって、リュックサックを持って毎年毎年夏休みになると、各地を歩き回った、そういう経験をずっとやっておりまして、その後京都で就職したときは、3年間旅行社にありまして、添乗を何年間かやってまいりましたので、そういう、いわゆる観光客というのをずっと経験しておりました。大体が窓口というか、新しい町に入るときには、ほとんどがかつては国鉄でしたが、今JRの駅におり立ってきたわけです。そのときの経験からいまして、観光客、特に大体1人とか、家族連れでぱっと駅におり立ったときの瞬間というのは、自分自身がこの新しい町に来ており立って、この町

に歓迎されているかどうか、これを大体肌で感じるという習慣がついてまいりましたんで、そういう人たちというのは、大体そういう感じを持たれるんです。

で、かつてバブルのころ等々は、高いモニュメントがあって、この町はすごいんだというような、そういう形のものがあつた時代もありますが、今はおり立った瞬間に、先ほど申しましたように、この町に自分人身が解け込めるとか、この町の人たちに歓迎されてるかどうかということを感じる。

その中におきまして、津和野町の今観光ボランティアの方々等が、駅前にプランターの中に花を植えておられる。実にささやかではあります、その心というものをやっぱり一番強く感じるのが、今の観光客ではないかと、決してこれ見よがしのものが立つという、そういうものではないということをひしひしと感じております。

それで、私とそのボランティアの方とお話をしましたときに、駅前にぐるっとプランターが並んでおって、その中に花が植えられているのが、太陽の光線ですぐに枯れてしまう、水がなくなってしまう。そこに毎日毎日長いホースを引っぱって、水をやらなければならないという重労働が、もうあと一、二年もすれば、もう私たちは体力の限界が来る

ということ、私に話していただいたときに、これは時間との勝負だなというふうに感じました。確かに、あそこをどういう形にするかといういろんな策定がどうか、いろんな振興がどうかこうとかという、難しい流れがあるわけですが、そういうことを机上で審議してるうちに、今の津和野町の観光が凋落傾向にあると、この中においてさらに今のあそこで一生懸命観光客の方を迎え入れておられる方々の年齢が、既にもう限界に達しておるということで、ぜひあそこのくるっとしたところをプランターではなくて、アスファルトをちょっと除けてもらって、そこに土が出てきて、そこに花とか、あるいは木を植えていくということ、そしてあそこに水をちょっと引っ張れるように、水道を下にはわしてやれば、うんと楽になるし、花も生き生きすると、こういうことでぜひ何とかならないかということが、きょうの第1番目の質問でありますし、そのときに私は一体どれくらいかかるのかなと思っていて、すぐに専門の業者の方に来ていただいて、ボランティアの方が考えておられるようなものをつくるとしたらどのくらいかかるんだろうかという見積もりをとって見たんですけども、大ざっぱではありますけれども、そのときのあれでは36万ぐらいあれば何とかできるんじゃないかということを知りまして、それぐらいでしたら何とか早く、い

つときも早く駅前をささやかではあるけども、つくっていきたい。おもてなしの心を観光客の方にお見せしたいということがございます。そのための努力というものを町としてどのようにお考えかということをお聞きしたいと思っております。

それともう一つは、看板の件ですけども、インバウンド客というのが、外国人の方が最近特にやっぱりふえておるのも、先ほど私があそこ近くにおるといふこともあって、私の店にも何人も何人も来られるわけですけども、その方に対しての看板に関してはどのようにお考えになっておられるかということをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野駅前のプランターの花につきましては、尊いボランティア精神のもと津和野のおもてなしの象徴として始めていただき、現在まで長年にわたり管理を続けていただいていたと聞いておりまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。

ロータリーとなっているこの場所は、JR用地であり、現在専用許可をもらっているところでございます。

また、ボランティアの皆様には肥料や花の種等の現物を支給させていただいて、町としても協力をしてきたところでもございます。

地方分権時代における住民参画と官民協働のまちづくりを進めていく上で、見本ともなる住民発の価値あるボランティアな活動であるともいえ、後継者の育成を熱望するところでもございますが、同時に町として支援できることを検討させていただきたいと考えております。

具体的には、前段8番議員の御質問にお答えしましたとおり、ロータリー部分の整備について、町民の皆様より御提案等の動きも出始めておりますので、今後それらの動向も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

続いて、インバウンド客のための英語・中国語・韓国語等の看板というお話でございます。

観光看板類の整備につきましては、総合的な観点から、8番、青木議員にお答えをいたしました。道信議員御指摘の外国語表記につきましても、総合的な看板整備の中で、当然のことながら配慮していく必要があると考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） JRの用地でありますけども、これは

所有権というか、これはJ Rにあると思うんですが、ここで今の答弁をお聞きしますと、現在専用許可をもらっているところでありますと、ということは専用許可の申請を当然してるといふふうを受け取るんですけども、J Rに対していつ申請されたか、それとその返答です、オッケーかだめかというような返答というものは、いつもらえるのか。このあたりの約束事というのがあるのかないのか、これが今の答弁ではわかりにくいところがありますので、お答えいただきたい。

それと、これは観光関係の質問ですから、私としたら商工観光課を相手に質問したつもりではおるんですけども、これはたしか建設課だといふふうにちょっと耳に挟みましたんですけども、このあたり今の私の質問をぜひお答えいただきたい。それで、建設課が担当であるかというところは間違いないかということをお答えいただきたい。

2番目の看板に関してですけれども、当然のことながら配慮をしていく必要があるということなんですけど、この配慮というのは、外国語を入れる看板をつくるつもりなのかどうか、つくるかつくらんかようわからんという感じなのか、いや、それはつくりますということが、この配慮という言葉からちょっとわからない分がありますので、これをぜひ教えてください。

それともう一つ、総合的な看板整備、これも言葉のあれなんですけども、言葉なんですけども、総合的な看板整備の中でというのを、看板をつくるのに総合的なとかなんとかこういう大げさという言葉はあれかもわからんですけども、一体これはどういう意味か、色や形やら、あるいは書体やら、字の形やら、そういうことで悩んでおる、あるいはこういうことも考えなきゃいけないんで、まだまだ総合的に考えると難しいんだよというふうに思われてるかという、看板は今あるやつを書き直せば済むという感じで思っておるんですけども、これの看板にそれほど大げさになる必要があるのか、間違った看板は直さなければいけませんので、その程度でいいんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、以上の二、三点をお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、駅前ロータリーの専用の件でございますが、これはちょっと表現からいうと、今申請しておるように、ごめんなさい、これは相当昔から塔が建ってる当時から専用を更新しております。たしか15平米ぐらいの専用面積だったかと思っております。毎年といいますか、その期限ごとの更新は建設課で行っております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 看板についてお答えをいたします。

外国表記について配慮するという言葉の意味ですけども、当然のことながら表記をしていくことをどうするか検討し、必要であったり、必要と認められた場合にはちゃんと表記をしていくこと、そういうことをすべて含めていっております。ただ、議員さん質問の中では英語・中国語・韓国語と例として示されておりますが、言語についてこれがすべてなのか、英語だけにするのか、その辺も含めてやはり検討する必要があると思いますので、そういうことを検討して、外国の皆さんに優しい表記をできるようにということを、そういうことを含めて配慮というふうに使っているつもりです。

それから、総合的な、それほど大げさなことなのかという御質問ですが、8番議員さんに町長のほうからお答えしておりますとおり、やはり議員さんの感覚では、最初にいいました応急的対応の中で、壊れたり表記があわないものについて直していく、これは当たり前のことでありまして、それだけを指してはおりませんで、だから総合的という意味なんですけど、新津和野観光創造事業の観光協会のほうに委託しております中で、できれば、できればという言い方であいまいで申しわけありま

せんが、できればサイン計画的なものをつくっていきたいと、そうしないとやはりまたばらばらな表記や看板になって、かえって見にくいものになってしまう恐れがある。ただ、今あるのを更新だけすると、なっ
てはいけませんので、今の外国語も含めながら、やはりここで言葉に戻
りますが、総合的な看板整備の計画や案をつくって、それに基づいて長
期的には看板整備をしていきたい。それと短期的な補修については間
違った表記があってははいけませんので、それは短期的に直していくと。
その2本立てで考えておる。そのうちの総合的なという意味です。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 土地の件ですけども、端的にお伺いし
ますけど、掘ってもいいんですね、あそこ。占用許可という意味がちょ
っとよくわからないんですけども、アスファルトをちょっとのけて、土
にしてというところまでの占用許可というのがあるのかどうか。です
よね。あともう1つは、あそこまで、できるできんは別ですよ。水道管
をずっと埋設して、そこに水道のあれをちょっとつけるようなことな
んかも、そこまで許されてるかどうか。そういうような条文が入って
るのか。これは許可というのは、口頭なのか、文書なのか。これをちょ
っと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 現在の占用許可につきましては、前段で言いました、塔が立ってる当時からついておりますので、今の占用のスタイルは塔のための占用地ということです。そこのアスファルトを掘るとか何とかいうと、占用の形状の変更で、当然JRと協議をしていかなければならないと思います。

それから、占用については文書でやっております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 3番目の質問できませんので、3番目終わりましたんで、それでは、それをぜひですね、今、私が申しました、提案のような形になるように、ぜひ努力していただきたいというふうに思っております。

次で、まちづくりアンケート。これは当然、皆さん出されたわけですから、ここにある、「津和野町では、皆様からの町に対する御意見を募集しています」ということで、これに関して質問していくわけですが、私の質問では、この町民の意見を聞いて、そして、この1番下の、1番下の中にですね、「御意見は広報津和野の紙面に紹介させていただく」とありますが、1番小さな文字でただし書きがあって、「誹謗中傷

や悪質な意図が感じられるものは削除」的なことがここに書かれております。これはですね、大体こういう意見を出される方っていうのは、かなり厳しい意見を書いて出されるわけですけども、厳しい意見というのと、誹謗中傷あるいは悪質な意図が感じられるという、その線引き、基準、これはどこに線を引くのかなというふうに、私はこれを思ったわけですよ。これでいくと、広報「つわの」には全部載せるんだなというふうに思ってるんですけども、これをどっかで、これを載せましょう、これは削除しましょうと、これは個人的なものでしたらね、その人間の意図で削除やら何やらというのは、これはありますが、行政がこれを行うとなるとですね、私がふっと考えたのは、いわゆる検閲という言葉。これはちょっと固苦しいんで申しわけないですけども、適当な言葉が見つからなかったんで、これは検閲に当たるのではないかと。憲法21条では、検閲はしてはならないというふうに書かれておるんです。大きさではありますけども、こういうおそれがあるのではないかとということ、まず冒頭に質問させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 住民協働、開かれたまちづくりを進めるための一つとして、まずは町民の皆様や町広報紙御購読の皆様より、町に対

する意見等の募集を実施したところでありまして、今日までに22名の方々より御意見等をいただきました。内容的にもさまざまで、御意見や御要望、御提案、激励の言葉等をいただく一方で、行政に対する厳しい御指摘等もいただいております。

これらの御意見等につきましては、庁議に全件示した上で意見を聞き、庁議で確認をいたしました一定の処理の流れに沿って対応していくこととしております。したがって、「議員御指摘の誹謗中傷や悪質な意図が感じられる内容」の判断基準もこの庁議の中で検討し、対応してまいります。また、憲法21条2項にあります「検閲」についてありますが、憲法には「検閲」の意義が提示されていませんが、最高裁の判断としては、行政権が思想内容等の表現物の発表前に、その内容を審査した上、不相当と認められるものの発表を禁止することとされているようであります。かつて、日本でもそのような国家権力によって、表現の自由が抑制されてきた現実があったのは事実であり、憲法において、きちんと禁止条項を設けたものでございます。こうした背景や実情については、行政に携わるものとして常に認識しておかなければならないと考えておりますが、このたびの意見募集の取り扱いについては、「検閲」とは趣の違う次元の問題であると認めております。「誹謗中

傷や悪質な意図」の判断は前述のとおり我々執行部側の判断になりますが、その基準は「行政側の都合」ではなく、「住民に対する影響」に置かれることは当然のことです。私は議会の皆様、住民の皆様との信頼関係を築くために、情報の交流、公開を進め、住民参画と官民協働のまちづくりを目指しており、その一環として、このたびの「御意見募集」を行ったところでもあります。判断基準につきましても、まずは私どもを信頼いただきたく、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） その文言に関して、ちょっと1つ、2つほどお尋ねします。

今、22名の方がこの時点では出てると書いてありますが、この中で、これはもうだめだとかですね、いわゆる誹謗中傷に当たるとか、あるいは、いわゆる削除を対象したようなものがあったかどうか。あるかどうか。

それと、もう1点はですね、これから書かれる方もいらっしゃるんですけど、その方の参考になるんじゃないかと思うんですけど、その判断基準、誹謗中傷あるいは悪質な意図というものに当たるであろう

う語句とか単語とかでも、こういうものを使うとちょっと削除しますよとか、こういうことってというのが、実際に今のこの執行部の中に、御注意くださいというような形であるや否やをお尋ねします。

それとですね、検閲ってという言葉自体が固いんで、これを検閲だとは、私もそこまで大げさとは思わないんですけども、ただですね、この検閲をしたってというのは、いわゆる検査、検査って言葉がもうちょっとやわらかくなるんですけど、ですけども、検査となったらですね、検査して、だめだというふうになる可能性ってというのは、この分にはあるという、非常に、そういう気持ちがあるんです。この中には。こういうアンケートというのですね。ですから、このあたりのところで、ここに書いてあります「検閲とは趣の違う次元の問題であると認めております」という、この趣の違う次元の問題ってというのは、ここがちょっとよくわからないんですけども。これを、町長の思われる、この言葉をとってものをちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました、今22名中ということで、御質問いただいた時点のものでございますけども、そういった中に、そういったものと見受けられるものというのは、特定の人をあ

る程度確認できるというか、そういったものは1件ほどございました。
ですので、そういったものは載せるべきではないかなという判断を庁
議の中でしたところではございます。

それから、内容的なものについては、今言いましたような、個人的な
ことがそういった意図が見えるものですね。それから政治的、宗教的な
もの、そういったことにかかるものについても、余り極端なのは載せる
べきではないという判断はしております。今、それがあったということ
ではございませんけども、内部的な協議の中では、そういうようなのは
対象外としなければならないだろうという協議はしたところではござい
ます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 検閲という言葉でございますけれども、議員
も御自分でおっしゃられておられますとおり、私どもは検閲という言
葉で御質問いただいたわけでございますので、それに対する回答をし
なければならないという真摯の受けとめの中で、検閲という言葉を受
けとめて、そして、それに対する回答として、「趣の違う次元の問題だ」
というような回答になったという思いでございます。

そして、判断基準というところではございますが、ほかの町民の方を傷

つけた、そういうような意見ではないか。あるいは特定の政治、それから宗教、そうしたものにいかかわるような、そうした影響を及ぼすようなものではないかと。そうしたいろんな影響をかんがみながら、庁議のほうで大所高所から検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

これにつきましては、何度も繰り返しになりますが、やはり、こうしたまちづくりを進めていく上の信頼関係の問題もあろうかと思いますが、決して行政だけのいい思いの中でやっていくということは絶対にございませんで、その信頼関係の上に成り立って、この事業を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私どもも決して悪意で、こう、この問題を取り上げたわけではありません。それは当然のことであるんですけども。私、1番心配するのはですね、都合のいいやつは出す。都合のいいやつは、何か知らんけど、そういうような、こういうもので、これは削除しますよという、そこがですね。というのが、1番いいのが、わかりやすいのがですね、情報公開ということと個人情報保護法、私いつもこれ言ってるんですけども、時によっては、「個人情報保護法により、

これはお伝えできません」という言葉で却下されるというね。ここをもう少し、皆さんで意思統一をちょっとしておかれないと、はっきり言って、ばらんばらんなんですよね。課によって。これが、私が1番、このことで、御都合主義でここの行政はですね、「行政の都合ではなく」というように書かれておりますけども、言われておりますけども、まさに行政の課の、あるいは担当者の都合で出したり、出さなかったり、あるいは、この情報を出したり出さなかったりというのが、どうも私の経験の中であるというふうに思います。ちょうど1つ例を出しますと、実は、旧日原町の中に携帯電話が入らない地域が1カ所ありまして、そのところにですね、たまたまこの前ドコモに行ったときに、「道信さん、ここの地域にドコモの電波がないんで、何とかしたいんですよ」と。「間に入ってもらえませんか」ということを言われたんで、それはいいことだと。それはその地域の人たちにとったら、こういうことは、ましてや行政のほうから言ってくるということは非常にいいことだと思って、当然、その地域ですね、今まで自治会のことろがさんざん、これ議論されておりましたが、自治会長に、当然私の頭としたら、思い浮かぶので、これまでも携帯電話に関したら、自治会長を中心にしながら、さまざまな問題を解決しましたので、自治会長の名前を知りたいと思ってです

ね、それである課に行きましたらですね、「教えられない」。「え」と思ったですよ。町にとって、住民にとって、こんないい話がないのに、「名前を教えられません」、これ一点張りで来たんです。こういうことですね、町長の言われる、「住民参画と官民協働のまちづくり」という、こういうことと非常に反してる。それが、私が今回のこの質問の中に言った、その担当者、あるいはその課の御都合で、多分、これは個人情報保護法のことを言ってると思うんですけども、ですけども、これは、その地域にとっていいことなのに、何でかなという感じがですね。だから、こういうところは、決して、私、その個人を責めるという意味じゃなくて、皆さんでいろんな問題を取り上げて、そういう中で皆さんの意思統一を図っていかないと、こういう情報の問題っていうのはうまく解決していきませんので、ぜひ、そのあたりをこの執行部の中でさまざまに検討して、最後にはですね、「私どもを信頼いただきたく」というふうに書いてありますので、信頼いたしますので、そのあたりをぜひ内部で勉強していただきたいとそのように思います。

続きまして、歴史と文化の町ということで出しましたけども、津和野町は、町内に点在する文化財の把握調査をことしで終えて、これが3年目になるわけですけども、大体どのくらいのものが登録されたかとい

うことを推定を、この1年間の推定を含めていくとですね、約4,000点のものが登録されたと、非常にすごい大きな数だなというふうに思いました。一方ですね、民間の中では「歴史と文化を守る会」とか、「ボランティアグループ」などが、あるいは、有識者の方が歴史と文化の町津和野を支えておられる。ところが、私自身もそういう会に入っておるんですけども、どうも官と民がですね、うまく融合してない。そういう感じを持っております。どうしたらいいのかなというふうに思いました、皆さんの話も聞いたりとか、もろもろのことを検討してみましたら、拠点がやっぱり必要なんだなという、この2つが融合する拠点が要るということを私は非常に感じておりました。仮の名前ではありませけども、「文化研究室」というような名前をつけてですね、場所としては、前回の一般質問でも私が取り上げた郷土館、この中が空いておりますので、ぜひ、ここをですね、この文化研究室として使っていくということをご提案したい。

次に、体制なんですけども、中身なんですけども、せっかく、ここに文化財というものが登録されております。今度はですね、これを生かしていく。いかに生かすかということが重要な問題になっておりますけども、大きく分けて、私は3つあるというふうに思っております。体制の中が

3つあるんじゃないかなというふうに思っております、1つは当然、行政です。町の人たちですね。それともう1つは専門家。こういう文化財ということになりますと、大学とか、そういう方の専門的な知識ということで、専門家というジャンル。そして、もう1つはですね、町の有能な人材。この3つがトライアングルとして動き出して、初めて、この文化財が動いていくと。活用がされていくというふうに私は思っております。それぞれの中の、例えば、行政の中でしたら、館長とか、全体ですけども、館長とか、館長補佐とかですね、その後、いろいろなもので役職をつけていくんですけども、どっちにしても、この3つのトライアングルをうまく機能させるということが必要ではないかというふうに思っておりますが、このあたりを動かしていくことを、執行部としてはどのようにお考えかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 文化財の総合的把握モデル事業が今年度で完了をいたします。「津和野町歴史文化基本構想」を策定するという計画にしております。

この計画におきましては、文化財の調査はもちろんのこと、調査結果を関連文化財分、あるいは保存活用区域ごとに行政と地域の方々が連

携し、今後どのように保存、活用を図っていくかということについて具体的に検討することといたしております。

御提案のありました、郷土館を「文化研究室」として活用することにつきましては、モデル事業で得られた成果を今後十分に生かしていくために文化研究室を新たに設けることが有効なのか、また、教育委員会の機構や現在の人的体制の中で対応が可能なのか、今後、十分に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。また、建物につきましては平成20年度に登録有形文化財として登録をしておりました。国や県などから、これからの活用のあり方についても期待をされております。しかしながら、建物が老朽化しておりまして、電気設備なども古く、早期に改善して行く必要があると考えております。経費の問題等ありまして、有利な補助が得られれば有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） もう少し、ちょっと具体的に言いますけども、まず、これは私が言うと差し出がましいという感じなんですけども、今、教育委員会に、例えば、こういう文化とかっていうことを聞きに行ったりとかですね、調べたりとか何とかで、私ら町民が行ったと

きにですね、職員の方が津和野町の中にはおられますよね。それから鷗外記念館にもおられるし、それから安野美術館のところにもおられる。だから、ふっと頭に浮かんだときに、これは一体どこに聞くんだろうかと思ったときにですね、だれが担当かというのが、私らはわかってますけどね。そこそこですよ。町民の方になると、もう一体、これどうしたらええんだというふうに思うということがあると思うんですよ。ですから、これをですね、私は一カ所に集めていくと。集中させる。先ほどの答えの中に、「現在の人的体制の中で対応は可能なのか」と書かれておりますけど、郷土館は空間としてはあいてますから、ぜひ、あそこを一極集中させて、こういう問題に関しては、そこへ行けば、もうすべてがわかるというようなことには、それほどなお金もかかるわけじゃありませんので、ぜひ、それは一括集中させるということを望みたいのと、それから外部から来られたとき、津和野の町民以外の方が来られたときには、そこへ行きゃええという、こういうこともあると思うんですよ。ですから、そういう意味での郷土館一極集中ということを検討できないかということがまず1点。

それから、津和野町の有識者、いわゆる、こういう歴史とか、文化とかに非常に詳しい人っていうのがですね、実は結構、御高齢です。いや、

御高齢だったら、我々の世代が次を引き継いで、それを頑張ってやりやええじゃないかというふうに年齢的には思いますが、全く歯が立たないほど、やっぱり優秀です。これはですね、その中で勉強してみて、これは私だけと言われりゃ、お前だけかっていうふうになるんかもわからんですけども、私が感じるところでは、そういう方のそういう情報・知識とかいうのはすごいなという感じがしております。この場合も、やっぱり、時間との勝負と。時間をかけて検討している間に、そういう知識とか、人材がいなくなる可能性っていうのが大いにあるということを非常に感じております。ですから、建物を確かに修理するとか何とかはありますが、それは次の段階にして、ぜひ、この人たちを、今のトライアングルをつくることに、まず全力を尽くしていただけないかなということ、さらに、そういうことをやってる実績がですね、必ずや、あそこに建物とか等々の補助金を、有利な補助等が得られる一つの基盤ができるんじゃないかと、このように私は思うんですけども、特に今の津和野町におられる有能な人材の方を何とかトライアングルができる、その間でも、まず、このあたりを皆さん執行部の方でしっかり認識されるという作業から始めていただけないでしょうかということを経験にさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、最初の郷土館に一極集中化できないかということでありますけれども、旧町時代は、教育委員会事務局として郷土館の中に当然おりましたが、記念館とか、そういった建物ができる以前においては、すべて郷土館の中におった時代がありました。ただ、業務の拡充に伴って、現在のような体制になってきたというふうな状況もあります。そういう意味でありまして、検討については、今回の提案を踏まえて十分に検討していくということではあります。この場において、一つ、一極集中化を図りますというふうなことは非常に難しい状況であるというふうに思います。

それから、町の人材育成ということではありますが、確かに議員さん御指摘のように高齢化になっていることは事実であります。その辺については、非常に今後、どう言いますか、自然を守る会だけでなしに、いろんな文化、伝統芸能の団体もすべてそうではありますが、非常に高齢化がして、後継者がいないというふうな現状であるということにつきましては認知をしているところであります。ただ、以前はですね、例としては、「歴史シリーズ刊行会」というふうな形で、そういった有識者がお集まりになって、一つのシリーズの本を出されたというふうな歴史

もあります。現在は、その会自体は解散をされておりまして、刊行物については教育委員会のほうで販売をしている。あるいは、いろんな施設の中で販売をしているというふうな状況になっております。

今回、モデル事業の調査におきましては、もちろん高齢の方のほうからすれば多いわけでありますが、中には、40代なりの方にも参加をさせていただいておりますので、そういう意味においては、また文化財に対する認識もまた変わってきたのではないかなというふうに思っているところでありまして、今後、そういった方とのパイプ等も保ちながら、人材育成を進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の、皆さん、そういう方々を取りまとめるっていうのはですね、やっぱり行政が音頭をとって、歯車が動き出したらですね、大体中で動いていくと思うんですけどもね。最初のとっはじめというのは、行政が一応手を差し伸べて、そして一つの形をつくっていかないとですね、私の感じるところが非常に難しいなという感じがしておりますので、ぜひですね、最初に手を差し伸べていただいて、一つのこの文化に対しての大きな津和野町の中の人材をとにかく

絶やさないようにするとつぱじめをぜひつくっていただきたい。次に9月になったときには、できたよと。一般質問にしたときには、できたからというような朗報が聞けるように、難しいかもわかりませんが、そのような方向でぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

最後に、CATVでどなたがお亡くなりになったというような放送が、最近は特にしょっちゅう見てるわけなんですけども、これがいいとか、悪いとかいう意味じゃなくて、もっと、その逆ですね、どこどこで、だれだれが生まれたとかですね、だれだれとだれだれが結婚したとか、あるいは、どこのおじいちゃん、おばあちゃんが100歳を迎えたとかですね、そういうような、もっと夢のあるというか、こういうような放送をぜひCATVの中で流していただけないかというのが、この私の質問ではあるんですけども。こういう情報は行政に直接向こうから飛び込んでくるわけではありませぬので、ですけども、今回の町長の大きな柱としての「地域担当制」というものがこれから動き出すと思いますから、ぜひ、その中で、この明るくて、楽しくてという、こういう情報をぜひですね、CATVの中で、町民の皆さんにおめでとうという感じのものを広めていただきたい。このCATVをぜひ地域担当制の柱にも持って行っていただくことができないだろうかというふうに思い

まして、この質問をさせていただきました。

地域担当制の話がどうなったかというのは、もう前段の議員のところでわかっておりますので、あとはこの私の今の提言に対して、どのように思っておられるかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） C A T Vの自主番組放映につきましては、御指摘のような御意見を伺っているところでございます。また番組放送に当たりましては、「放送法」に基づく「津和野町番組審議会」におきまして、その適正を図るための審議や御意見を伺っているところでございます。

限られた条件の中ではありますが、行政の地域づくり・放送局としての社会的役割を果たしていかなければならないと考えておりまして、そういった意味での貴重な御提言と受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の答弁をお聞きしますと、私が今言ったような意見がやっぱりあるという、町の中からもあるということですので、ぜひ、こういうことをです、中に明るいニュースを出して

いただくと。当然、個人情報保護法云々がまた出てきたりしますので、本人の了解をとって、「それだったらいいよ」という、本人が了解すればいいわけですから、それはぜひ、「おばあちゃん100歳になったお祝いにCATVで言うてもらおうね」みたいな、そういうような形でですね。それも町民とのコミュニケーションを図るという意味ではですね。特に担当者の方が、地域担当者の方が、こういうニュースが入ったという、誇らしげに持ってこれるというのも励みにもなるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、そういう夢のある放送を期待しておるといふふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 発言順序13、1番、京村まゆみ君。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず1つ目、津和野町教育ビジョン策定についてお尋ねいたします。

今年度520万円の予算を計上して「津和野町教育ビジョン」を策定されるとのことです。これは下森町長の公約の1つであります「町民参画によるまちづくりの新機軸」の1つと位置づけられ、「よそにはない、ほかに負けない津和野町ならではのビジョンをつくる」ということですが、私はまちづくりの観点から、人づくり、つまりは教育は非常に重要なものだと考えており、このビジョン策定に大変大きな期待を持っております。このビジョン策定に当たり、具体的な策の基礎となる教育長の素案をお伺いいたします。また、町民参画ということで、町民にビジョン策定委員の公募をされました。これに対して応募者数がどのくらいだったのか。また、だれがどういう基準で選考なされたかを含めて、委員の全体の構成人数や具体的進行状況をお聞かせください。

そして、「町としての教育ビジョン」ということで、これはとても年齢層の広いものととらえられます。幼児期から青年期まで。赤ちゃんからの子育て、また、保育園のあり方、保育園と小学校の連携、小学校から中学校への連携、そして、大きな問題である学校再編や津和野高校の中高一貫校の問題とも切り離せず、当然、同一線上で論議されることだと考えております。喫緊の課題とされるこれらを考えたとき、ビジョン策定から、公表、実施に至るまで、短期間で深い議論が重ねられるべき

だと考えますが、23年度から早急に教育現場に生かせるように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、3点についてお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

議員、今回の質問にも取り上げていただきましたとおり、今年度本町のほうで「津和野町の教育ビジョンの策定」に取り組んでいるところでございます。

本町の教育環境を見ましたときに、現状、今、少子化の中で、また過疎化も進み、生徒数が非常に減少してきておりまして、統廃合の問題も浮上しているという状況でございます。これまでの教育のあり方というものが、今、非常に問われている時期だというふうに考えております。一方で、本町を見回したとき、別の面から見回したときに、この町には非常に豊かな自然環境があり、また、温かい人間関係、人間性、そうしたものがいろいろとあるわけでございます。こうしたものを貴重な、その教育資源としてとらえたときに、我々はこれをどう使って、今後の津和野町の教育に進めていくのかということをもたまた考えていく必要もあ

るだろうというふうに思っているわけであります。

全国を見回しますと、宮崎県の五ヶ瀬町というところでは、非常にそうした、みずからの町の教育資源を使われて、特色ある教育を進められているわけでございます。津和野町もその物まねをしようということでは決してございませんけれども、やはり、津和野町のもう一度そうした教育資源というものを見詰め直して、そして、津和野町ならではの特色ある津和野らしい教育を展開していきたい。そうしたことをまた町民の皆さんも交えながら、このたび計画づくりをしていきたい。そういう思いで、この津和野教育ビジョンの策定に取りかかっているところでございます。

先日いよいよ第1回目の策定委員会が始まったところでありまして、この1年間にわたって、すばらしいものをつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

具体的な質問につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 最初の質問であります。平成18年12月の教育基本法改正に伴いまして、国が今後10年間を通じて目指す

べき教育の姿や今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を記した国の教育振興基本計画が平成20年7月に策定をされました。島根県においては、平成16年3月に「しまね教育ビジョン21」というふうなものが策定をされていましたが、国の動き等を受けまして、平成20年3月に見直し改定版が出されたところでもあります。こうした情勢の中において、本町でも総合振興計画以外に教育振興計画を作成しなくてはならないと考えていたところでもあります。また、学習指導要領の改訂、あるいは本町独自の問題であります公民館問題や学校再編問題、あるいは文化行政のあり方等がいろいろ問題がありまして、この教育ビジョンの必要性は痛感をしているところがあります。さらに、町長より今年度作成をする教育ビジョンについては、津和野ならでのものを作成するように指示を受けているところでもあります。

先般、6月2日に第1回目の策定委員会を開催いたしまして、スタートしたところでもあります。

御質問の素案についての考え方ではありますが、教育ビジョンの策定がスタートしたばかりであります。委員の皆様方の英知を結集したビジョンが作成されるものと考えておりますので、現段階において、私の考え方は差し控えたいというふうに考えておりますので、御理解をい

ただきたいというふうに思います。

2点目の問題でありますけれども、公募委員の応募状況につきましては、全体で14名ということでありました。津和野地区から5名、日原地区から9名というふうなことでありましたが、特に左鐙地区については6名というふうな状況でありました。

要綱を設置してありますが、その中で応募委員5名程度というふうな考え方をしておりましたので、応募者の中から5名に選考をさせていただくということにいたしました。第5回の教育委員会において選考をいたしました。基本的な考え方としては、まず地域バランスもある程度考慮するというふうなことでありまして、津和野地区から2名、日原地区から3名というふうなことにいたしました。左鐙地区は人数的にも応募が多かったため2名の選出としたところであります。また、応募者の中には町の役職の方もおられましたので、そういった方については役職のほうで参加をしていただくというふうな考え方で対処いたしました。結果としては、日原地区からは9名の参加があった、応募があったわけでありましたが、そういった方を除いて7名の中から選考をしたということでありまして、それから、さらに次の段階といたしましては、作文や経歴等を考慮しながら決定をしたというところでありまして、

全体の策定委員会の委員さんは25名ということでありまして、大学も先生が2名、県立大学の副学長、それから山口大学、それから前から社会教育のほうでお世話になっておりますコシノ先生、そういった方3名。それからあとはですね、町内にいろんな団体がありますので、議会の議員さん、文教の委員さんであります、2名、それから教育委員さん、体育指導員さん、社会教育委員さん、そういった各審議会といえますか、委員会の代表者、それからPTA学校長、その他いろいろ婦人会等もありますが、いろんな団体から出ていただいております、全員で25名というふうな形であります。

委員会の作成としてはですね、大きく分けて、津和野町の教育は学校教育と社会教育、さらには文化振興といった、大きく分ければ、この3つに大別されるんじゃないかというふうな考え方で部会を設置をしたところであります。

今後は部会を中心にして、それぞれ検討をしていただきまして、時期を見ながら全体の委員会を開催してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから3点目でありますけれども、教育ビジョンに基づいて今後の教育行政を推進することは当然のことというふうに考えております。

ただ、現段階においては、実施時期を明記したようなビジョンになるかどうか、そういったところはわかりませんので、策定されたビジョンにより判断をしたいというふうに考えておりますが、先ほども申しあげましたように、課題が山積している状況ですので、できる限り早く対応をしたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今の答弁に対してですけれども、再質問させていただきます。

私の質問の仕方もちょっと悪かったかなと思うんですけれども、もちろん委員の方々の意見が反映されるべきですが、やはり、教育長として、その策定の基礎となる素案と言ったんですけれども、理念のようなものを公にされるべきじゃないかなと考えます。津和野町で生まれる子供たちをどんな力を持った人材に育てたいのか、どんな価値観を持った大人になってほしいのか、教育を通して、つまり、どんなまちづくりをしたいのかという教育長の理念を公にされた上で具体策を考えていくべきじゃないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

それから、委員さんの件ですが、25名のうちの5名が公募委員ということで、今のお話をお聞きすると3名の方が外部からいらっしゃる

先生方で、あと17名がいわゆる、いろいろな団体の代表の方ということですが、14名公募に応募されたということで、もう少し割合として公募委員を多くとるべきではなかったのかなという感じがしております。いわゆる充て職で、「案内が来たから出ないといけませんが、一体何をすればいいんだろうか」というような意見をちょっと聞いたりもしましたので、本当によそに負けないようなビジョンをつくるということを考えたときに、やっぱり、せっかく公募に対して、思いを持って応募した人が14人もおられたということは重く考えないといけないんじゃないかなと思います。それと、できるだけ早く対応したいということですが、本来ならビジョンの上に立って津和野高校の問題や学校再編問題が進められるべきだと私は思います。23年度に例えば反映しようと思うときに、学校教育においては、人事の配置などを考えると10月中にはある程度の方向性が出てないと次の年度には反映できないんじゃないかと思います。それが、今度、また間に合わなかったら、また次の年度、23年にもう1年かけて24年度になるってということでは余りにもスピード感がないというか、どんどん変化していく、子供たちが大きくなっていく中で、後を後に行くような感じになりますので、できるだけ10月中に策定し、来年度に反映できるような

方向で委員会を持っていくという方向にできないものかという質問をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 最初の理念ということではありますが、教育ビジョンは、今後の10年間を見据えた中で、どういった教育を進めていけばいいかというふうなことを期するものというふうに思っております。その作成の仕方としてはですね、先に私の考え方を出して、それに基づいて作成をしていただく方法と、もう1つは皆さんの御意見の中から、逆にテーマといいますか、そういった共通的なものを見出していく方法と、私は2通りの方法があるんじゃないかというふうに考えております。そういった意味で、今回は後者のほうの方法論をとったということでありまして、今の段階では、私の考え方は差し控えさせていただきますというところでありまして、

それから、人数ということではありますが、応募者は確かに14名おられましたけれども、基本的にはですね、応募状況、作文等の中身からいきますと、学校教育に関する応募状況というふうな中身でありました。基本的には、部会で、先ほども申し上げましたが、津和野の教育は学校教育だけではなく、やはり、社会教育、あるいは文化行政とい

ったもの、そのバランスのとれた推進も必要であるというふうに考えておりました、そういう意味においては、そういう分野のいろんな団体の代表者の方に参加をしていただくというような考え方もありまして、全体25名の人数が多いか少ないかという議論になれば、また別であります、25名程度の委員さんをもって進めていきたいということでもあります。その中で5名が公募委員さんであるということでありまして、少ないと言われれば少ないかもわかりませんが、いろんな分野の各団体の代表者の御意見も重要であるといふふうに認識をしているところであります。

それから、スピード感の問題でありますけれども、このビジョンの作成が10月に完成をするというふうなことは、とてもスケジュール的に無理であるというふうに思っております。今の計画でいきますと、本年度いっぱいには作成をするというふうなことでありまして、部会は月1回ぐらいのペースで開催をするという予定にしております。月1回の会合という定期的な会合ということでありまして、委員さん方には、また、いろんな御負担になろうかと思いますが、津和野の将来を担う教育ビジョンの作成でありますので、御協力をいただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 10月には無理ということですが、そうなると来年度いっぱいまたかけて、24年度から、早くても24年度から、この教育ビジョンが行政に反映されるのかなというふうに私は感じます。何回も言ってもあれでしょうし、10月作成は無理ということですので、できるだけ深い議論を短時間でしながら、早い段階で教育ビジョンを策定して、それに基づいて教育行政が行われていくようにお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

次に、学校再編計画の進捗状況についてお尋ねいたします。3月議会の一般質問の答弁にもありましたが、廃校対象校の保護者や地域と協議中で、今後も協議を進めていくということでした。その後、各学校ごとの協議をどのように持たれたか、それぞれについてお尋ねしたいと思います。

2つ目に、学校再編計画が策定されて1年以上たちました。にもかかわらず、町内保護者全体に説明がありません。これはなぜかということをお聞きします。了解を得られた、統廃合の了解を得られたところは説明が、反対のところはそのまま何もしないというだけでは、これは学校

再編計画でなく、極小規模校のみの統廃合計画ではないか、町全体の学校再編計画とは言えないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

それから、児童が少なすぎる極小規模校のデメリットを改善することが目的ということで、決して財政面からの統廃合ではない、学校再編ではないということですが、再編計画の協議を進めると同時に、その児童が少なすぎることのデメリットを今教室にいる児童一人一人に対しての具体的な対応策を並行して進めるべきと考えます。この学校再編計画は1年前に策定されましたが、その前段として、20年度1年かけて、検討委員会で学校再編計画を検討されて提言書が提出されております。その20年度から考えれば、そのころ4年生、5年生だった子はもう卒業しています。そういうことを考えたときに、今教室にいる児童に対しての具体的な対応策を並行して考えていただけないものかという思いがあります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、1番目の質問に対してであります。前回の説明会の後ということになります。

その後、畑迫小学校につきましては、6月16日に小学校の保護者及び小学校区内の未就学児童の保護者を中心に説明会を実施をしたところであります。

木部中学校につきましては、6月29日に木部小・中学校の保護者及び地域の団体等の代表というふうなことでありますが、説明会を行う予定となっております。このときには、統合の時期やら、スクールバスの運行計画等について具体的な説明を行いたいというふうに考えておりましたけれども、当日の会合の状況によっては、なかなか、そういうふうに思うようにならないことも想定をされるところであります。

また、須川小学校につきましては、前回の保護者との協議で再度保護者と地域で話し合いを持ちたいということでありました。6月3日にその協議が行われたというふうに学校を通じて聞いているところであります。次の段階としては、保護者、未就学児童の保護者との協議をしたいというふうに聞いております。町との協議はその後になるんではないかというふうに考えているところであります。

左鐙につきましては、今のところ、そういった具体的な日程はまだ決定をしていないところであります。

それから、2点目についてであります。学校再編計画自体につま

しては、各校長を通じて校長会等でも配っておりますので、全学校に配付をしておるといふような状態でありますけれども、保護者に対しての説明会は行っておりません。議員の言われるとおり、計画自体は町全体の学校に対する計画ということではありますが、この再編問題のとらえ方としてはですね、教育委員会としては、本町の教育方針を変更するといふようなものではなくて、環境の整備といふような視点でとらえております。そういった意味で、まずは実質的に大きな影響が生じる学校の対象地域、すなわち再編の対象になっている地域に説明をしたところであります。ある程度 of 了解が得られ、方向性が出た時点では、必要に応じて、受け入れ側の学校のPTA会長等と御相談を申し上げまして、実施についての判断をしていきたいといふふうに考えております。現段階では、すべての学校の保護者に対して説明をするといふようなことは考えておりません。

3点目の御質問であります。極小規模校のデメリットということにつきましては、一般的には社会性が育ちにくいといふふうに言われております。人生を渡っていく上で、人づき合いのやり方は気質や性格とは違い、多くの人とつき合う生活体験の中で身につけられるものといふふうに考えております。この社会性が未熟なものであると、集団を

心地よく感じられなくなり、情緒が不安定になったり、感情のコントロールができにくくなったり、あるいは頑張る力、耐える力が育ちにくいというふうに言われております。こういった点を少しでも改善をするということで、以下のようなことを今進めているところであります。

まず、小学校間の交流は、かねてから何回かは行っておりました。さらに内容の充実を図り、イベントという表現がどうか分かりませんが、行事的な交流というふうなことだけではなくて、一歩進めて、事業等の交流も行うというふうな予定にしております。また、木部中学校では、今年度より部活交流等も進めるというふうに予定をしております。また、中1ギャップの解消というふうなためにも、小中学校間の連携も重要というふうに考えておりました、今年度は教員の交流を中心に取り組みたいというふうに考えております。

町内の校長会等で、昨年から津和野の中でできる小中一貫教育のあり方はどういうふうなものがいいか、何ができるかというふうなことを検討をしてほしいという要望を校長会のほうに投げかけておりました、まず、できることからしていくということで、今年度については教員の交流を中心的に行いたいということでもあります。

さらには、メンタル面のサポートというふうな観点から、スクールソ

ーシャルワーカー、通称S SWというふうには言っていますが、スクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、S Cという言い方をしていますが、スクールカウンセラーの導入、それから学習支援員や介助員等を配置というふうなことをしております、できる限りきめ細やかな対応をしているところでもあります。しかし、これらの対応策は年間を通じて時間数に限りがありまして、日常の学校生活の中で経験できるような学校再編は必要というふうに考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） この6月になって、各学校の保護者及び地区の方々との説明会を再度実施されたということですが、前回12月、左鐙の場合は18日ごろでした。ほかの木部と須川も12月だったと思います。畑迫小学校については、今年度、ことしになってからあったと思いますが、冬からこれまで全く協議が行われなかったということで残念だなと思っております。左鐙についてはまだ日程も決まっていないということですので、できるだけ早く日程を決めていただきたいと思います。

そしてですね、学校再編は必要であるということで、左鐙地区についてですが、左鐙地区は統廃合に反対だと。少ないまま残せと言ってるん

だっというような感じに、いろんな方に言われます。反対と言われてはおりますが、左鐙地域の、また小学校のPTAたちは、たった8人の児童で現在入学予定者がゼロという状況で、この極小規模の現状を決していいとは思っておりません。町内でも毎年40人しか生まれないような状態の中で、少子化の中で、学校再編について反対をしているのでは決してありません。むしろ積極的に先進的な再編を望んで、さまざまな提案をこの何年間かしてきていると思います。しかし、その小規模特別認定校や校区の再編やコミュニティスクール、さまざまな提案をすべて拒否されまして、中央一極集中型の統廃合という具体案以外に何も講じていただけないということで反対をしていると思います。

全町的に考えたときに、この学年たった40名しかいなくなるという状況の中、今は4校統廃合という形ですけれども、5年後、また10年後には、木部、青原、また、もしかしたら、日原小学校、津和野小学校も1つにしなければならぬような人数になるのではないかという、そういう状況の中で、やはり、全町のPTAに対して説明をしていくということが非常に大事ではないかと思えます。できるだけ早い段階で説明をしていくべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、1点目の左證の説明会についてであります。私たちが説明会に伺ったときの雰囲気としてはですね、もろに反対であるというふうな印象を持って帰っております。具体的なお話が冷静的にできるような状況であったかどうかという点については、私は十分な体制ではなかったのではないかというふうな印象を持っているということをつけ加えさせていただきます。

それから、全町の計画ということですが、現在の減少の状況、あるいは全国の統廃合の規模、そういったものを考え合わせますと、当然、議員さんの言われたような状況というのは想像がつくところではありますが、現段階においては、そういった具体的な、長期展望に立った計画というふうなものは作成をしておりません。感覚的には、そういうふうな状況になるかもしれないというふうな思いはありますけれども、そういった計画がない以上、具体的に地域に行って、お話をするというふうなことはできないというふうに思っております。将来的に吉賀等につきましては、ことしの9月議会のころに、もうちょっと規模を大きくしたような再編についての提案をするやに、吉賀町の教育長からは情報を得ておりますが、うちができる限り地域に学校を残したいという思いの中で、必要最低限の再編計画を作成して、それを該当地域に説

明をしたという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 現段階で全町のPTAに対して説明する気がないとおっしゃられますが、木部中学校なんかはもう早速統合に向かって進んでいるわけですよ。そうなったら、受け入れ側に安心して受け入れてもらえるかどうかというのは、統合される側の少数の子供たち、親たちにとっては、すごく大きな問題です。できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

それから、左鐙地域の協議会のときに1人の保護者が言われましたが、「私たちはただの保護者です」と。「家庭でのしつけや子供たちの子育ての範囲で精いっぱいだ」と。「しかし、学校教育に関してはプロである学校教育行政、行政側の方々がぜひ一生懸命、本気で、急いで、子供達のためにどうするのが1番いいのか、考えてください」、そう言われました。「この方法が絶対正しいんだ。ベストなんだという姿勢が見えれば、これで行くんだという、それに従いますから、ぜひ、そういう姿勢を見せてくれ」と。「残念ながら、そういう姿勢が見られない」という意見を言われました。私もそう思います。この半年間も協議会が行われなかった。そういう中で学校再編を進めていかれるわけですが、今

後、子供たちにとって本当によい方向を考えながら、また、この町の次世代を育て、この町がどういうまちづくりをしていくかということを考えてときに、本当に学校がなくなって中央に1校に集めたほうがプラスなのか、いろんなことを考えながら学校再編問題を進めていただきたいと思います。

次の問題に移らせていただきます。

3つ目の質問をさせていただきます。津和野町常勤職員、各委員会や審議委員会の委員について御質問いたします。

町長の基本姿勢として、住民参画が打ち出されており、今後も新たな審議委員会などの設置が予想されております。現在の委員会、各委員会や審議委員会の数と委員の人数について、また、それらの会で審議されたことがどの程度政策へ反映されているか。執務1日の報酬は、仕事を1日休んで出るということを考えれば、決して高すぎるとは思わないんですけども、実際の会議などが、ほとんど半日以内で終わるのではないかということ。その会議の持ち方を工夫することによって、短期に深い論議が可能で、政策への効果も大きいと思われませんが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

平成22年度当初予算に計上しております審議回数及び人数は33審議会で263人、委員会数及び人数は7委員会で108人、延べ人数371人となっております。

各審議会での審議は、行政政策や方針を策定したりする上で大変重要であり、これまでもさまざまな提案をいただいたり、また意見の答申を行うなどを目的とすることも多く、答申を受けた内容は直接政策決定に反映されております。

つい最近では、国保運営協議会が開催され、国保税の値上げという住民生活にかかわる重要な事項を御審議いただいたところであり、また先々には、水道審議会において、合併後各差がある水道料金の統一化についても御検討いただく予定となっております。そのほかにも必要に応じて開催されるものの住民の安全・安心な生活と密接に結びついております公害対策審議会、今年度においては御承知のとおり、津和野教育ビジョン策定のための委員会などなど、いずれも本町の政策や方針に影響を及ぼす重要な組織として位置づけている次第でございます。情報の公開については手続きが必要な場合もありますが、基本的には公開がなされております。

最後の報酬等の問題でございますが、執務1日の報酬は7,300円となっております。会議時間につきましては、すべてについて調査はしておりませんが、審議内容にもよるとは思いますが、御指摘のとおり深い議論と効率のよい審議会となりますよう行政側も努力をしてみたいと考えております。

なお、今年度は特別報酬審議会を開催する計画でございますが、報酬等の妥当性について、その中で御審議をいただく予定となっております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 情報公開っていうことですが、例えば、このたびプール事故調査委員会がありました。保護者、PTA、保育園のPTAにはあったそうですが、町民の方も、やはり、一体どうなっているんだろうかっていう意見をよく伺います。また、この学校再編計画の前段となった審議会の提言書なども、結局、未公開のままで次のステップに進んだという経緯がありますので、そういうことがないように。例えば、町の広報などででも、こういう審議会が今月は開かれましたとか、内容については、どこどこに聞けば教えてもらえますよというような、聞かれたら答えるではなくて、積極的に開いていく姿勢が

必要ではないかなと思います。

私自身も過去に2つか、3つ、審議員を受けて会議に出席したことがあります。どの会議も二、三時間であったと思います。せっかく1日仕事を休んで会議に出るということを考えれば、執務1日を、1日としての報酬をいただくわけですから、また短期間に深い議論をするためにも、もっと時間的なことも検討してくべきではないかなと思います。

このたび、国保運営協議会、また、津和野教育ビジョンの策定委員会についても、聞くところによると2時間か2時間半ほどで、時間がないから急げ急げで集まりが終わったんだというような話も聞いてます。報酬の妥当性を審議するということですが、会議時間や内容の記録などもあわせて審議するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 審議会と、あるいは委員会等の内容についての公開等でございますけれども、すべてにおいて、こちらから情報を町民の皆さんに広く内容までお知らせをしていくということが基本的なスタンスであろうとは思っておりますけれども、内容等につきましては大変膨大な量ということにもなりますので、やはり、先ほど御指摘を

いただいたように、会議の日程、そうしたものをまずはできるだけ身近にわかりやすい形の情報公開をして、そして内容については、どちらかの場所で来ていただくなりをして御確認をいただくと。そういうふうな対応の中でのやり方というのは検討していく必要があるかなというふうにも思っております。

ホームページ等をされない皆さんに対しての対策をどう日程等をお知らせしていくのかというのは、CATVでやるのがいいのか、まだ私自身、今、明確な答えを持ち合わせませんが、当面すぐできることとしては、ホームページ等での、そうした新着情報等で流していくということは考えられるのではないかとこのように思っております。こちらも、ホームページの充実ということも営業課のほうで鋭意4月から準備中ですので、そうしたことも十分検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、プール事故等のそうしたものもという話でもございましたけれども、我々としても、どこまで内容を公開していくのかというのが、被害者の御家族、御遺族の皆様方の気持ちもいろいろと考えていかなきゃならんというところで判断をしなければならんというところもあります。そうした面で、いろんすべてのものが、情報が公開していけ

るかどうかというのはわかりませんが、その都度、我々としても判断して対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、報酬等の妥当性ということでございますけれども、実際、そうして半日で1日分を出すということが妥当であるのか。あるいは、半日分はあるけど、半日分、1日の会議になったときに、その1日分を取り込みをしておきまして出していく。そういう具体的な実際に行った会議時間に合わせて出していくというやり方がいいのかどうか。その辺のところも議論の俎上にのせていきながら、審議会のほうでは御検討していただきたいというふうに思っております。御指摘のように、仕事を抱えられている方が休んで来られるということになりますと、余り時間で区切っていくのもどうかなという感想も持つところでございますし、そうしたところも含めて、検討をいろいろと多様な角度からさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 各審議会で決められた内容が、機を逸することなく、タイムリーに反映されていくように重ねてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後2時42分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 22 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
4 日)

平成 22 年 6 月

23 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 22 年 6 月 23 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦につい
て

日程第 3 町長提出第 76 号議案 津和野町副町長の定数を定める
条例の一部改正に

ついて

日程第 4 町長提出第 77 号議案 津和野町職員の育児休業等に関

する条例等の一

部改正について

日程第 5 町長提出第 78 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 79 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 80 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 町長提出第 81 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正

予算（第 1 号）

日程第 9 町長提出第 82 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健特別会計補正予算

（第 2 号）

日程第 10 町長提出第 83 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算

（第 1 号）

日程第 11 町長提出第 84 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢

者医療特別会計補

正予算（第1号）

日程第12 町長提出第85号議案 平成22年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正

予算（第1号）

日程第13 町長提出第86号議案 平成22年度津和野町下水道事
業特別会計補正予

算（第1号）

日程第14 町長提出第87号議案 平成22年度津和野町農業集落
排水事業特別会計

補正予算（第1号）

日程第15 町長提出第88号議案 平成22年度津和野町電気通信
事業特別会計補正

予算（第1号）

日程第16 町長提出第89号議案 平成22年度津和野町診療所特
別会計補正予算

（第1号）

日程第17 町長提出第90号議案 平成22年度津和野町介護老人

保健施設事業特別

会計補正予算（第1号）

日程第18 町長提出第91号議案 平成22年度津和野町病院事業
会計補正予算（第

1号）

日程第19 発議第4号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第20 発議第5号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する
条例の廃止に

ついて

日程第21 発議第6号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する
条例の制定に

ついて

日程第22 請願第2号 広域基幹林道「笹山山入線」完成に伴う国
道9号線アクセ

ス道路早期取り付けに関する請願書につい

て

日程第23 請願第3号 障害年金受給と障害者の生活向上に関する
意見書提出を求

める請願書について

日程第 24 請願第 4 号 島根県石見地方バス路線確保に関する国・
県による支援を

求める請願書について

日程第 25 請願第 5 号 町民と役場とのトラブルを解決するシステ
ムづくりを求める請願書について

日程第 26 議員派遣の件

日程第 27 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 28 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 発議第 7 号 障害年金受給と障害者の生活向上のため
の関係法の改

正を求める意見書(案)の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦につい

て

日程第 3 町長提出第 76 号議案 津和野町副町長の定数を定める
条例の一部改正に

ついて

日程第 4 町長提出第 77 号議案 津和野町職員の育児休業等に関
する条例等の一

部改正について

日程第 5 町長提出第 78 号議案 津和野町国民健康保険条例の一
部改正について

日程第 6 町長提出第 79 号議案 津和野町国民健康保険税条例の
一部改正について

日程第 7 町長提出第 80 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計
補正予算 (第 1 号)

日程第 8 町長提出第 81 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正

予算 (第 1 号)

日程第 9 町長提出第 82 号議案 平成 22 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 10 町長提出第 83 号議案 平成 2 2 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算

(第 1 号)

日程第 11 町長提出第 84 号議案 平成 2 2 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計補

正予算 (第 1 号)

日程第 12 町長提出第 85 号議案 平成 2 2 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正

予算 (第 1 号)

日程第 13 町長提出第 86 号議案 平成 2 2 年度津和野町下水道事
業特別会計補正予

算 (第 1 号)

日程第 14 町長提出第 87 号議案 平成 2 2 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計

補正予算 (第 1 号)

日程第 15 町長提出第 88 号議案 平成 2 2 年度津和野町電気通信
事業特別会計補正

予算 (第 1 号)

日程第 16 町長提出第 89 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算

(第 1 号)

日程第 17 町長提出第 90 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別

会計補正予算 (第 1 号)

日程第 18 町長提出第 91 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第

1 号)

日程第 19 発議第 4 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 20 発議第 5 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止に

ついて

日程第 21 発議第 6 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定に

ついて

日程第 22 請願第 2 号 広域基幹林道「笹山山入線」完成に伴う国道 9 号線アクセス

又道路早期取り付けに関する請願書につい

て

日程第 23 請願第 3 号 障害年金受給と障害者の生活向上に関する
意見書提出を求

める請願書について

日程第 24 請願第 4 号 島根県石見地方バス路線確保に関する国・
県による支援を

求める請願書について

日程第 25 請願第 5 号 町民と役場とのトラブルを解決するシステ
ムづくりを求める請願書について

日程第 26 議員派遣の件

日程第 27 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 28 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 発議第 7 号 障害年金受給と障害者の生活向上のた
めの関係法の改

正を求める意見書(案)の提出について

出席議員（16名）

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番 道信 俊昭君

6番 岡田 克也君

7番 三浦 英治君

8番 青木 克弥君

9番 斎藤 和巳君

10番 河田 隆資君

11番 川田 剛君

12番 小松 洋司君

13番 米澤 宕文君

14番 後山 幸次君

15番 沖田 守君

16番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………
長嶺 常盤君				
教育長	……………	斎藤 誠君	参事	……………
右田 基司君				
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………
米原 孝男君				
まちづくり政策課長	…	村田 祐一君	営業課長	……………
大庭 郁夫君				
地域振興課長	……………	長嶺 清見君	健康保険課長	……………
水津 良則君				
農林課長	……………	田村津与志君	商工観光課長	……………
山岡 浩二君				
建設課長	……………	伊藤 博文君	環境生活課長	……………
長嶺 雄二君				
教育次長	……………	世良 清美君	会計管理者	……………
山本 典伸君				

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き
てお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております
ので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、斎藤和
巳君、10番、河田隆資君を指名いたします。

日程第2． 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、津和野町農業委員会委員の選任に
よる委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会推薦の農業委員として、京村まゆみ君を推
薦したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議会推薦の農業委員は、京村まゆみ君を推薦することに決定いたしました。

日程第3．議案第76号

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、議案第76号津和野町副町長の定数を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第76号津和野町副町長の定数を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第77号

○議長（滝元 三郎君） 日程第4、議案第77号津和野町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 条文というのがなかなか理解しがたいんですけども、私なりに解釈したところでは、例えば妻が出産して育児休業をとっているけれども、これまででは夫婦両方が育休をとることができなかったのが、夫のほうも一定期間とれるようになったという、そのことと、それから職員のことがありました。任期を定めて採用された職員というふうな表現になっていますが、ということは、これは非常勤職員、臨時に任用された職員とか嘱託職員とか、そういうのが含

まれるんでしょうか。さらにもっとほかの採用の仕方があるのか、その辺を説明いただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） ただいまの最初の質問なんですが、配偶者がとってても、その旦那さんもまたとれるという御理解で間違いありません。

それと、職員に対しては臨時の職員、嘱託職員、すべて該当してくるということです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第77号津和野町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5． 議案第78号

○議長（滝元 三郎君） 日程第5、議案第78号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これを審議される途中経……。

○議長（滝元 三郎君） 保険条例ですので。

○議員（10番 河田 隆資君） 済みません。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第78号津和野町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第79号

○議長（滝元 三郎君） 日程第6、議案第79号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 保険税の値上げに関する条例の改正案ですけども、所得割が100分の0.1、それから均等割が1万3,000円を1万9,640円に改めるといふふうになっておりますけども、これの値上げの根拠になるもの、引き上げの根拠に、この率、金額が出された根拠になる資料がありましたら、出していただきたいのと、それから、これだけの引き上げにした場合、平均的な家族で幾らぐらいの引き上げになるかというような資料がありましたら配っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 課長、出せますか。出せますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩といたします。

午前9時10分休憩

.....

午前9時11分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） おはようございます。ただいま資料をお配りしましたが、今回の所得割100分の0.1の引き上げと、そ

れから均等割が6,640円の引き上げであります、その根拠ということでもあります。最初、資料の1ページ目をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、一応県内の21市町村の1人当たり、それぞれの1人当たりの医療費をグラフで、棒グラフであらわしております。

津和野は21市町村中、5番目に高いということでもあります。これちょっと色分けをすればよかったんですが、内訳として特徴的なのは調剤がうちはその割合が高いということと、それから入院の割合も高いということでもあります。

それから、次のページのほうが1人当たりの保険税を県内の21市町村で見ましたところ、右から4番目、低いほうから4番目に位置しておるということでもあります。今回の改定につきましては、この保険料を県の平均並みに持っていきたいという考えであります。したがって、県の平均より低い部分の所得割を0.1引き上げさしていただきまして、均等割も県の平均並みにということで、これを1万9,640円に引き上げたいという考えであります。

1枚めくっていただきまして試算ということで、何通りか、3通りのパターンを、4通りのパターンをシミュレーションをしております。

最初、試算の1であります、これは家族4人世帯で給与収入が35

0万ということで想定しまして計算しております。所得は227万円ということになります。課税所得194万円ということですが、これは所得から33万の基礎控除を引いたものが課税所得となりますので、194万ということになります。世帯主の方がその給与所得がありまして、あとはなしという設定にしております。現行でいきますと、医療分が6.2%でありますので12万280円、これは年間ありますので、それから均等割が1万3,000円で、4人で5万2,000円ということになります。あとは変更ありませんので、現行で年間保険料を試算しますと34万2,100円という計算になります。これを今回の改正で計算してみますと、所得割が6.3になりますので、12万2,220円、それから均等割が1万9,640円になりますので、7万8,560円ということになります。合計年間の保険料が37万600円という計算になります。今の改正案と現行を差し引きますと2万8,500円、これが年間引き上げられる金額であります。

それから、試算2であります。これも所得だけの変更になりまして、あとは同じ設定であります。一応給与収入300万ということで設定をしております。そうしますと、現行は所得割が9万8,580円ということになります。均等割が5万2,000円ということになります。

これが合計しますと、30万2,500円というのが現行の年間の保険料になります。

改正案では、所得割が10万170円、均等割が7万8,560円ということになりまして、年間33万700円ということ、差し引き2万8,200円のアップということになります。

それから、試算3であります、これは給与収入を250万として設定した場合であります。現行は所得割が7万6,880円、それから均等割が4万1,600円あります。なお、この世帯は所得からして2割軽減に該当するということで、1万1,200円の軽減がありますので、差し引き12万9,600円が医療分で、あとは変わりません。書いてあるとおりであります。合計しますと、23万8,400円が年間の保険料になります。

次のページのほうに、これを改正案で計算しますとどうなるかということ、あります、所得割が7万8,120円ということ、あります。それから、均等割が6万2,848円ということになります。それから、軽減が1万1,200円ということで、トータルで年間現行が23万8,400円ということになりまして、次のページのほうに改正案で計算したものが書いてあります。差し引きまして、2万2,500円のアップ

プということになります。

それから、同じく試算4番目であります。これも所得を175万という設定で計算しております。現行でいきますと、合計が14万2,600円ということですが、次のページのほうで改正案で計算しますと、15万6,600円ということで、これは5割軽減になりますが、差し引き1万4,000円のアップという計算になります。

以上が資料に基づきまして説明を申し上げました。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 3番。今回改正ということで、国保会計、非常に逼迫しとるということで、ある程度実情は理解できますが。今回の改正は当初予算で9,000万の基金を繰り入れして、なおかつ今回の値上げで、何とか22年度の会計はやりくりができるかと思いますが、来年度の基金の残からいけば、基金繰り入れというものが、繰り入れしようとしても300万程度しかないということですが、この程度の値上げにおいて、23年度はこの国保会計はどのような見通しになるものでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今議員さんがおっしゃいますように、

今回9,000万の基金を取り崩しますので、残りが300万ということになりますので、医療費がこのままでいけば何とかしのげるわけですが、伸びると23年度の運営は非常に厳しくなりまして、とりあえず今回は県の平均並みの保険料にしたいという考えではありますが、なおまた値上げをお願いすることも、その医療費の状況によってはあり得ると考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） これを説明聞きますと、実質これは値上げに相当する条例改正というように考えておりますが、やはり国民保険に加入されてる方は、やはり所得の少ない人が多いと私は認識しておりますが、そうした中で、このたびのような大幅な値上げに踏み切るということでもありますので、やはりこれを段階的に値上げすることは議論しなかったのか。

また、執行期日ということで、ことしの4月1日にさかのぼって適用するということではありますが、こういった値上げに当たっては、さかのぼるといのはいかがなものか。9月1日からでもいいし、来年4月1日からということは考えられないのか、2点ほどお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 本来ですと、もうこういう状況になるというのは、大体昨年1年前ぐらいからは想像がつくわけでありませんが、本当は段階的に上げていくのがやり方としては考えられると思いますが、県内的にも段階的にも3年間で70%の値上げをするというて発表しとるところもあるわけでありましたが、うちの場合も基金がもう枯渇しておりますので、やはりうちの財政規模からすると、やはり基金は五、六千万はないと、いざというときには対応し切れないということがありますので、本来ですと数年前からそのような計画をするべきであったと思いますが、今後はそこの辺も基金もないと対応ができませんので、今回はとりあえず平均ということで考えておりますが、今後については、そういう段階的というようなやり方も考えなければならぬというふうに考えております。

それと、なぜこの時期にということがありますが、3月の議会のときには22年度の国保の予算を可決いただいておりますが、そこでは保険税の総額をこれをお願いしたいということで可決いただいております。今回6月に所得が明らかに決定されまして、それで計算したところ、その収入を確保するためにはこの改正が最低でも必要であるということから今回提案をしております。

先ほども申しましたが、邑南町においてはもう既に3月のところで決定をしております。それは今の申しましたように、3年間で70%の値上げをするということと、今回は32%の値上げをするということ、もう所得が決定する前からそれを決定しておりますので、3月で議会で可決しております。あとの値上げを今回する予定のところ、邑南町を除きまして、あと11市町村、今回予定されておりますが、あとの11市町村はこの時期に一斉に提案をしておるはずであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 2点目の質問の、ちょっと理解、ちょっと今の説明でははっきりわからないんですが、3月で値上げ等、議会在承認したということで、さかのぼって4月1日からこれを執行するという答弁じゃなかったと私理解したわけなんです。私の質問はこれを執行する、一部条例を執行するのは9月以降であってもいいんじゃないか。また、23年度の4月1日以降で執行するという形はとれないのかということ質問したわけですので、その点についてもう一度。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 3月のところでは、収入の総額を可

決いただいております。収入が伸びて、所得が伸びておれば、税率このままだとその収入は確保できたわけではありますが、2億円所得が落ちておりますので、それとその間の被保険者の減もありましたりしまして、それは医療費との関係がありますので、余り影響、大してないかもしれませんが、所得の落ちというのはかなり影響がありまして、結局それで収入を、国保税の確保が難しいということになります。今回これを、例えば来年の4月から適用するということになれば、この分収入がないわけで、見込めないわけでありまして、仮に医療費が推計どおりいきますと赤字になるということでありまして、一般財源からの繰り入れということをしなければなりません。

そういうことで、例えばそれじゃ9月はどうかということがありますが、本算定を7月に、今4、5、6月分につきましては仮算定ということで、昨年の国保税そのものの金額で仮に納付いただいておりますが、7月に本算定をして出た年間の保険料から4、5、6月分を引きまして、残りの9カ月で納めていただくということになっておりますので、それを9月にということになれば、それなりにできんことはありませんが、その条例改正をしなければならぬことになります。

それと、9月からするということになれば、残りが月数が少なくなり

ますので、その引き上げ部分の増税感が月当たり高くなりますので、増税感が一層強まるんじゃないかというような気もいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 算定の資料を見てもわかるとおりですが、所得割が率が100分の0.1で、均等割がかなり多いんですが、これは国保のときにも運営協議会のときにも出されましたが、均等割をとにかく県平均に近づけるというようなことで、均等割が随分急激に高い案が出されているわけなんです。均等割が高くなるということは、家族が多ければ多いほど、その世帯の負担が重くなるということです。ですので、これもこの資料を見てみますと、特に350万と300万の収入の違いの割にはその保険税の差が余りないというような試算も出ております。これが家族が多くなると、もっともっと差額は多くなるわけで、必ずしも均等割のところを県平均に近づけなくても、もっと広く薄くということで所得割に反映させるというような、そういうことは考えられなかったのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） あと考えられる方法としては、平等

割、世帯に平等にどの世帯にもかかるわけではありますが、それを上げるということが残された方法としてはあると思います。が、大体平等割につきましては、それほど県の平均と比べて差が少なかったということで、今回一番差の激しかった均等割のほうでそれをお願いしたということでもありますので、平等割を県の平均に仮にしましても、かなり均等割のほうはやっぱり値上げをしないと収入の確保は困難であるというふうに考えます。平等割は世帯の数でありますので、仮に1,000円上げたとしても、その影響というのが均等割に比べますと少なくなりますので、ある程度均等割のほうでどうしても収入を確保しなければならないということになるかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これはですね、大体商業者及び農業者がたくさん加入をされている保険であります。そして、住民の理解というものが非常に大切になってくると思います。今、ただ、机上論の話をして、県は平均こうだとかいろいろ言われましたけども、住みよい町にするためには県なんかは関係ないと思います。津和野へ行ったら保険税安いよというのでも武器になると思っております。

ただ、一つ言えることは、住民への意識調査でなしに、意見、徹底し

た議論及び周知徹底をするためには、各いろいろな地域に行って値上げしますよという予測が恐らく要るのではないかと個人的に思っております。と申しますのも、家庭でやはり財布を握ってるのは主婦であり、主婦というのは計画的に入ってくるお金を使っております。それがたかだか幾らか上がるという段階で、かなりなダメージを主婦は受けておる。

一つ聞いてみたいのが、合併特例債というのは何にでも使えるという、私は理解をしておったわけですけども、そいじゃあその周知徹底を図るまで、そういう特例債を借りて基金として上げながら、住民の理解を得ていくという手法はなかったのかなというふうに思っておりますが、そういった議論はなかったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたびの国保税の値上げにつきましては、大変普段から町民の皆さんに重税感というものが非常に重たくあるということを承知をしとる中での本当に断腸の思いでの値上げということになっておるわけでございます。そうした中、一般財源等で今の現況のこの会計を目の当たりにしましたら、じゃあ、あと国保税を上げずにどう運営をしていくかということになりますと、一般財源からの繰り

出し等、しかも今の状態では解決策がないということでもありますので、そうしたことも念頭に置きながら検討したというふうにもなるわけでございます。

そうした中で、私どもの考え方といたしましては、やはりこうした国保の特別会計というものは、まずはやはり利用者負担の原則というものが一番の基本理念としてあるのではないかとということでもあります。やはり国保の対象の方々が医療を受けられて、そして医療費をその利用者負担として保険税の中で捻出をしていく。この原則というものをやはりまずは尊重していかなければならないんじゃないかと、そのように考えたというところでございます。

だけでも、しかし国保の対象の皆様というのは非常に高齢の方もいらっしゃる、所得水準の低い方も多い。そうした中である程度一般財源でも支援をしていくということも当然考えられる話だとは思っておりますが、現行の中では今前期高齢者交付金という制度がある中で、そこで国保、けんぽ、それから共済、これが相互扶助の中で今支え合おうという中から、津和野町の国民健康保険会計の場合は約45%、この中で相互扶助をいただいておりますという状況があるわけでありまして、さらにこの上に一般財源を投じていくということは、国保の対象者以外の

方々、それとのより非常に不公平感というものが大きく生じるんじゃないだろうかと。そういうことを我々としては今考えているということでもあります。

こうした中で、現行今県内の医療費の水準、それから保険税の水準、これを見ましたときに、これは繰り返しになりますが、医療費は県下で5番目に高い、けども保険税については、医療費が4番目に高い。そうした中でまずは県下の水準ぐらいに合わせていただく。当然医療費の抑制も県下の水準に合わせるように頑張っていきたいというふうに思っておりますが、そうしたある程度の県平均に合わせた中を出発点として、今度一般財源へ来年度以降どうするかということも十分検討していくべきじゃないだろうかと。そういうふうに考え方に立ちまして、まずは今年度こうした保険税のほうをある程度の水準に合わせていくということを御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、当然その医療費を下げる努力というものも当然していかなくやならんわけでございますけども、この点につきましても現在、津和野町の場合、幸か不幸かという話にもなるわけではありますが、国のほう、厚生労働省のほうから、高医療費市町村の指定を平成21年度から

受けております。これは前々年度の会計の実績により算定をされまして、それに指定をされるわけでありますが、津和野町の場合は平成20年度からその指定になつとるということで、19年の特別会計の年度、それから平成20年度の特別会計、この実績に基づいて平成21年度から2年連続、この高医療費市町村の指定を受けております。全国では97市町村該当になっておりまして、島根県内では2町村が該当になっているような状況であります。

この指定を受けたことによりまして、この国保会計の適正化計画というものを提出を求められておるところでございます、その適正化計画に基づいて、この医療費の削減というものも、今、計画に沿って進めようとしているというような状況でございます。そうしたような状況も背景とした中で、繰り返しになりますが、まずはそうした保険税の水準というものも県平均に合わせていくところからスタートさせていただきたい。そういう思いも検討の中で込められているということで御理解をいただけないだろうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私の質問にお答えになられたのかどうか分かりませんが、私は合併特例債をとりあえず基金に組み入れて、

そうして一時しのぎをしながら、住民の理解を得られるという判断はなかったかということを確認をしたつもりです。その点についてお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 合併特例債についてはハード部分でないと、これが難しいというふうに見てる次第であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 一つは質問、一つは苦言であります。今回のこの改正によって、総額が要するに保険税増が幾らになるのかというのが知りたい。そして、22年度会計で、この会計をやると少しは基金造成になるのかと、こういうことも知りたい。私は今回の改定はやむを得ないなという判断はしております。が、まことに私は職務怠慢というか、本来この改定をするのは前年度の21年度のこの6月議会に提案がなされなくてはならない。既に21年度の基金繰り越しが9,300万しかないというのが現状でわかった時点で、22年度の保険税改定が幾らになるかというようなのは予測が十分できる。そういうような段階で、今6月定例会にこの改正案を出すというのは、私は残念ながら担当課には過酷ではあります。が、職務怠慢と言わざるを得ない

い、そういうふうに思っております。これは苦言であります。今後もあることあります。先ほど課長は、本当はもう1年、2年前から予測をしながら、あるいは県下の状況も見ながら、そういう体制を整えておく必要があるという答弁があったわけですから、それはそれなりに尊重しますが、まことに何遍も申し上げて恐縮ではあります。担当がこんな予測がつかないようなことを、あるいはよう提案をしないようなことを、本当こういう形で今議会に出すから、我々議会も困るし、住民もいきなりぼんと上がるという、こういう事態を避けるという、これも行政の手法として私は決していい方法ではないということは、これは苦言であります。前段をちょっと質問をしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今回値上げをしまして、結果どうなるかと、総額はどうかという話であります。所得割、均等割を上げましても、所得の2億円落ちとるというようなこと、それから被保険者の人数の変動からして、総額では832万5,000円の減となります。総額では、1人当たりには、1.41%の値上げになるわけですが、総額にすると減ることになります。その分ほど人数が減れば、医療費のほうも影響がありますので、結果的に、最終的に

どうなるかというのはその関係になりますので、何とかこれで今年度はしのぎたいと、乗り切りたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 私もこの改正案には仕方がないなという思いがあるわけですが、やはり先ほど来課長の答弁において、2年前ぐらいから大変なことになるというのは想定されておったというような御答弁もあったわけですが、それならもっと早くこういうことをしなくては国保はパンクしますよというのを全員協議会等で諮っていただいて、説明していただき、履行は平成22年4月1日からやりたいというなら、その前の前座の中での報告等、協議事項として全協でもいいからやっていただきたかったというような思いがしとるわけでございます。そうして先ほど同僚議員の質問の中において、23年度以降も大変厳しい状況が続くというようなことでございます。ましてやこのように農業所得等が低迷し、加入者の津和野町における商店の方もいろんな商売で大変難しい。シャッターを閉めなくてはならないというような状態の中、ましてや今まで厚生年金等の退職者もどんどんふえてくという中において、所得割では幾らパーセントを上げてても所得自体が比例しておる中ので、到底追いつかないんじゃないかと思ひ

ます。均等割の分に対して県平均に持っていくのは仕方ないにしても、あと所得の向上がない限り、いつまでたってもこれは改善できないんじゃないかということがございます。そうした中において、基本的には町長の答弁でありましたように、負担していただいて保険を守るのが基本だと言いますけども、どうしてもこういう中山間地域におりますと、所得のない人がほとんど国民健康保険に入るとるという状態の中において、所得割の計上ちゅうのはほとんど望めないんじゃないかと。下に下がる一方だというように思います。そうしますと、どうしても県平均までは仕方ないにしても、もうそれ以上は一般会計から繰り出さざるを得んと、医療を守るためには、そのように思うんですけども。

そうしますと、もう来年度、基本的には受益者がその負担、保険のかかった人が医療費を払うというのは基本ではありますけど、そうしますと毎年、毎年、その中でやろうとすると上げざるを得ん状態が来ると。いってもそう簡単に町民がいつまでも、いいですよ、どうぞやってください、我々の医療を守るために仕方ないですねってっていう方もいらっしゃいますけども、自分の生活ができない状態になってまで保険を払わないけんかという、そういったらやはりそれなら所得全然なしにしてから生活補助もろうて医療費ただにするほうがよっぽどい

いじゃないかというようなことにもなりますので。やはりこれはある程度の線を置いて、最終的には一般財源からでも補てんをしなくてはいけないんだというような感覚でいらっしゃるのか。あくまでも保険税の中でこれをやっていくのか。その点ちょっと、23年、24年、先のことを、その点ちょっとどういようにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 平成23年度以降の考え方でございますけれども、今年度、この平成22年度の値上げをお願いをしておる、その御説明を聞かれた中でも大体おわかりになるかと思いますが、今回の値上げだけではなかなか会計維持という面においては、追いついていないというのが実情のような状況でございます。今後、この平成23年、24年というところをどう乗り切っていくかということになるわけでございますけれども。

一般財源の繰り出しのあり方については、先ほども私が述べさせていただいたように、基本的には利用者負担の原則があるというふうには考えているわけでございます。ただ、一方で今、議員御指摘のように、現実町民の生活、暮らしというのが大変なことになってると、そのバ

ランス感覚を考えていく中で、将来的にはこの一般財源からの繰り出しということも十分念頭に置いて検討していかなきゃならんだろうというふうに考えているところでございます。ただ、繰り返しになります。が、今年度についてはそうした意味の中で、それを念頭に置くためにも本年度、ある程度県平均の水準に合わせていくことをまず最初にやらしていただけないだろうかという思いに至っているということであり。ます。

ついでに申し上げるならば、津和野町の場合、保険税が今年度は今年度といいですか、保険税の額が1人当たりの保険税額が県下で低いほうから4番目というふうにお話ししておりますが、これ確定ではありませんが、今私どもが調べてるところであります。津和野町よりまだ低い3つの町がありますけれども、飯南町、美郷町、邑南町、これらはすべて値上げを予定をしておるわけであり。ます。そうすると、津和野町がもしここで値上げをしなかったら県下で一番安い保険税の、それは可能性の話であります。なるというような状況であります。

邑南町は、この2年度で約70%上げるという計画にしておる状態であり。ます。そうした中でありますので、まず津和野町として利用者負担の原則をまず1回やって、そしてある程度の平均値に近い数字に持

っていった上で、またその上で、今度来年度以降については一般財源の繰り出し等は念頭に置きながら検討していきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 町長がいろいろ言われましたけども、それがわからないわけではありませんけども、余りにも唐突な値上げになるということで、本当に同僚議員も言われましたけども、計画的にやっている家庭に随分大きな打撃になると思います。そして、このことが保険税の滞納にもなると思います。もっと計画的に引き上げを提案して、町民に理解を得るということと、それからやはり医療費をいかにして削減していくか、そこの辺もきちっと計画を立てながら、町民にも協力を得てもらって、それで医療費を下げ、保険税が何とかやっていけるような状況に持っていくというような、そういう努力を今までなされなかったということが一番大きな原因だと思いますが。今、ここで急

激に値上げするというのは私は反対です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） このたびの保険税の改正であります。保険制度の相互扶助の原則、そして利用者負担の原則からして、この基金残、そしてまた所得の急激な落ち込み等により、国保会計の状況から今回の値上げについては、私どもも断腸の思いでありますけれども、いたし方がないと思います。医療費の抑制や、また保険税の未収について執行部に最大の努力をしていただきながら、国保会計を守っていただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 原案に反対者の発言を許します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） この国保健康保険一部条例につきまして、反対の立場で発言させていただきますが、先ほどの説明の中で所得税が2億円減になったことが大きな要因だというような話を聞いた中で、やはり国民健康保険に加入されてる町民は、もちろん所得が少なくなってるということをあらわしてると思います。そういった中で、いきなり値上げするというのはいかがなものか。やはり私は段階的に値上

げしていく必要があるのではないかという思いで反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第79号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第80号

○議長（滝元 三郎君） 日程第7、議案第80号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質

疑はありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 12番。16ページ、総務費、総務管理費の行財政改革推進費、これの旅費170万1,000円ですけども、当初では推進費の旅費が4万円となっておりますが、ここで170万1,000円の増というのが、だれが何のために、どのように使われるのか、お願いいたします。

それから、17ページ、定住対策費の19番、負担金補助及び交付金の中で若者定住促進対策奨励金300万、これは諸費のほうから振り替えられたと思いますが、諸費では160万ということでございます。そこで、140万の増となっております。新たな奨励金を創設されたのか、それとも当初どおりのものに件数をふやしたのか、お願いいたします。

それから、その下の定住支援対策強化補助金、これは多分新たに予算化されたと思いますが、補助金の使途の具体的な説明をお願いします。

それから、21ページ、民生費児童福祉費、2の児童措置費、扶助費でございますが、頭の被用者児童手当から非被用者小学特例給付費、これまで総額で3,448万が減となっております。これは子ども手当のほうへそのまま振り替えられたのか。それともそれは関係なく、これら

のが3,400万のものが減になったのかということ。

それから、子ども手当につきましては、町内に在住されている外国人の方からの申請が現在まで行われておるかどうか、お願いいたします。

続いて、24ページ、農林水産業費、農業費、3の農業振興費用、19負担金補助及び交付金の中ですが、島根の元気な里づくり事業補助金として118万1,000円が上がっております。この事業につきましては、今年度分全部であるのか、あるいはまだ追加が出てくるのか。そして、どれだけの集落にわたって何件ぐらいの事業が行われるのか、お願いします。

続いて、27ページ、消防費、消防費の非常備消防ですか、663万5,000円、これ小型動力消防ポンプということでございますが、何台分で、どこの分団に配付されるのか、お願いします。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 16ページの行財政改革推進費のうちの旅費170万1,000円についてでございますが、人材育成にかかわるものとして、105万9,000円を計上させていただいております。これは特別職を含め、職員の専門研修、また先進地視察研

修として計上をし、お願いをしてるものでございます。これにつきましては、町村会なり市町村振興協会なりの補助金が、このたび助成の見込みが立ったために補正をお願いするものであります。

残りの19万2,000円につきましては、今年度住民協働プロジェクト推進会議を立ち上げまして、住民自治基本条例の素案づくりを行うことにしております、その委員さんの先進地の視察、研修の旅費として19万2,000円を今回補正をお願いするものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 定住対策費でございますが、まず若者定住奨励金140万円の増ということになっています。これは当初、予算を議決いただきましたけれども、あわせまして4月以降よりこの奨励金については廃止の条例を提案をしておりました。そういった関係で、この奨励金につきましては暦年で交付しておりますので、160万円当初予算措置がしてあるのは、ことしの1月から3月分ということでございます。4月以降の廃止の条例はお認めいただけませんでしたから、1年分の奨励金に今回増額をしたということでございます。

それから、負担金補助の定住支援対策強化補助金でございますが、こ

これにつきましてはまだ詳細には要項等設定しておりませんが、今のところ基本的に考えておりますのは、町内の民間あるいは集落地域の交流団体の皆さんが、主に交流事業あるいはU・Iターン対策等独自に行っていると思いますが、そういったような団体への一部の助成あるいは結婚対策、そういったような一部のイベント、それから主にIターン者の皆さんのネットワーク間もきちんと図って、そういった意味での交流もしていただきたいなと思っておりますので、そういうふうな事業に約100万円を充てたいと思います。

それから、残りの28万5,000円につきましては、これは主にU・Iターン向けの住宅を提供していただく町民の皆さんがCATVに入っていない場合は、加入分担金あるいは宅内配線工事等受益者負担部分について助成をしたらというふうな形で考えておるところであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 21ページの児童措置費の扶助費でございますが、被用者児童手当、それから非被用者小学特例給付費につきましては、従来の児童手当の支給分を充ててたわけでございますが、4月以降については子ども手当のほうへ移行されたということで。ただ、6月支

給分の中で、平成21年度の児童手当の中の2月分と3月分については、今までの児童手当の中へ支給をされるという形になりましたので、今回組み替えをさしていただいたところでございます。

それと、もう一つ、外国人からの申請があったかどうかということでございますが、今の資料を取り寄せておりませんで、持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせをいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、24ページ、農業振興費、負担金補助及び交付金のところの島根元気な里づくり事業補助金について、御説明をいたします。

この事業については今年度から島根県が実施するものでございまして、経営の多角化、地域づくりなどの戦略的な取り組みなどの新たなビジネスモデルを育成・支援するというものでございます。

この事業は、事業の採択が今年度と来年度、2カ年ということで、事業期間がその年度を含めて2カ年というふうなことになっております。補助率がソフト事業が2分の1、ハード事業が3分の1というふうなことでございます。それで、118万1,000円の補助金すべて県費

でございます。

その内訳でございますが、1 法人が地域食材の新たな開発というふうなことで希望されております。それが事業費50万のうちの2分の1、ソフト事業で25万円、それとハード事業の関係で台車ほか厨房機器等でございますが、212万円の3分の1を一つは計上しております。

もう一つは、農業者グループの関係でございます。6次産業化によるレストラン経営というふうなことで今計画をされておりました。調査の活動等について本年度ソフト事業で45万を計上されておられまして、県の補助金はその半額の22万5,000円ということでございます。この農業グループについては次年度、また今度ハードを実施したいというふうなことで今計画を出されておられまして、また来年度金額を精査して、予算的に計上させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 27ページの非常備消防費の備品購入費についてでございますが、663万5,000円の内訳としましては、

小型動力ポンプを日原の3分団から7分団へ配付するものであります。耐用年数が15年としてありますが、今のところ17年から22年経過したもので、老朽化によるもので、今回購入させていただくものです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 17ページ、17ページの木質ボイラーの工事請負費1,200万でございますが、これは当初から、いわゆるチップによるようなことで設計をされているというぐあいに思っておるわけでございますけども、いわゆる原材料の調達先だとか、あるいは調達する単価それぞれ決めての設計になろうかというぐあいに思いますが、その辺の内容についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 今回の補正でお願いをいたします金額で、ほぼ設計額に近いものになろうかと思っております。御質問でございますが、まず原材料につきましては、この機械が想定をしておりますのは33%ウエット、乾いたチップを燃やすという設計の前提にいたしております。

それで、現在の調達でございますけども、これにつきましては基本設計の段階で町内の業者さんから、ストックあるいは年間の素材生産等

の量を調査をいたしまして、町内の業者さんからの納入で、年間を通して供給は十分可能だというふうに設計上、位置づけをいたしました。ちなみに、これ想定がいろいろしてありますけれども、まず絶乾状態、すべて乾いたチップが入ってくるとすれば、1年間で340トンあれば足りると。ただし、単価はトン当たり1万6,000円になると。それから、50%相当では約700トンぐらいだと思うんですが、そういったような形でそれぞれ単価を設定しながら、町内での100%の原材料供給を見込んで設計をいたしました。

○議長（滝元 三郎君） 1番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の基本設計の段階で、そういうような設計のもとでやったということでございますが、多分詳細設計に入るといふぐあいに思いますが、その後、いわゆるこのチップを使つてのボイラーそのもののいわゆる使用量、使用と申しますか、そういったものについて効率だとか、あるいは燃料、原料そのもののチップ以外で対応できる原材料というのが多分考えられるだろうといふぐあいに思いますが、その辺の検討はされているのかどうなのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 今回はこのような木質チップということで位置づけをしておりますが、基本設計の段階では、この木質それから炭、それから通常のその他のバイオマスといったようなところで、それぞれの施設に必要とされる燃料、あるいはそのエネルギーを発生させるための必要量、そういったようなものを基本設計の段階でそれぞれ詳細に検討をいたしました。現状、ここにつきましてはそういうふうな形で今回の津和野温泉につきましては、この我々が設定をいたしました一番効率的な熱量、それから稼働時間等々、最終的に詳細設計の段階で検討を加えた結果、今回についてはこの木質チップということで、ここは位置づけをいたしました。御指摘のように、いろんな新しく技術開発がされておりました、そういったようなものも我々も伺っております。今後の公共施設等の新エネルギーへの転換につきましては、当然そういったような新技術、コストダウン等出てくると思います。そういったような意味で、実施に当たりましては最新版のそういうふうな状況を把握してまいりたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） もう一つお伺いをいたします。

木質いわゆるチップ33%含水量で計算されたということでござい

ますが、50%あったのが当然その分だけ効率が落ち、高くなって経費がかかるわけでございますけども、今、詳細設計の段階でいわゆる現行のいわゆるコストと設計された上でのマイナスコスト分、どのくらいを見込まれておるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 現在、なごみの里では温泉に対しまして、灯油ボイラーでお湯を沸かします。これが約20万キロリッター、年間使用いたします。まずこれが現状の灯油代ということで、かなりダウンはいたしましたけれども、本詳細設計では灯油は1リッター当たり70円換算をいたしました。70円コストで年間約1,200数十万という数字が出ます。それから、さらに必要な電気代、それも全然かからないわけじゃございませんので、そういったのも含めて、そこからこの木質につきましては、80%以上代替をしていくという想定をいたしました。これにつきましては、環境省の補助金を現在申請をしておりますが、これにつきましては80%以上のエネルギー代替をすることが補助金交付の前提でございますので、そういうふうな設定をいたしました。

前置きが長くなりましたが、そういったような形で年間のランニン

グコスト等計算をいたしまして、最終的には灯油が70円、それから、この33%の乾燥のチップの場合ですと、トン当たり1万6,000円、50%ウエットですと、トン当たり8,000円ですが、そういった想定をいたしまして、そのもろもろの条件でいきますと、現状より年間約530万円ばかりのランニングコストの節減になるということでございますので、灯油が上がれば上がるほど、この節減効果というものが上がってくるというふうな詳細設計の段階での試算をいたしました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 16ページの行財政改革推進費の中で、13番の委託料、町民意識調査委託料280数万円が計上されてるわけですけども、どういう目的でどのような調査をされるのか。また、その委託先はどこにされるのか。また、原資はどこにあるのか、補助金なのか、一般会計からの持ち出しなのか。その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 16ページの行財政改革推進費のうちの委託料の町民意識調査委託料280万7,200円ですが、これにつきましては今年度、住民協働のまちづくりの推進のため、また

行財政改革の推進のため、町民の意識調査をさせていただくものでございます。

内容につきましては、町が行っております主要な行政施策の重要度や満足度と（発言する者あり）主要な調査項目といたしましては、町が行っております主要な行政施策の重要度や満足度を把握するとともに、それぞれの行っております事務事業について、町民の御意見を伺いたいというものでございます。

調査方法といたしましては、町民の中から抽出でアンケート調査をお願いするものでございます。調査につきましては、調査項目に関しまして調査表の作成や、出てきました調査表についてのデータ集計、データ解析についてはコンサルタントへ業者委託をさせていただきたいというものでございます。これにつきましては、全国でこれまでも実績がある業者へ委託をしたいというふうに考えております。出ましたサイセキ結果等結果につきましては、これから設置します住民と協働のまちづくり推進プロジェクト会議のほうへ討議資料として出していきたいというふうに思いますし、町民の皆さんにも概要報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

財源につきましては、このたび県単の中山間活性化重点施策推進費

が受けられる見込みがつかしました。10ページの総務費の県補助金でございですが、中山間活性化重点施策推進費250万が受けられる見込みがつかしました。この補助につきましては2分の1の補助となっております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） どういう目的で行財政のためにというのを若干述べたんですけども、もう1回こういう津和野町の発展のために、こういう資料が必要なんだという目的をもうちょっとわかりやすく教えてください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 今回行います町民意識調査の目的でございますが、先ほども申しましたように、住民の協働まちづくりの推進という大きなテーマがございます。その中で今後協働プロジェクト推進会議を立ち上げることにしております、その基礎資料、いろいろ検討していただきます基礎資料となるようなデータを集積をしたいという部分と、町民の皆さんが今行ってる町政に対していろんな主要項目があろうと思いますが、その満足度なり重要度なりを把握

させていただき、行財政改革の推進に努めさせていただきたいというものでございます。まだ調査のアンケート内容については細かい部分をこれからということですが、町民のニーズと申しますか、意見や要望、関心や意識を的確に調査をして、その集計結果をこれからの行財政改革の推進に持っていきたいというものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 17ページ、19の新エネルギービジョン作成事業費の一番下にあります委託料、調査委託料というのがありますけども、どこへどのような調査を委託するのかということ。

それから28ページ、教育費の教育諸費の28ページの13委託料、設計監理委託料、これは小中屋体の耐震関連というふうに言われましたけど、もう少し詳しく、どこの体育館がどういうふうになっとなって、どういう設計監理なのかという、具体的なことをお示してください。

それから、歳入で12ページ、町債のところですが、総務費の新エネルギー導入促進事業、これがマイナス2,740万円で、それから今の一般単独債、それから30番の過疎対策債で4,260万とあるんですけども、これ2つが関連するのか。それで生活環境施設等施設整備事業というふうになって、これがどこの施設に幾らかけられるのか、それを

お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 新エネルギービジョンの調査設計の件でございますが、これにつきましては先ほどの木質バイオマスボイラーと連動するわけでありましたが、こうしてこれから新エネルギーへの転換ということで、大きなものにつきましては公共施設を中心として新たなエネルギー転換を図っていくということがございます。先ほど申しあげましたように、こういったようなことをするとすれば、地域内にどれだけ対応資源があるか、あるいは事業化に持っていけるのかといったようなものを詳しく調査をするということでございます。先ほどの1施設につきましては、町内の現状の業者さんの生産量で足りるということではあります。町総体としてそういうふうな転換をしていくとすれば、事業化の可能性はどこまであるのかといったこととなりますので、主には森林資源がどれぐらい蓄積があって、さらにその利用可能量がどれぐらいあって、それに伴って事業化することによって雇用がどれぐらい生まれる、そういったようなところを主に調査をするものでございます。そういうことでございますので、これも当然そのエネルギー関連の業務となりますので、従来そういったような精通し

たコンサルタントへ指名競争入札によりお願いをするということになろうかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 続きまして、28ページの委託料の内訳でありますけれども、これは昨年度この委託発注をしております耐震診断の結果に基づきまして、津和野中学校の体育館、それと津和野小学校の体育館、これがいずれもI s値0.3を下回るという結果が出ました。

今、国のほうで耐震化について本年度補助の上乗せの最後の年になりますので、今現在想定をしておりましてのが、これが0.3を下回らないと当初は思っておりましたが、結果的に下回るということになりましたので、急遽追加の耐震、いわゆる設計のほうの耐震設計のほうの追加委託をしたいということで2カ所について上げさせていただいております。ただ、国の補正予算がまだ確定をしておりませんで、通年ですと途中で国の補正予算で追加工事という希望が出るんですけども、現在のところ、参議院選の影響もあるんかと思いますが、追加の工事が募集がありません。ただ、いつあっても手が挙げられるようにということで、事前にその準備をしたいということで、6月補正に出ささしてい

ただいたということであります。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 12ページの総務債についてですが、一般単独事業債の△2,740万、過疎対策事業の4,260万についてですが、これは17ページの木質ボイラー施設整備費にかかわるものです。当初の段階では、過疎法が制定される前でしたので、これまでの過疎法では木質ボイラーは過疎法の適合になってませんでした。ですから、一般単独事業債でとりあえず充当させていただいたもので、今回の新過疎法によってエネルギー（ ）が、生活環境施設等整備事業費の中に組み込まれてますので、過疎債へ振り替えさせていただいたものです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 生活環境施設、あっ済みません、今の12ページの総務債の過疎債の件ですけども、生活環境施設等整備事業でこれ4,260万、全部木質関係ではないんでしょう……。済みません。過疎債の生活環境施設等施設整備事業、この内訳はどうなんでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 内訳は全部木質ボイラー施設関係です。差額の1,520万は2,740万当初ついてますので、その差額でつけて4,260万になります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 15番。先ほど17ページの青木議員の質問に関連をしとるんですが、要するになごみの里温泉施設に当初予算で6,800万でしたか、この工事請負費等々が予算計上されて、そして先ほど1,200万がさらに補正をかけられて、そのことはいいですよ。灯油ボイラーから木質ボイラーにかえる、そのことのCO2を初めとする環境にいいというような視点やらもろもろが入っておるのが、考え方としては非常にいいと思うんですが。さらにランニングコストが先ほどの説明では相当大幅に下がるという説明ですから、これもいいと思う。ですが、なごみの里の現在の温泉を沸かす灯油ボイラー設置は、これは自前持ちのボイラーなのか、あるいは今灯油を納入する業者持ちなのか。多分あれは直営というか、町のものであろうとは思いますが。そこに木質ボイラーの転換ということになると、いささか異議の申し立てはなかったのか。私はどこの業者が納入されとるか存じませんが、相当年間大きな使用料というものを払っておる、使っておると、

こういうことですから、かなり経営に打撃を与えるのではないかという心配を実はしておるんです。そういうところは十分コンセンサスが得られてこういう事業を始められたのかと、これが非常に一つ気にかかると。それを一つは伺いたい。

それから、これは町長の施政方針というか、政治姿勢、そういう方針に基づいて各担当課長はそれぞれの仕事をするわけだから、いろんな調査がまた入る。きのうも一般質問で町長からいろいろ話は聞いた。しかし、急いでおいでになるという割には急いでおいでにならないというような気が私はして、いろいろ聞いたんですが、十分よう聞きませんでしたので、改めてこの予算を調査費に関連して聞きたいのは、いろんな調査をかけられる。いろんな調査結果というのは報告、議会にも出される。しかし、調査結果が調査結果でほとんど終わっとるとというのが今日までの我々の認識です。本当に調査結果に基づいてそれを確実にスムーズにスピードあるようにやらないと、国や県の補助事業を取り入れておやりになるのが大半ですから、一般財源ではないんだからというようなことではありますが、非常に効果としては私は薄いと思う。調査はもう既に、調査はせんでもわかるということと語弊がありますが、そういうような状況に今日なってる。ならば1日も早く施策で実行しないと、

予算で実行しないと、私はだめだというふうに思うんですが、これは町長さんに、きのうの続きになっちゃいけません、調査費287万2,000円というまちづくり推進課長の思いを先ほど説明を受けましたが、町長の思いをもう一遍ここで聞いておかないと、何となく調査で終わるような気がしてなりませんので、再度一般質問をいたします。済みません、どうぞ。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 前半の御質問でございますが、灯油ボイラーにつきましては自前設備でございます。関連する業者さんのほうへの影響調査ということでございますが、これにつきましては町長から、かなりな影響を与えるような部分でもあるので、よくよくというふうな指示もいただいております。今のところそういったようなお話は何っておりませんけれども、こうして1,300万の実際は今までかかっていた灯油料というのは、ほぼ95%相当要らなくなるというような試算をしておるわけでありまして。

現在、なごみの里につきましても、すべての管理費用について節減をするということで、入札によりまして安い業者さんから納入をしてもらうように、しかも1年を2回に分けて競争入札をして、そういっ

たような努力もしておるところでありまして、両方の意味合いからバッティングが出てくるところではありますが、そういうふうな全体的なおっしゃいますような影響も含めて、すべてなごみの里から石油燃料が消えるというわけではございませんので、そういった意味での影響があるとすれば、さらに詳細に関係協会の皆様方とのお話もしなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変焦って頑張っておるようで、なかなか歩みも遅いようだと、そういう御質問のほうもいただいた、御意見等もいただいたわけでございますけれども、実際本当そうであろうというふうに思っております。

私自身も、住民参画と官民協働というのは言葉で言うのは大変簡単でございますけれども、やはり町民意識を高め、そして行政と住民とが相互理解のもとで、本当に明確な機能分担でどの部分を役割を持ってやっていくのかと、そういうことを実際に実践をしていく、それを本当に完成させていくのは相当に時間がかかっていくという問題だろうと思っております。

しかし、私はこれからの地方分権時代の中で、方法論として構築をし

ていかないとこれからのまちづくりはあり得ないという観点から、時間はかかってもまず一步を踏み出していけないといけない。そういう意味で今一步焦って踏み出そうとしているという、そういう段階であるということでもあります。そうした中、この調査についてもその一步を踏み出す上での非常に重要なステップであるというふうに思っております。これまでのものが調査が調査で終わっておったという御意見もいただいておりますが、私自身もそう終わらせないために、今この調査というものを非常に重要視をして、もう一度今根本のところから調査活動を始めていかないかん。そういう中で今回の予算立てもさせていただいているということでもあります。

具体的には、いろいろとこれまでも私自身も久留米市、あるいは宗像市、そうした官民協働まちづくりを非常に先進的にやっておるところも視察に行ってきました。そして、その調査というものをどういう効率的な手法で、また結果に生かせる調査結果をまた新たな計画づくりに生かせる、そういうふうな形での調査をどういうふうに行ってきたのかということをお勉強してまいりましたし、私だけではなくて、まちづくり政策課、担当課のほうでもそうした視察も含め、あるいは担当課の職員が——ちょっと正式名称は今準備しておりませんので覚えておりま

せんが、そうした国の外郭団体等の研修へ行って、そしてスキルアップをした上でこの調査に携わっていかうというような形でございまして、その意味で、役割分担の中である程度のところは業者に委託をしてお任せをせないかん、そういうところからこうした予算立てにもつながっているというような状況でございまして。この調査についても必ずそのいい施策のほうへ反映できる、そういうものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 1点ほどお伺いをいたします。25ページの観光費、御説明ですと津和野庁舎駐車場トイレ改修工事とありますけども、今庁舎内のそのトイレというのは、私たちが見てもかなり古い、昔のトイレであります。今のある場所を想定して改修するのか。それとも場所を移動してするのか。土日におきましては、あそこの駐車場は観光客が利用するということでもありますので、その方々が使用する利用度が高いと思いますが、もう少し詳しく場所、改修内容等説明をしていただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、御説明いたします。

御指摘のように、津和野庁舎の駐車場のすぐ脇にあります駐車場を御利用する方、または観光客の方が主に御利用になるトイレが大変古くて構造もふさわしくありません。あることがかえってイメージダウンになると判断しましたので改修をするものですが。

やり方は屋根、それから骨組みの主体構造部分は全く触らずに、壁とかそういうものは全部どきまして、あとそういう間取りも少し変えて、電気等は取りかえていくと。ですから、間取りも少し変わりますし、電気の数もちょうと今覚えておりませんが、変わると思います。そういうふうないわゆる大改修、ですからしたがって同じ場所。場所が動くことはありません。そういうことによってイメージアップを図りたいというものであります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田君。

○議員（10番 河田 隆資君） そうすると外観だけはそのまま残しながらと言われますと、今はくみ取り式、くみ取り式じゃないですか（「水洗」と呼ぶ者あり）わかりました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第80号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で10時55分まで休憩いたします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8 . 議案第 8 1 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 8、議案第 8 1 号平成 2 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 1 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第 8

1号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第82号

○議長(滝元 三郎君) 日程第9、議案第82号平成22年度津和野町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第82号平成22年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第83号

○議長（滝元 三郎君） 日程第10、議案第83号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） この会計も前段の国保会計と同じようなことではありますが、基金残高も介護保険極めて先の見通しが厳し

い状況にあると思います。したがって、国保のような、あのような提案にならないように、できるだけ事前に世の中の習性でありますから、上げざるときにはやむを得ないという、こういうことではありますが、そこら辺を十分留意をしていただいて、この補正には全く異存がありませんので賛成をいたしますが、十分注意をしていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第83号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 1. 議案第 8 4 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1 1、議案第 8 4 号平成 2 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 4 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、議案第84号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第85号

○議長（滝元 三郎君） 日程第12、議案第85号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 10ページの工事請負費の発生理由については、国道9号線の路肩工事で移設分が発生したという御説明でしたけども、本来ですと工事によって発生したもんですから国が見るべきだと単純には思いますけども、どういった理由でもって移設を余儀なくされているのか、少し納得いきませんけども、もう少し御説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） この工事に関するところにつきましては、町の管理します水道管が国交省の用地内を占用して、お借りして入れさせていただきます。その占用の要件の中には、支障となる場合に

は占有者が移転しなさいという、これは県道の中に入れておっても同じではありますが、そういう条件つきで占有をさせていただくということになっておりまして、国交省がその工事によって支障が発生した場合には、その占有をしております町の水道管理者のほうに移転をするということになっております。そういうことによりまして、町がその移転をするということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 9号線より前に水道のほうができると思っておりますが、水道管のほうがね。9号線ができる前に、既にもう管があったと思っておりますが、9号線をつくるときに、それじゃあ町負担で管を補強したような経緯があるのかどうかわかりませんが、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） その当時のことは私も存じ上げませんが、通常、占有ということについては先ほど御説明したとおり、国交省の場合には国交省、県道の場合は県と、町道の場合は町道管理者というふうな占有協議をした上で、そこに埋設をさせていただくということになっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第85号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第86号

○議長（滝元 三郎君） 日程第13、議案第86号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第86号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第87号

○議長（滝元 三郎君） 日程第14、議案第87号平成22年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案

第 8 7 号平成 2 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 . 議案第 8 8 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1 5、議案第 8 8 号平成 2 2 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。9 番、斎藤君。

○議員（9 番 斎藤 和巳君） 歳出のほうで工事請負費 6 2 0 万計上されて、デジアナで 4 2 0 万と言ってまして、あとの分を説明を聞いたんですけども、ちょっと再度もう 1 回 6 2 0 万の内容をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 6 2 0 万円でございますが、おっしゃいますように、4 2 0 万円がデジアナ変換のための機器を設置することでございます。残り 2 0 0 万円につきましては伝送路にアンプというものがついておりますが、ステータス更新ということで、早い話が状態を確認をするシステムを構築することでございます。これは今もこのアンプのステータスという機器はついてはいますけれど

も、代替更新時期に差しかかってまいりました。

この春の落雷によりまして、実は20時間ぐらい最大では仮復旧まで要しまして、いわゆるその停波、放送電波が流れない、流せない状況を停波と言いますが、そういうふうな事態が起こった場合は、国、それからそれぞれ再送信同意をもらっております放送局へ早急に知らせなければいけないと。今停波しましたということがございまして、実はこの落雷につきましては深夜でありましたために、それぞれの関係機関へ通知をするのがおくれまして、大変なおしかりを受けたということと、それから制度上、これはもう直ちに1時間ぐらいというふうに理解をしておるんですが、最低でもそれぐらいでもう報告をしなければいけないということでありまして、そうすると今のような深夜、あるいは何らかの事態でセンターに人がいない状態のときには、こういうふうな停波、あるいはアンプがダウンをしたということがあれば、職員の携帯電話のほうにメールでそういった状況が直ちに配信をされるというふうにして先ほどのようなことがないように対応したいということで、この設置費用につきまして約200万円程度を見込んでおるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 同じく今工事請負費の中の420万部分でございますが、これについては昨日私の一般質問で確認したとおりで、先ほど御説明あったとおり、デジアナの変換のための工事費ということでございますが、私がきのう2回目の再質問で聞いたときに、BSについてはセットトップボックスを使えば使用できるよと、これは期限の2015年4月からもそうだよとお答えがあったんですが、私の記憶する限りはセットトップボックスはアナログしか流れないと思っておりますけども、そうするとこの工事で設置することについては4月以降も動くというふうなことでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 議員さんおっしゃいますとおり、私きのうの再質問のときちょっと答弁が足らぬ部分がございます、おっしゃるとおりデジタルBS・CSのデジタルに対応した視聴を行うためには、おっしゃいますようにデジタル用のセットトップボックスが必要となってまいります。

したがって、おっしゃいますように、今の機器ではデジタル化をしたときには見られないということでございますので、これにつきましては現在整備のための予算は計上しておりませんが、今のように来

年の完全デジタル化、B S・C Sのデジタル化に対応しましてはそれまでに準備をして、御希望の町民の皆さんにお貸しするということがございますので、改めて説明させていただきました。

それから、デジタルアナログ変換でございますが、これにつきましてはあくまでもセンター機器の装置をこれで更新をするということでございますので、各御家庭あるいは伝送路等に影響を及ぼす部分ではございません。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 15番。きのうの一般質問で小松議員の質問に答えられておりますから、おおむね今回の日原地区の端末機の交換等については十分理解ができたんでありますが、これは課長、端末機交換の原因はメーカーにあると、こういうことで今後補正にもその取り付け、再取り付けの費用等は計上されておりませんが、何店かの業者に取り付けを依頼をされたわけ。そして、その業者がそれぞれ受け持ってこの端末機を交換した。苦情が相当入っておるんじゃないかと予測をしますが、端末機を取りつけただけで、その後ろの配線の整備というか、そういうものが全くできてない。大変な苦情を私も受けました。こういう事実があるわけでありましたが、何店か各業者ともに仕上げ

たときの仕上げの検査ぐらいはやらないと。やりっぱなしにさしてしまつと、そりゃ端末機の後ろのほう、どこの家庭も一緒と思いますがね、町長のところも一緒だと思いますよ。始末がつかんほど線がどうしようもないという状況が発生しております。この苦情を受けたのか、あるいはそれには適切な対応をしたのか。本来、工事完成をしたら何の事業でも出来高検査というか、それをするべきであるんですが、そんなことを多分やってないと思う。そこら辺をよく気をつけないと、今後もあることです。これも苦言を呈して私の質問に答えてもらいたいと思います。予算そのものに影響する質問ではございませんが、お願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 大変御迷惑をおかけいたしました。まず、これがなぜわかったかということでございますが、いわゆる簡単に言うとヒューズの部分になるんですが、雷に強い機器の更新ということで、ある程度の目玉だったわけですが、これが本町に納入する工場が別なところがありまして、本町への納入部品に限って正規の仕様でないヒューズのようなものを取りつけられていて、実は逆に弱かったということがありまして、御家庭にある方は御存じかと思いますが、全

部が全部ダウンしたわけではないんですが、途中から一部電源が落ちるのでおかしいなというようなことがありまして、調査をかけていましたら、基本的にそういう問題があるということで発覚をいたしまして、今回の交換ということになったわけでありまして、もちろんそのいろんな意味での機器の配線等、電源も含めて今回ふえているということもあるんで、そこらあたりの御不自由をおかけしておる部分については大変申しわけないなというふうに思っているんですが、いかんせんそのシステムがもうこれしかないというような部分でありますので、御不自由をかけますが、御理解いただきたいと思っております。

また、町内の業者さんに戸別の対応をしてもらっております。元請の日本電気のほうからこの町内の各電気店さんをお願いをして対応しておりますが、我々のほうももう少し指導をきちんとしなきゃいけないなというふうには思っておりますが、こちらの課のほうにも直接的にその取り付け作業についての苦情というのが入ってはおりませんが、そういったようなことをお聞きしましたので、改めてまだやって終わってない分もありますが、そういうふうな指導もしていこうと思っております。

それから、検査体制でございますが、これについては当然であります

が、竣工検査、それからこれは債務負担行為で2年間の工事になっておりますので、平成21年度分につきましては出来高検査、それから現在まだ行っておりますので、これにつきましては請負業者から完了報告が出次第、当然ですが竣工検査を行って、竣工済み書を出していくというふうな流れになります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 質問に十分答えてないのは、抜き打ちで22年度はこれからですっていうんですからそれで結構ですよ。

21年度既にこの端末を、既に終わったその作業の検査というのはどういう検査をしとるの。抜き打ちできちっとそれぞれの家庭に入って、端末がきちっと据わっとるかどうかというのを、私は言うんじゃないよ。端末を据えるだけというようなことで業者にやらしたんではいけませんよ。少なくとも相当配線があるが、配線は1つの束にしてサービスをするぐらいのことをしないと、もうどこの家でも同じと思うが、配線がそりゃ後ろのほうの何かどこかへ穴をあけてしまっただけみたいなところならいいけど、そうでない家がたくさんあるわけだ。きのうの一般質問で小松議員が棚を新たに準備せにゃならんとか、いろいろありましたが、それももちろんであります、配線の処理ぐらいは

きちんとさせないと、その苦情がありやしないかということ。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 設置についてはたしか22年分だと理解をしているんですが、抜き打ち等々の検査ですが、基本的には戸別については配線あるいは結合した時点でケーブルセンターとそこの御家庭で映像、それから通信、そういったような逐一の通信状態を全部把握をして、良好ということであれば初めて取りつけ業者さんがその中から引き上げるということで、能力的な確認は1軒、1軒その場でやっておりますし、もちろん日報等で我々もチェックを入れておりますが、おっしゃいますようなその抜き打ち、あるいはそのいわゆる配置環境といえますか、そういったようなところで御家庭にということは対応をしておりますでした。私が知る限りでは、ほかの職員のところにあつたのかもしれませんが、直接私が知る限りでは、そういうふうな、ありやあんなにぐじゃぐじゃになってやれんでというような部分は聞いてはおりませんが、そういうふうな御意見があるとすれば、やっぱりもう少し配慮してもらうように、今からでもまだ改めてそのあたりの思慮をしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第88号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第89号

○議長（滝元 三郎君） 日程第16、議案第89号平成22年度津和

野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第89号平成22年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第17. 議案第90号

○議長（滝元 三郎君） 日程第17、議案第90号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第90号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予

算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第91号

○議長（滝元 三郎君） 日程第18、議案第91号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算について、これより質疑に入ります。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私の記憶がちょっとあいまいですの
で、教えていただきたいんですが、2ページの利用料金の不納欠損処理
が発生しておりますが、この利用料金というのが考えられるとすれば、
当然、建物使用料であろうと思いますけども、水道料とかそんなんでは
ないと思いますが、どういう利用料金なのか、ちょっと御説明お願いし
ます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 2ページの利用料金の不納欠損処理
の内容について、どういうものかというお尋ねでしょうか。

これは平成20年度の決算で利用料金170万4,387円を厚生連
の破産によりまして未収金で計上しておりました。平成22年の5月
11日付で裁判所から破産手続の終結の通知がありました。それによ

りまして不納欠損処理をするものでありまして、今回過年度損益修正損として予算化して、病院事業会計に反映させるものであります。全額、全部であります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案

第91号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第4号

○議長(滝元 三郎君) 日程第19、発議第4号津和野町会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) 御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝元 三郎君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第4号津和野町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第20．発議第5号

○議長（滝元 三郎君） 日程第20、発議第5号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第5号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第 2 1. 発議第 6 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 2 1、発議第 6 号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、発議第6号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第22. 請願第2号

○議長（滝元 三郎君） 日程第22、請願第2号広域基幹林道「笹山山入線」完成に伴う国道9号線アクセス道路早期取り付けに関する請願書についてを議題といたします。

本請願につきましてはお手元に配付の請願文書表のとおりでございます。

お諮りいたします。この請願は、会議規則第92条第2項の規定により、経済常任委員会に付託して閉会中の継続審査にいたしたいと思ひ

ます。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、請願第2号は経済常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第23. 請願第3号

○議長（滝元 三郎君） 日程第23、請願第3号障害年金受給と障害者の生活向上に関する意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

本請願につきましてはお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 趣旨については一般質問の中でいろいろお話ししましたので省略いたしますが、請願の事項のところの、まず上の2点についてですが、65歳という年齢で区切ってその申請ができるかどうかということになっておりますので、今回のような場合、65歳を過ぎていても申請ができるように法が改正されれば、これまで5年間さかのぼって支給をされるという、それが65歳以前だったらできるんですけども、65歳を過ぎていたために申請すらできないというような法のもとで、今回のようなことが起こっておりますので、65歳過ぎてても申請ができるというふうに関係の法を改正していただきたいということと。

それから、障害者手帳は一度交付されましたら、そのまま続けて所持しているということで、紛失の場合は改めて交付されるんですけども。ずっと持ち続けるということのために、その所持している人が情報を全く得ることができなかったということがあります。それはその「しおり」等の配付など、そういうことが手帳の中には、関係の担当者が訪問していろいろ相談に応じますというふうには書いてあっても、実際は

それがなされてなかったということで、今回のようなことが起こっておりますので、障害者手帳の有効期限を決めて、何年かごとには更新されるというふうになり、そしてその都度新しい更新されたような制度についても説明されるというようなことに法が整備されれば、せっかくのその資格を失ってしまうというようなことはなくなるのではないかとということで、これは国のほうの法整備をお願いしたいということです。

下の2点については、町のほうで実施していただきたいということで、この前もいろいろお願いをしまして、町のほうでは善処するというような答弁もありましたので、まずこの下の1番についてはいいんですけど、2番目のケーブルテレビや告知放送端末使用料の障害者割引、特に聴覚障害の人には音が聞こえませんし、視覚の方には映像が見えないというようなこともありますので、割引をしていただきたいということです。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、請願第3号障害者年金受給と障害者の生活向上に関する意見書提出を求める請願書については採択と決定いたしました。

日程第24．請願第4号

○議長（滝元 三郎君） 日程第24、請願第4号島根県石見地方バス路線確保に関する国・県による支援を求める請願書についてを議題と

いたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 議長、大変申しわけありませんが、ちょっと生理現象が発生しましたので、若干時間をいただけないでしょうか。済みません。

○議長（滝元 三郎君） 暫時休憩といたします。

午前 11 時 45 分休憩

.....

午前 11 時 47 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

紹介議員、説明があればこれを許可します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、この請願について趣旨について説明をさせていただきます。

石見交通の突然の不採算16路線が撤退表明、生徒や高齢者などのマイカー利用できない方を中心とする地域住民の移動の機会を奪い、さらなる過疎化になるということで、下記の事項について強く求めるものであります。項目について説明させていただきますが、4項目上げておりますが、最初の4条バスと書いてありますが、この4条バスについては乗り合いバス、現在石見交通が走ってる路線のことを走ってるバスのことを示しております。

次の生活バスについてであります。これは町営バスまたは医療バス等に関してのことです。自治体単独補助の拡充のため、特別交付金ではなく一般交付金交付税としてバス交通維持確保対策予算を設けるよう、国・県に働きかけるということになります。

2番目に、既存事業者が赤字路線から脱退する場合は、沿線の関係住民、自治体等、十分に協議し合意を経て行う、積極的な対応を図ることということで上げております。

3番目であります。項目以外で若干説明しますと、事業者は赤字路線を継続するために運転資金を調達しなければならない。資金繰りがつかずれば、この段階で路線維持ではなく倒産に追い込まれるという中で、欠損補助金交付金の見込み予算化を図り、半期ごとに既存事業者へ交付することということを上げております。

4番目であります。これも若干説明させていただきますが、ちなみに西中国、広島、山口では、キロ単価の経費が352.05円、東中国ブロックの公営バスでは435.43円と格差が大きく、また石見交通の場合は約211円でありますので、そういったことをキロ当たり基準価格費用について、既存のブロックでの上限価格を適用してほしいという4項目になっておりますので、皆さんの御理解をよろしく願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） この趣旨の基本的な考え方というのは、既存の16路線を守って、いわゆる石見交通を守ってください、そのためにさまざまなこういう今項目の補助をしてあげてくださいということとと考えていいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほど説明しましたが、項目1では石見交通も関係しておりますが、町営バス、また医療バス等のことも含めております。また、津和野町でも来年度から撤退するということが決定されておりますが、2番目ではその沿線の各住民、自治体に十分に協議し合意を得るよう積極的な対応を図るということでもありますので、石見交通だけのことではなく、また町営バス等もこういった過疎地域全体の問題として、交付金等も考えていただきたいということでもありますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 要は両方を守れということだと解釈したんですけども、それで石見交通この16路線から撤退しない路線が出てくると、そこは町営バス等が走らすことができないんですけども、そういうことですね。

○議員（2番 村上 英喜君） ちょっと、その辺がちょっと、もう一度。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 今、ちょっと質問の意向がちょっとわ

かりませんが、もう一度、済みません。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 項目の1は代替バスとか町営バスとかを守れということが書いてあるんですけど、2、3、4は石見交通にもっと補助金を上げて路線を守ってくださいということに解釈できるんですけども。そうすることは石見交通の路線がそのままになったら、そこは町営バスを走らすことができないんですけども、そういう、それはそういうことですよ。それは……。意味わからんのですかね。言い方が悪いか。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） そこまでこの請願は踏み込んでないと私は理解しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど道信さんと同じことなのですが、16路線を維持してくれちゃう請願なのか、生活バスに今度新たに津和野町も生活バスというのを委託金を出して調査してから、今度出す、9月中にはある程度できるわけですけども、それに対しての補助金を出せというのか。あくまでも16路線を守れということになると、普

通のバスが運行できないわけですよ。バス路線が重なるから。そうした中で今までの交通システムにおいて、いろんな中で生活バスが大変だからというので、今の既存の石見交通バスがあるので、道路交通上、バス路線として細かい運用ができない。ですから、バス路線のないところに行って乗り継いでバスに乗るといような形のものしかできないということなので、今度石見交通が撤退するので、そういう地区のものは、きめ細かな乗り合いタクシーが多分構築されると思うんですけども。それが16路線を残せということになると非常に難しいと思うんですけど。その点、その16路線残すか残さんかの分ほどちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 私が説明を受けた中で、この16路線につきましては、この石見地域全体の問題ということでありまして、石見地域の市町村はほとんどこの請願を提出してると。そういった中で県の県会議員も県に対して石見地域を守ってほしいという思いの中から請願書を提出したというように聞いております。その16路線を撤退を廃止するんだということだけではなく、やはりこの石見地域の路線を今後も確保していくためには、いろんな先ほど4項目上げまし

たが、そういう意味でうたっていると思いますので、16路線を絶対守るんだという趣旨のもんではないと私は思っております。これ以上、過疎地域が広がっちゃいけない、これ以上生活バス路線がなくなっちゃいけないという中での請願ではないかと私は考えてます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 5番。請願者がこれ石見交通関係のところから入ってる。連合ですよ。それで、これを見る限り石見交通を残す、この16路線を残すために、もっと補助くださいというふうに、これ全体見たら受け取れますので。今の流れとしたらもう撤退してもらって、あとは私は町バスを走らせてきめ細やかな交通体系をつくるべきだろうというふうに思っておりますので、申しわけございませんけど、この請願はちょっと今の時代にちょっと逆行してるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 発言の途中でありますが、チャイムが鳴り終

わるまで暫時休憩といたします。

午前 11 時 59 分休憩

.....

午後 0 時 01 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 反対者の発言を許します。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今日まで努力されて路線バスを営業されておられて、さらに関係者の中にもそこで職場を持っておられるということで、この内容については理解できるところもあるわけですが、同僚議員も発言されたように、現在この町の中で新たな交通システムを構築しようということで、検討が鋭意なされております。そうした中でやはり利便性、さらに効率性、そのところをかんがみて、この請願については賛成をいたしかねるということで討論を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立少数であります。したがって、請願第4号島根県石見地方バス路線確保に関する国・県による支援を求める請願書については不採択と決定いたしました。

日程第25．請願第5号

○議長（滝元 三郎君） 日程第25、請願第5号町民と役場とのトラブルを解決するシステムづくりを求める請願書についてを議題といたします。

本請願につきましてはお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は会議規則第92条第2項の規定により、総務常任委員会に付託して閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、請願第5号は総務常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第26. 議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましてはお手元に配付いたしましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第27. 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第27、文教民生常任委員会の閉会中の

所管事務調査についてを議題といたします。

文教民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第28. 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第28、経済常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調

査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 29. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第 29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議員（9 番 斎藤 和巳君） 議長、継続審査のことでちょっと期限のことですけど。お聞きしてもいいです。

○議長（滝元 三郎君） 何。継続調査。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 文教委員会の継続調査について聞きたいんですけど、ちょっと内容よろしいですか。

○議長（滝元 三郎君） いや、ちょっと。（発言する者あり）

これは申しわけありません。ちょっと手違いがあります。9月のほうが。3月が間違いです。（発言する者あり）局長、ちょっと説明してくれる。わしがせないけんの。こっちのほうが正しいんじゃない。

それでは、訂正をいたします。お手元に配付しております文教民生常任委員会からの閉会中の継続調査申出書の2枚目ですが、所管事務調査通知書の中の4番目の期限がですね、期限というところが3月、ちょっと間違っておりますので、9月定例会までということで訂正をお願いいたします。

なお、本日までに受理……。これ最後だな。

それでは、先ほど障害年金受給と障害者の生活向上に関する意見書提出を求める請願書が採択をされました。この請願は意見書の提出を求める請願でございます。つきましては、発議第7号障害年金受給と障害者の生活向上に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第7号といたしたいと思いますが、これに御異議ありま

せんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、発議第7号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。日程の追加をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後0時 11 分休憩

.....

午後0時 25 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

追加日程第1．発議第7号

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、発議第7号障害年金受給と障害者の生活向上に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異

議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第7号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議

第7号障害年金受給と障害者の生活向上に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出いたします。

なお、本日までに受理をした要望書等はお手元に配付のとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成22年第4回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午後0時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員